

自己点検・評価報告書

2011（平成 23）年度



学校法人 兵庫医科大学

兵庫医療大学

目 次

	頁
序 章	
序 章 -----	1
本 章	
第1章 理念・目的	
1. 現状の説明 -----	2
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	
大学全体-----	2
学部・研究科-----	4
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	
大学全体-----	7
学部・研究科-----	7
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	
大学全体-----	8
学部・研究科-----	8
2. 点検・評価 -----	9
3. 将来に向けた発展方策-----	10
4. 根拠資料一覧 -----	11
第2章 教育研究組織	
1. 現状の説明 -----	13
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	
大学全体-----	13
学部・研究科-----	14
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	
大学全体-----	16
学部・研究科-----	17
2. 点検・評価 -----	17
3. 将来に向けた発展方策-----	18
4. 根拠資料一覧 -----	18
第3章 教員・教員組織	
1. 現状の説明 -----	20

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	
大学全体-----	20
学部・研究科-----	21
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	
大学全体-----	22
学部・研究科-----	23
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
大学全体-----	25
学部・研究科-----	25
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	
大学全体-----	26
学部・研究科-----	28
2. 点検・評価 -----	29
3. 将来に向けた発展方策-----	31
4. 根拠資料一覧 -----	32

第4章 教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明 -----	33
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	
大学全体-----	33
学部・研究科-----	33
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	
大学全体-----	38
学部・研究科-----	38
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	
大学全体-----	42
学部・研究科-----	43
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	
大学全体-----	43
学部・研究科-----	44
2. 点検・評価 -----	44
3. 将来に向けた発展方策-----	45
4. 根拠資料一覧 -----	46

「教育課程・教育内容」

1. 現状の説明 -----	48
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体	

系的に編成しているか。	
大学全体-----	48
学部・研究科-----	49
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	
大学全体-----	55
学部・研究科-----	55
2. 点検・評価 -----	58
3. 将来に向けた発展方策-----	59
4. 根拠資料一覧 -----	60

「教育方法」

1. 現状の説明 -----	61
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	
大学全体-----	61
学部・研究科-----	61
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
大学全体-----	67
学部・研究科-----	68
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
大学全体-----	68
学部・研究科-----	69
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。	
大学全体-----	70
学部・研究科-----	70
2. 点検・評価 -----	71
3. 将来に向けた発展方策-----	73
4. 根拠資料一覧 -----	75

「成果」

1. 現状の説明 -----	77
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	
大学全体-----	77
学部・研究科-----	77
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	
大学全体-----	79
学部・研究科-----	79
2. 点検・評価 -----	80
3. 将来に向けた発展方策-----	81

4. 根拠資料一覧	82
第5章 学生の受け入れ	
1. 現状の説明	83
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	
大学全体	83
学部・研究科	83
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。	
大学全体	85
学部・研究科	87
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	
大学全体	92
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	
大学全体	94
2. 点検・評価	95
3. 将来に向けた発展方策	96
4. 根拠資料一覧	96
第6章 学生支援	
1. 現状の説明	98
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	
大学全体	98
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	
大学全体	98
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	
大学全体	104
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	
大学全体	106
2. 点検・評価	106
3. 将来に向けた発展方策	108
4. 根拠資料一覧	108
第7章 教育研究等環境	
1. 現状の説明	110
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	
大学全体	110

学部・研究科-----	110
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	
大学全体-----	111
学部・研究科-----	112
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	
大学全体-----	114
学部・研究科-----	116
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	
大学全体-----	116
学部・研究科-----	117
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	
大学全体-----	118
学部・研究科-----	118
2. 点検・評価 -----	119
3. 将来に向けた発展方策-----	120
4. 根拠資料一覧 -----	121

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明 -----	122
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	
大学全体-----	122
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	
大学全体-----	123
2. 点検・評価 -----	126
3. 将来に向けた発展方策-----	127
4. 根拠資料一覧 -----	127

第9章 管理運営・財務

「管理運営」

1. 現状の説明 -----	129
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	
-----	129
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	
-----	131
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	
-----	132
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	
-----	133
2. 点検・評価 -----	134
3. 将来に向けた発展方策-----	135

4. 根拠資料一覧	135
-----------------	-----

「財務」

1. 現状の説明	137
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	137
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	140
2. 点検・評価	141
3. 将来に向けた発展方策	141
4. 根拠資料一覧	142

第10章 内部質保証

1. 現状の説明	143
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	143
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	145
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	146
2. 点検・評価	146
3. 将来に向けた発展方策	147
4. 根拠資料一覧	147

終章

終章	149
----------	-----

序章

本書は、兵庫医療大学（以下、「本学」）が、平成24年度「機関別」認証評価受審を、財団法人大学基準協会に申請するための自己点検評価書として取り纏めたものである。

兵庫医療大学は、設置主体である学校法人兵庫医科大学の姉妹校として平成19年4月1日に開学し、平成23年3月末で看護学部、リハビリテーション学部については完成年度を迎え、薬学部については4年が経過した。また、平成23年4月より、新たに大学院修士課程として看護学研究科、並びに医療科学研究科を開設した。

超高齢化社会を迎えつつあるわが国の医療において、優れた医療人を育成することは大きな社会的課題であり、特に、多職種が協働して患者中心の全人医療を進める「チーム医療」は、今後の医療のあるべき形として、その推進の必要性が提言されている（厚生労働省報告、平成23年3月）。このような医療を取り巻く社会環境を背景に、本学は、兵庫医科大学との密接な教育連携の下に、学部や専門職間の壁をなくしたボーダレスな教育環境の中で、将来の「チーム医療」を担える医療人を育成することを重要な使命と掲げ、開学した。具体的に4つのミッションを掲げた。即ち、①幅広い教養と心豊かな人格の育成、②関連分野とのボーダレスな教育環境のもと、専門性の高い知識と技術の修得、③優れたコミュニケーション能力を基礎とした、チーム医療・地域医療を担える資質の育成及び④次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養である。これら4つのミッションを本学の教育の基本とし、順次その目的に向かって、全教員・職員一丸となって新しい大学の構築を行ってきた。

本学は、大学の社会的使命、公共性という観点から、「自己点検・評価」および「情報の公開」の重要性に鑑み、それらを学則に定め、開学以来、今日まで積極的に取り組んできた。従って、上記の大学の使命を達成するために、学部・研究科の独自性と全学的融合性を両立させる学内体制とその活動成果について、自己点検・評価委員会を中核とする本学の内部質保証システムによる検証を続けてきた。

本書は、これらの状況を踏まえ、開学から平成23年5月1日までの本学の学術活動を基本的な対象事項として自己点検・評価したものである。加えて、重要な機関決定事項については5月以降、10月末までのものについてもその実施期日を併記し、対象事項とした。

本書に示すように、認証評価の受審に際し、開学以来4年間の本学教学に対する取り組みを総合的に検証することで、その優れた点を再確認出来たほか、改善すべき課題も明らかになったことは大きな意義をもつものであった。特に、いくつかの改善課題について、即応的な措置がとれたことは、具体の成果として評価している。自己評価書作成の作業を通して、全大学構成員に「大学活動の評価」の必要性、社会性についての認識が高まったと判断している。今後、自らの評価に加え、認証機関による厳正な評定をもとに、将来に向けた改善を重ね、本学の社会的使命を果たす所存である。

平成23年12月1日

学校法人兵庫医科大学

兵庫医療大学 学長

兵庫医療大学 自己点検・評価委員会委員長

松田 暉

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

● 「建学の精神」^{1) 2)}

「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」

兵庫医療大学の設置者である学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」）は、上掲の建学の精神をもとに、今日に至るまで約40年にわたり先進的な医学教育を実践することで、良質な医師を養成・輩出し、阪神地域の医学・医療の中核を担うのみならず、わが国の医学・医療の発展に貢献してきた。

医学並びに医療技術が目覚ましく発展する現在、全人的医療、チーム医療、プライマリケアを含む地域密着型医療が求められている。この背景を踏まえ、本法人は、既に十分な実績を有する医師養成教育の一層の充実を図りつつ、高度な専門性及び豊かな人間性を身に付けた医療専門職者及び医療の進歩・発展に寄与しうる研究者の養成を担うべく、同一法人の姉妹校として、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部からなる兵庫医療大学（以下「本学」）を平成19年に神戸ポートアイランドに開学した。さらに、看護学部・リハビリテーション学部の完成年度を経て、平成23年4月に、大学院看護学研究科（修士課程）と大学院医療科学研究科（修士課程）を新たに併設した。

本法人の「建学の精神」に則り、本学は下記に示す理念・目的・目標を掲げ、全学一体となり、医療人育成のための教育を実施している。

● 兵庫医療大学の使命・目的・目標（兵庫医療大学学則³⁾より抜粋）

第1条 本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の進展に寄与することを使命とする。

②本学は、人の心を大切にする医療、総合的視野と経験に裏付けられた信頼されるチーム医療、そして多様化するライフスタイルに対応できる地域に密着した医療を担える人材を世に送り出すことを目的とする。

● 「教育理念」^{1) 2) 3) 4)}

「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を養成する」。

● 「教育目標」^{2) 3) 4)}

①「幅広い教養と心豊かな人格の育成」、②「関連分野とのボーダレスな教育環境のもと、専門性の高い知識と技術の修得」、③「優れたコミュニケーション能力を基礎としたチーム医療・地域医療を担える資質の育成」、④「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」。

● 教育目標達成のための方策

本学の教育理念・教育目標を達成するため、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科・作業療法学科）の3学部4学科の教育は、学則第6条に定められた共通教育センターによる教養教育と専門基礎教育に加えて、学部ごとの専門的教育カリキュラムにより構成されている。さらに、独自のカリキュラムとして、3学部合同と、兵庫医科大学医学部を含めた4学部合同教育プログラム(下記、学部横断教育プログラムを参照)を導入している。このように、本学はボーダレスな教育体制の中で、医療に求められる豊かな人間性と高い専門知識・技術を修得し、奉仕と協働の精神を培い、チーム医療を担える人材育成を図ることを目指している^{2) 3) 4)}。

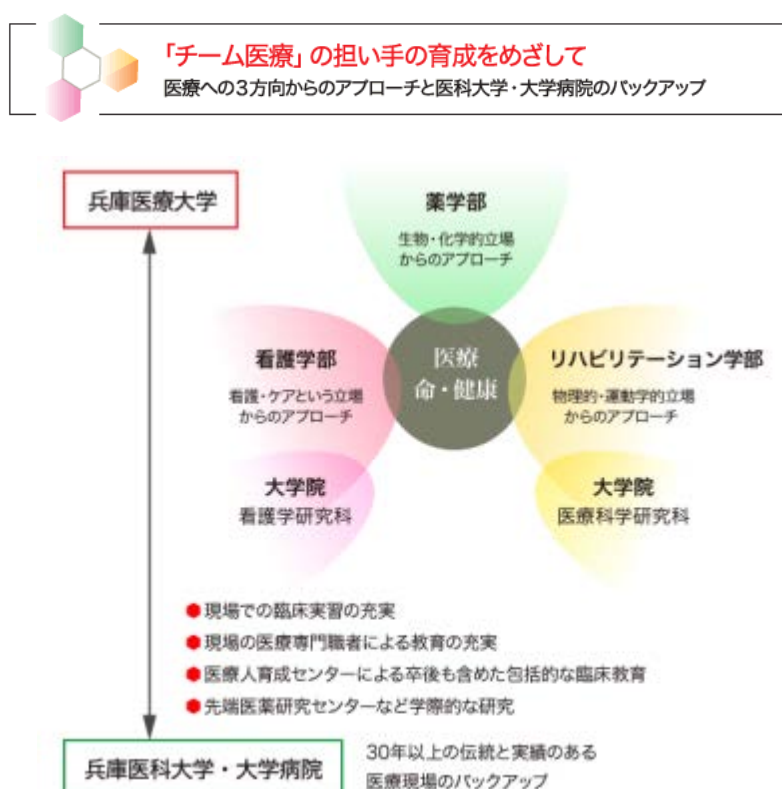


図1-1 兵庫医療大学学部・研究科イメージ図

(<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/distinctive-feature.html>)

● 学部横断教育プログラム（第4章「教育方法」1-（1）に後掲）

医療総合大学としての利点を活かし、ボーダレスな環境の中で医療人育成のための教育を実践することを、本学の教学上の重要な特色と位置付け、学則の教育目標^{2) 3)}に規定している。

学部横断教育カリキュラム（表1-1）は、医療人として目指すべき総合的視点を習得させることを目指すものであり、本学の教育目標達成の重要な方策である。特に、1年次の配当の入門講義としての医療科学概論では、学長、副学長、学部長など学部横断の教員による医療科学の講義に、医療現場（兵庫医科大学病院）での体験学習、さらには学部合同

チュートリアルを配することにより、「チーム医療」に対する学生の早期の意識化を図るものである⁵⁾。本学共通教育センターが、これら学部横断教育プログラムの実施主体としてボーダレスな教育体制の中核を担い、併せて、兵庫医科大学との4学部合同カリキュラムについては、兵庫医科大学医療人育成センターとの連携により実施している⁶⁾。

表1-1. 学部横断教育プログラム

講義科目名	配当年次（単位数）	科目内容
医療科学概論	1年次（必須2単位）	医療科学概論（講義） 早期臨床体験実習 合同チュートリアル（3学部、4学部）＊
チーム医療概論	2年次（必須1単位）	講義、グループワーク
チーム医療論演習	4年次（必須1単位）	4学部合同チュートリアル＊

＊3学部（薬学部、看護学部、リハビリテーション学部）、4学部（3学部＋兵庫医科大学医学部）

<学部>

本学の教育理念・教育目標を学部・研究科教育において実現するために、以下の学部の教育理念・教育目的を掲げ²⁾、4章「教育内容・方法・成果」に示す教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に従い教学活動を実施している。

2) 薬学部

● 教育理念

基礎と臨床を融合させた薬学教育とともに、医学・医療の関連分野との横断的実践教育により、人と社会の健康と幸福に広く貢献できる薬剤師を育成する。

● 教育目的

薬学部では「くすり」（医薬品、化学物質）と「生体」（ヒト、生物／病原体、生体成分）に関する正しい知識とともに、生命の尊厳を畏敬し、人々の健康と幸福を真に願う医療専門職者としての適格な意識を備え、多様な分野で薬学的立場から全人的医療を支えることのできる薬剤師の養成を目指す。

3) 看護学部

● 教育理念

看護学における理論的知と臨床の知が融合した豊かな教育環境のなかで、倫理観に富んだ人間愛を育み、看護の専門的な知・技・心を培うとともに、他職種と協働し、様々な療養の場における人々のクオリティ・オブ・ライフを高め、同時に、地域で生活を営む人々の最適健康状態を導き、維持、増進させる看護専門職者を育成する。

● 教育目的

看護学部は、人の生命や価値観を尊重し、基本的な看護の専門知識・技術・態度を教授し、クオリティ・オブ・ライフの向上をめざし、最適健康状態を維持、増進させる実践力と、医学関連学部間の有機的連携をもとにしたチーム医療に必要な能力を育成するとともに

に、グローバルな視点で保健・医療・福祉の課題を総合的にとらえる、感性豊かで倫理的・創造的な看護専門職者の育成を目指す。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

● 教育理念

リハビリテーション学部は人の機能・活動・社会参加を心身の両面から支援し、幸福と共生に奉仕できることを目指す。そのために幅広い教養、高度な専門的知識と技術、及び教育研究技術を育み、社会人として、また専門職者として社会に貢献できる人材を育成する。

● 教育目的

リハビリテーション学部は人々の幸福と共生に奉仕する精神のもと、リハビリテーションに必要な保健・医療・福祉の知識を教授し、チーム医療実践の場において専門職者として力を発揮することができる総合的実践力、社会の多様なニーズに応え先駆的な教育・研究へ展開できる能力、および生涯にわたって自己を練成できる能力を持った人材の育成を目指す。

4) - 1 理学療法学科^{7) 8)}

理学療法は、身体の傷害に対して温熱・電気・水流・光線・マッサージなどの物理的刺激を加え、機能や能力の回復・維持・予防をはかる治療方法である。近年、筋骨格や関節などの運動器に対する理学療法の他に、加齢による身体機能低下（心臓や肺などの内部臓器の障がい）の予防、機能の向上と維持のための理学療法のニーズは高まっており、それらの技術の基礎にある運動学の実践的知識は今や不可欠となっている。また、理学療法士のスポーツに対する取り組みもますます盛んになってきている。本学科では、これら多様化するニーズの中で、確かな技術と知識を持ち、診療の現場で直面する問題を解決できる「発想力」と「思考力」のある理学療法士の育成を目指している。

4) - 2 作業療法学科^{8) 9)}

作業療法では、病気やけがなどの身体や精神の傷害で、普段の生活が保てなくなった患者さんに対して、その原因を明らかにしたうえで、その人らしい普段の生活が送れるように治療や支援を行う。対象となる傷害は、骨折や腱損傷などの四肢の外傷、高次脳機能障害、高齢者の認知症、小児の発達・学習機能障害、うつや統合失調症などの精神機能の障がいなど多岐にわたる。そこで、「生活活動（食事・入浴など）」「仕事（職業復帰）」「余暇（絵画や手工芸、スポーツなど）」などの作業を組み合わせ、バランスよく心身の健康な生活が送れるよう治療や支援を行う。それぞれの患者さんの年齢、症状、社会的背景、生活様式などを十分に理解して、患者さんの潜在能力を引き出せるように「理解力」、「洞察力」、「柔軟性」を兼ね備えた作業療法士の育成を目指している。

<大学院研究科>

兵庫医療大学大学院の目的（兵庫医療大学大学院学則¹⁰⁾より抜粋）

第2条 本学大学院は、兵庫医療大学の理念に基づき、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに、諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成することにより、人類の福祉の向上と医療の更なる進展に寄与することを目的とする。

本学は、大学院研究科も擁する医療総合大学を構築する将来構想に基づき、開学以来4年間の学部の教育研究実績をもとに、医療人育成のための更なる高度な教育研究を推進するため、平成23年4月に、大学院看護学研究科、同医療科学研究科を開学した。上掲の大学院の目的に沿い、両研究科では、以下を定めている。

5) 看護学研究科^{11) 12)}

● 教育理念

保健・医療・福祉及び社会の変動に対応して、生命と人権を尊重し、看護学の専門的知識と技術に立脚し、創造的かつ科学的に看護が実践できる人材ならびに看護の教育と研究に携わる人材を育成し、人々の健康とQOLの向上及び看護学の進歩・発展に寄与することである。

● 教育目的

保健・医療・福祉の場で行う看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修し、人々の尊厳を護り人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する看護学の教育・研究能力を育成することを目的とする¹²⁾。

6) 医療科学研究科^{13) 14)}

● 教育理念

リハビリテーション学分野については、他職種との連携や学際的な展開が大学院において求められることを考慮し、今後の関連する他分野との連携を考え、研究科の名称を医療科学研究科とし、スタートにおいてはリハビリテーション科学分野を設置した。医療科学研究科では、まずリハビリテーション科学領域における研究の発展と高度実践専門職者の養成を目指す。本学リハビリテーション学部教育の基盤である理学療法学・作業療法学を中心とし、科学的思考に支えられた高度な実践力の獲得を目指し、チームを形成し活動する力を養い、患者や地域住民のクオリティ・オブ・ライフの向上に資することを目標とする。

● 教育目的

リハビリテーション科学領域に、病態運動学分野および人間活動科学分野の2つを設け、それぞれの分野において必要となる理論ならびに技術を修得することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするプログラムと、高度実践専門職者の育成を目指すプログラムとをおき、教育研究活動を推進する人材の育成や、より高度な臨床実践能力をもつ人材育成を設置の目的としている¹⁴⁾。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

● 社会への公表

情報開示(学則第3条1項)³⁾

本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報開示するものとする。

本学では、学則に則り、積極的な情報開示に努めている。理念・目的などについては、すでに、本学公式WEBサイト(以下、「ホームページ」)上の大学概要で公表する他、同サイトの「情報の公表」の「1. 大学の教育研究上の目的に関すること」に開示している¹⁵⁾。

刊行物として学内外の機関(配布数約 2,000)に配布している兵庫医療大学年報(平成19年度、同20・21年度版¹⁶⁾)には、本学の理念・目的のほか、組織、教員構成、教育研究活動の成果など、多項目にわたる教学事項の実施状況をまとめて収載している。

その他、本学の理念・目的などは、教職員による高校訪問(平成22年度、448高校)、高校派遣スポット授業(同、66校)、高校大学間連携授業(同、43回/4高校)、体験実習等(同、19校)および、地方入試説明会(同、3回)においても周知を図っている。

● 教職員・学生への公表

教職員に対しては、年2回(1月及び4月)の全学教員集会において、学長による年度計画の説明と、その進捗状況の評価の中で、本学の理念・目的についての意識の共有を図っている¹⁷⁾。さらに、学部単位のエデュケーション要項の冒頭に、建学の精神、大学と学部の教育理念・目的・目標を掲げている²⁾。加えて、学生に対しては、常に携行することを義務付けている学生ハンドブックに、建学の精神、教育理念、学則などを収載している。教職員については、全学ファカルティ・デベロップメント(以下「FD」)ワークショップ、学生に対しては学年別オリエンテーションなどを通し、周知徹底を図っている。

2) 薬学部、看護学部、リハビリテーション学部共通

各学部の教育理念、教育目的などの学生への周知徹底は、学年進行に伴う学年毎教育ガイダンスの中で図っている。また、学生の保護者に対しては、入学式後の保護者説明会や保護者懇談会(年1回開催)の際に教育要項を配付し、周知を図っている。

また、学外へは、冊子体の大学案内(Campus Guide)やホームページにより公表している。

3) 看護学研究科、医療科学研究科共通

看護学研究科、医療科学研究科では、平成23年4月の開講に合わせ、大学院案内冊子を関連機関等に配布(平成22年度約1,000部)するとともに、ホームページにおいても公表している^{11) 13)}。学内においては、学年毎の説明会を開催するほか、学外を含む受験希望者には個別受験相談を通して研究科の理念・目的などの周知を図っている。入学後は学生と教職員対象のガイダンスで履修要項をもとに、周知徹底を図っている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

理念・目的の検証については、特に教育目標の達成のための方策について、以下の4つの学内外の会議体により、学内的視点、法人としての視点、医療人育成という社会的視点から、その適切性について検証し、具体的教育研究プログラムへと反映させる体制としている。

● 学内委員会（自己点検・評価委員会、および全学FD委員会）

学長を委員長とする自己点検・評価委員会が本学の内部質保証システムの中核をなす会議体で、その審議事項について、その下部にある管理・運営、教育、研究、社会貢献の4つの部会、および全学FD委員会が、点検・改善の企画・立案を担当する仕組みとなっている（第10章 内部質保証1－（2）に後掲）。その代表例を一つ挙げる。

「自己点検・評価に関する全学教員アンケート」：平成22年度末に、全学教員のアンケートによる開学4年度末での大学実績評価を実施した。その結果、大学のミッションの適切性、その達成度、並びに前掲の4つの教育目標の各々について、平均以上の評価点が80%を大きく超え、教員が高く自己評価する結果となった。但し、教育目標の4については、特に、国際性の涵養という点で平均を下回っていた¹⁸⁾（第10章 内部質保証1－（1）に後掲）。また、全学FD委員会主催の全学ワークショップにおいて、全教員によるグループ討議を実施し、課題についての相互認識を高めるとともに、抽出された課題について、改善への提言として纏めた¹⁹⁾。これらの検討結果をもとに、自己点検・評価委員会の部会で、抽出された課題への対応を図る体制としている。これら教員アンケートは、本学の4年間の教学活動をPDCAサイクルの視点から検証したものであり、問題点を抽出することにつながった。

● 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会²⁰⁾

兵庫医科大学、同病院と本学の役職者が定期的に会合を持ち、本学における教学事項の実施状況について審議し、相互の連携体制の強化を図る目的でこれまで5回実施している。²¹⁾

● 学校法人兵庫医科大学連携病院の会²²⁾

兵庫医科大学連携病院の会（兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、関西地区約120医療機関で構成）の会議において、本学の教育研究の実施状況を説明し、併せて、医療現場からの意見を取り入れる目的でこれまでに3回実施している。

2) 学部・研究科

<学部・研究科共通>

学部等の学生の受け入れ方針はすでに策定し、公表していたが、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、策定し公表した（平成23年9月）。また、教授会、学科会議、学部ごとのFD会議などにより、教育目標達成のための方策の検証を行っている。以下、学部独自のものについてのみ記載する。

3) 薬学部

薬学部は、設置計画履行の途上にあるが、設置認可時の留意事項について、課題に即した学部FD活動を実施するなどによりその着実な履行を進めている。また、既に、設置後4年間の教学活動については、薬学教育評価機構の「自己評価22」に則り、自己点検し、自己評価書を公表している²³⁾。

4) 看護学部

看護学部は、平成 22 年度より年 2 回の看護学部 FD 研究会を続け、完成年度を迎える平成 23 年 3 月の第 2 回学部 FD 研究会「4 年間の看護学部の教育課程の点検」において、教育理念や教育目的、教育目標に照らした教育課程や教育内容・方法を検証し、今後の改善へ向けた課題を抽出している²⁴⁾。

5) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、理学療法学科と作業療法学科から構成されるため、学部としての視点からは、教授会（1 回/月）に加えて、学部連絡会議（1 回/週）を設け、学部としての観点から検証を加えている。また、各学科では、学科会議（1 回/週）により、学科レベルでの課題を検証している。学部 FD 活動²⁵⁾による課題の検討も行っている

6) 看護学研究科、医療科学研究科共通

大学院研究科設置認可（平成 22 年 12 月）において、留意事項に挙げられた項目を着実に履行し、本学研究科の教育理念・目的の達成を目指して教育を開始している段階である。教育理念・目的等の適切性については、毎年度の募集要項や履修要項・シラバスの検討を通じて定期的に検証する。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

● 「理念・目的・教育目標」の明確化、適切性等

本学の設置主体である学校法人兵庫医科大学の「建学の精神」をもとに設定された本学の「理念・目的・教育目標」は、明確に学則に規定されている。地域医療における学校法人兵庫医科大学の長年の実績をもとに、新たに「チーム医療」を担える薬剤師、看護師、保健師、助産師、理学・作業療法士を育成するという本学の理念・目的は、本法人の実績と資源に裏付けられている。

● 我が国の今後の医療における「チーム医療」の推進と、それを可能にする医療人の育成は喫緊の課題と位置付けられている（厚生労働省報告²⁵⁾）。その視点から見ると、ボーダレスの環境で、チーム医療を担える医療人を育成するとの本学の教育理念・目的は、まさに時代を先取りしたもので、社会的要請に応えるものであろう。

● 兵庫医科大学医学部をも含む学部横断教育プログラムなどは、医療総合大学として初めて可能になる教育方策であり、医療への総合的認識の涵養と、医療現場に対する理解の醸成、異なる学部学生間でのコミュニケーション力の育成を可能にする本学独自の方針といえる。

● 「理念・目的・教育目標」などの公表と適切性の検証

大学の基本情報の公表については、学則に定め、学内外に積極的に開示している。その適切性の検証については、学内の内部質保証システムによる他、学外の意見を反映する体制もとっている。

● 開学以来、学生募集、定員充足について、高いレベルを維持していること（第 5 章 学生の受入れ 1—(3)—1 に後掲）から、本学の「理念・目的・教育目標」などの社会的認知度は、新設大学としては十分に高いと判断している。

● 本学の第 1 期生の国家試験合格率（看護師 100%、理学療法士 95.1%、作業療法士 94.4%）

は、全国平均を大きく上回り、また、その就職率（就職希望者あたり）は看護学部、リハビリテーション学部とも、ほぼ 100%であり、トップレベルのランキングであったこと²⁶⁾から医療人育成という社会的要請にも十分に答えていると分析している。

2) 学部・研究科

<学部・研究科共通>

本学の「教育理念・目的・教育目標」に合わせ、学部・研究科ごとの「教育理念・目的・教育目標」を定め、種々の媒体により、学内外に公表し周知を図っている。また、その達成のための取り組みは、学部自己点検・評価委員会、学部 FD 委員会の議論を通して検証している。以下、学部・研究科の特徴ある取り組み及び一部の成果のみ記載する。

3) 薬学部

薬学教育評価機構の主宰する「自己評価 22」に則り、開学以来4年間の教学活動について自己点検・評価し、「自己評価書」をホームページ上に公開した²⁵⁾。また、教育成果の一指標とも言える4年次学生を対象とする CBT (Computer - based Testing)、OSCE (Objective Structured Clinical Examination) (平成 22 年度実施) では、極めて高い合格率を示した (合格者/受験者 ; CBT、146 名/147 名 ; OSCE、147 名/147 名)。

4) 看護学部

継続的な学部 FD 活動による教員の教育力の向上、学生の学習環境の整備などにより、国家試験、就職というパラメーターにおいて、医療人育成という目標を十分に達成できている (前掲)。

5) リハビリテーション学部

各種の教員会議を設定し、2つの学科における固有の教学視点と、それを包括する学部としての視点を明確にし、周知徹底することで教育効果が上がり、国家試験合格、就職というパラメーターにおいては、医療人育成という目標を十分に達成できている (前掲)。

6) 看護学研究科・医療科学研究科共通

設立認可時の留意事項の履行を引き続き着実に進めていく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

- 学部・研究科について、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針については、策定・公表が遅れたことから (平成 23 年 9 月に全学部・研究科で策定し公表¹⁵⁾)、学生と教員への周知が十分といえず、その周知と、それらに準拠した教育活動の徹底を図る必要がある。
- 4つの教育目標のうちの「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」についての取り組みが不十分である。

2) 学部・大学院研究科

- 大学全体で述べた事項を、学部・大学院研究科レベルで行う。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

- 引き続き、教育目標の達成と適切な広報により、3学部2研究科の学生の定員充足を維持する。自己点検・評価委員会と FD 委員会の活動により教員の教育力をアップする。

● 本学の特徴的なカリキュラムである、学部横断教育プログラムについて、本学共通教育センターと兵庫医科大学医療人育成センターとの継続的な検討により、より独自性のある教育効果の高いものとして定着させる。共通教育センターを中心にした本教育プログラムへの取り組みは、教員が学部の枠組みを超えて教育に取り組む必要性を認識する良い機会でもあり、継続する。

● 兵庫医科大学及び同病院との連携を、教育のみならずキャリア支援まで拡充するための方策を策定する。

2) 学部・研究科

● 看護学部、リハビリテーション学部については、国家試験、就職において引き続き、高い実績を維持する。

● 看護学部、リハビリテーション学部は、1期生の教育実績をもとに、カリキュラムの見直しを含めた、これまで4年間の教育目標達成の方策の妥当性について改めて検証する。

● 薬学部、看護学研究科、医療科学研究科については、設置認可時の留意事項を着実に履行し、1期生の卒業・終了に向けて、その教育成果の達成を図る。

②改善すべき事項

1) 大学・学部・研究科共通

● 学生の受け入れ方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の大学内外での周知、理解の向上を各種の広報媒体及び、教職員FD活動、学生ガイダンスなどで図る。

● 大学の教育目標4の「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」にかかる「国際性の涵養」について、国際交流委員会の活動により、取り組みを強化する。

4. 根拠資料

1) 学生ハンドブック（平成23年度学生便覧） 4頁【1-1】

2) 兵庫医療大学教育要項（平成23年度版）【1-2】

ー薬学部医療薬学科【1-2）-1】

ー看護学部看護学科【1-2）-2】

ーリハビリテーション学部理学療法学科【1-2）-3】

ーリハビリテーション学部作業療法学科【1-2）-4】

3) 兵庫医療大学学則第1条（使命、目的及び目標）【1-①】（再掲）

学生ハンドブック（平成23年度学生便覧）113頁【1-1】（再掲）

4) 兵庫医療大学ホームページ「教育理念・教育目標・概要」【1-4】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/target.html>

5) 教育要項（平成23年度）（薬学部医療薬学科）125-127ページ【1-2）-1】（再掲）

6) 2010年度全学部共通「チーム医療演習」実施要項【1-6】

7) 兵庫医療大学ホームページ「理学療法学科」トップページ【1-7】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/physical-therapy.html>

8) Campus Guide2012（兵庫医療大学）、20-27ページ【1-8】

9) 兵庫医療大学ホームページ「作業療法学科」トップページ【1-9】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/occupational-therapy.html>

10) 兵庫医療大学大学院学則【1-②】（再掲）

学生ハンドブック（平成23年度学生便覧）136ページ【1-1】（再掲）

- 11) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」 1. 目的など(看護学研究科) 【1-11】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-nurse.html>
- 12) 兵庫医療大学大学院設置申請書（設置の趣旨を記載した書類） 4、15 ページ 【1-12】
- 13) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」 1. 目的など（医療科学研究科） 【1-13】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-medical.html#rinen>
- 14) 兵庫医療大学大学院設置申請書（設置の趣旨を記載した書類） 7-8 ページ 【1-12】（再掲）
- 15) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」の公開一覧 【1-15】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information.html>
- 16) 兵庫医療大学年報（平成 19 年度） 【1-16-1】
兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度） 【1-16-2】
- 17) 全学教員集会「兵庫医療大学 平成 22 年度のスタートにあたって」（平成 22 年 4 月 1 日）スライド資料 【1-17】
- 18) 自己点検・評価に関する全学教員アンケート集計結果 【1-18】
- 19) FD 委員会からの提言（平成 23 年 3 月 31 日） 【1-19】
- 20) 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会規程 【1-20】
- 21) 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会議事要旨（第 4 回、平成 21 年 11 月 16 日） 【1-21】
- 22) 学校法人兵庫医科大学連携病院の会（平成 22 年度開催パンフレット） 【1-22】
兵庫医療大学年報平成（20・21 年度） 105 ページ 【1-16）-2】（再掲）
- 23) 兵庫医療大学薬学部自己評価書（平成 23 年 4 月） 【1-23】
<http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/yakugakubu/evaluate-yaku22.pdf>
- 24) 平成 22 年度第 2 回看護学部 FD 研究会グループ討論まとめ（平成 23 年 5 月 19 日看護学部教授会資料） 【1-24】
- 25) チーム医療の推進について（チーム医療の推進に関する検討会 報告書）（厚生労働省、平成 23 年 3 月 19 日） 【1-25】
- 26) サンデー毎日(平成 23 年 7 月 24 日号)、68-75 ページ 【1-26】

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

1) 大学全体

本学は、第1章に示した理念・目的・教育目標のもとに、薬学部医療薬学科（定員 150 名）、看護学部看護学科（定員 100 名、3 年編入定員 10 名）、リハビリテーション学部理学療法学科（定員 40 名）・作業療法学科（定員 40 名）の3学部4学科で発足した。また、3 学部の基礎的共通領域の教育をサポートする組織として共通教育センターを設置した。さらに、看護学部とリハビリテーション学部の完成に合わせ、平成 23 年 4 月に大学院看護学研究科と医療科学研究科を併設した。図 2-1 はその組織概要図である^{1)・3)}。

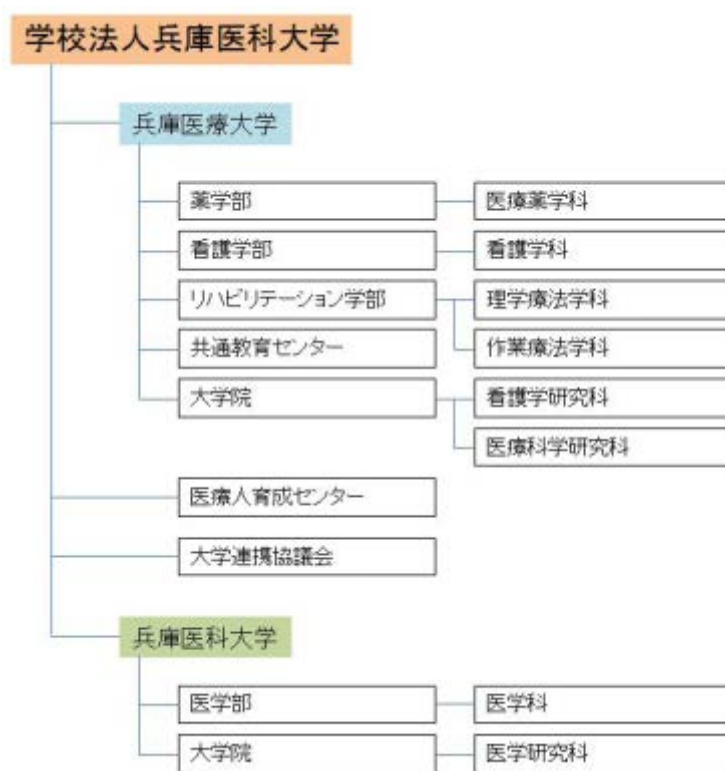


図 2-1 学校法人兵庫医科大学 教育研究組織概要図

さらに、兵庫医科大学との連携を図るため、設立当初（平成 19 年 4 月）から学校法人兵庫医科大学大学連携協議会を置き、また教育面の共同講義や臨床実習について連携・調整を図るため、医療人育成センター（旧称:医学医療教育研修センター）を本法人組織として平成 19 年 4 月に設置した^{2)・3)}。また、組織概要図には示していないが、全学の教育研究施設として附属図書館、キャリアデザインセンター、RI 実験センター、動物実験センター、共同機器室、などを有する^{4)・5)・6)}。薬学部には、兵庫医科大学及び外部との共同研究推進のため、先端医薬研究センターを付設している。

第1章の「理念・目的」に述べたように、本学の教育研究組織は、「ボーダレス」な教育研究環境の下で、「チーム医療」を担う医療人を育成する教育を主眼として編成している。従って学部・大学院研究科共に、各々の基盤領域の教員に加えて、豊富な臨床実務経験を有する教員を配置している。このように、本学における、医療人育成教育のための方策とその実施主体の教育研究体制の構成は、「チーム医療の推進についての社会的要請」⁷⁾にまさに応えるものである。

2) 薬学部

薬学部においては、医療薬学教育に重きを置き、兵庫医科大学における永年にわたる医学教育を通じて培った臨床教育資源を有効に活用しながら、臨床現場に根ざした教育研究を行うことを主眼に教員組織を構成している。その特徴的な例は薬剤師としての実務経験を持つ8名の教員の他、臨床医として医療機関を兼務する教員を5名配することで医療の現場に即した教育をも可能にすることを方策としている。

教育研究組織においては、設置申請の通り、講座制ではなく、科目毎に教員を配置する科目分野制を敷いている。この体制では、個々の教員が連動して柔軟に教育研究活動に取り組むことができ、また、個々の教員では対応しきれない新しい必修科目についても全教員の協力並びに経験に基づき、より良い形で実施できるといえる。

薬学部の特徴的な教育研究のための施設としては、薬学部の附属施設である薬用植物園、臨床薬学研修センターおよび先端医薬研究センターがある。先端医薬研究センターは、医薬・医療に関する最先端の研究開発を行い、その成果を疾病の治療及び予防に反映させることを目的として、医学及び薬学等の関連分野の研究推進を図るために設置されたもので、現在、本学薬学部と兵庫医科大学との共同研究プロジェクトが稼働している⁸⁾。

3) 看護学部

実践の科学である看護学を体現する看護専門職者を育成する看護学部として、学部教育は学生にとって生涯学習の基盤づくりであり、同様に将来を展望しやすい教育環境であることを旨とし、看護専門職の実務経験を有する教員のみの構成としている。そして、基盤看護学・療養支援看護学・家族支援看護学・生活支援看護学の各専門領域には教授、准教授、講師、助教・助手を適正に配置している⁹⁾。

看護学部教員は兵庫医科大学病院看護部スタッフと連携した看護学臨地実習の環境作りを使命とし、様々な場で活躍する卓越した看護専門職者や看護の実践内容に触れることができる環境を維持している。学部基盤教育と臨地が融合した豊かな実習環境における看護学教育の実践においては、卓越した実践能力をもつ看護師を教育教授・准教授として配置し、教育（講義・実習）に参画する体制をとっている¹⁰⁾。また、平成23年3月に完成年度を迎え全教員が整ったことに伴い、看護学部学士課程教育に特化した体制を組織化することを目的として、学部内委員会を整備した。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科・作業療法学科共通>

保健・医療・福祉の分野では、新しい知識の普及や技術の導入、利用者が選択可能な多様

なプログラムの提供が求められている。さらに、近年の高齢化と少子化及び慢性疾患の増加による疾病構造の変化によって、特にリハビリテーションは、健康増進から障がい予防・治療に、そしてより質の高い生活を推進するためには欠くことのできない分野となっている。このような多様なニーズに対応して効果的なリハビリテーションを実現するためには、保健・医療・福祉に係る幅広い知識と高度な専門性を備えた理学療法士・作業療法士の人材が要求され、その傾向は近年ますます強くなっている¹¹⁾。

本学と同一法人下にある兵庫医科大学では、先駆的にリハビリテーション医学に力を入れてきた歴史があり、これまで兵庫医科大学病院やささやま医療センターにリハビリテーションセンターを設置し、リハビリテーション科専門医の育成に取り組んでいる。また、急性期から回復期を経て維持期へと移行する全過程を通じて、各人の状態に応じた適切なリハビリテーションを継続的に提供するためのシステム確立の基幹的機能を担う「圏域リハビリテーション支援センター」の指定を受けるなど、リハビリテーション分野における充実した教育基盤を備えている。

これらの基盤のもとに、理学療法学科と作業療法学科は、各々の教育目標（第1章「理念・目的」に既出）に沿って教学を遂行できる適切な教員を配置している⁹⁾。

<研究科>

5) 看護学研究科

大学院看護学研究科の教育研究組織は、看護学の専門性に応じて基盤看護学・療養支援看護学・家族支援看護学・生活支援看護学の4分野で構成し、合わせて看護学基礎研究と看護学課題研究・高度実践の2領域を担う構成であり、研究科の理念・目的である看護学の科学的・専門的探求、及び看護学教育研究者と高度専門看護職者の育成に適した組織構成としている（図2-2）¹²⁾。

看護学の専門分野に共通する理論、倫理、教育研究、管理等については、学外の看護実践者・教育者の協力を得て組織の充実を図り、科学的根拠に基づく高い専門知識と看護実践への応用を教授する研究科共通科目については、学内全学部と共通教育センター、さらに兵庫医科大学の協力を得て本学の教育環境の特色を反映し、連携・協働を促進する組織となっている。

看護学研究科教員組織は、大学院学則¹³⁾に基づき研究科委員会を置き、研究科長と大学院担当教員の教授及び准教授で構成し、研究科長が学事を統括し、研究科委員会を定期的、及び必要時に開催することで運営している。

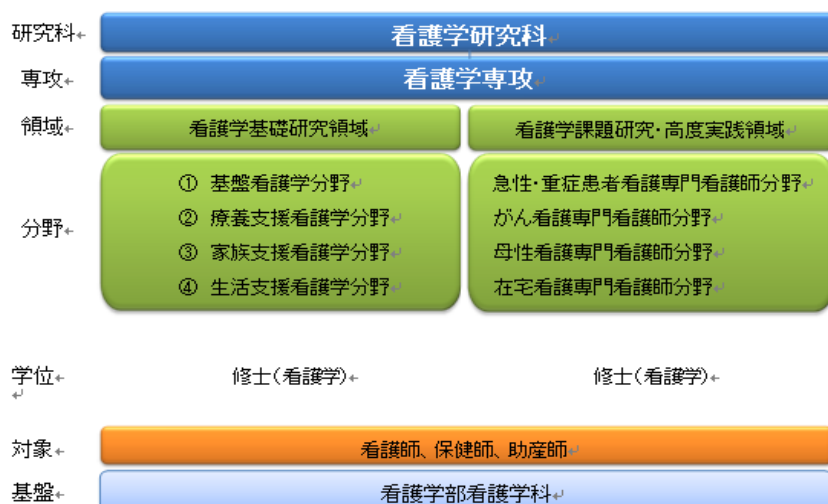


図2-2 看護学研究科の教育研究組織

6) 医療科学研究科

医療科学研究科では、まずリハビリテーション科学領域における研究の発展と高度実践専門職者の養成を目指し、学部教育の基盤である理学療法学・作業療法学を中心に科学的思考に支えられた高度な実践力を獲得し、チームを形成し活動する力を養い、患者さんや地域住民の生活の質の向上に資することを目標とする。また、本学は兵庫医科大学におけるリハビリテーション専門医、各領域の臨床医学・基礎医学の専門職との連携が可能であり、その特徴を生かして、言語聴覚士や看護専門職、福祉関連専門職などにも広く門戸を開き教育・研究を提供する。医療科学研究科の概要を図2-3に示した¹²⁾。

リハビリテーション科学領域に、病態運動学分野および人間活動科学分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論ならびに技術を修得することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするプログラムと高度実践専門職者の育成を目指すプログラムをおき、より高度な実践能力をもつ人材育成や教育研究活動を推進する。

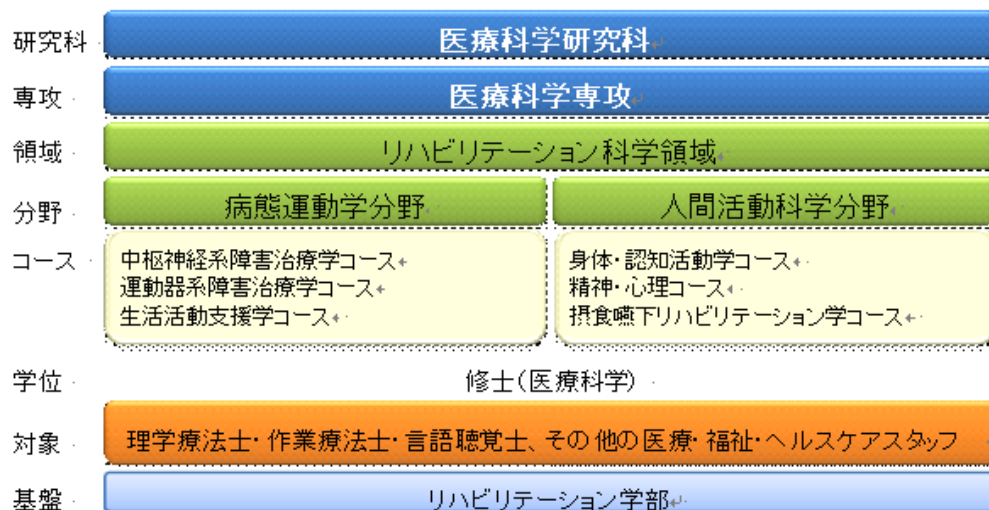


図2-3 医療科学研究科の教育研究組織

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

- 本学は、開学5年目であり、看護学部とリハビリテーション部は完成年度に達しているが、薬学部は平成24年度で完成である。そのため、これまで毎年大学設置審議会による書面・実地・面接調査を受け、その中で法人組織との関係を含めて組織の適切性についても評価・検証されている¹⁴⁾。欠員の教員の補充についても、設置趣旨に合致した人材を充てている。これら教員の補充については、新たに公募制の導入による有用な人材の確保につとめている（平成23年度より実施）。
- 本学の教学事項に関しては、その組織の在り方も含め、大学全体の自己点検・評価委員会で課題を抽出し、検証する体制を構築している。そのもとで、学部・研究科が各々の学部等自己点検・評価委員会や、学部FD委員会により具体の対応を検討している（第10章「内部質保証システム」に後掲）。

2) 薬学部、看護学部、リハビリテーション学部

看護学部、リハビリテーション学部については、学部自己点検・評価委員会、学部 FD 委員会などにより、4 年間の実績を踏まえ、教育内容の見直し、さらにはそれに伴う教育研究組織の検証を行っている。薬学部については設置計画途上であり、設置趣旨の着実な履行に努めている段階であり、教育研究組織の検証などは実施していない。ただ、薬学教育評価機構による「自己評価 22」に準拠し、開学以来 4 年間の教学活動についての自己評価書を公表している¹⁵⁾。また、先端医薬研究センターについては、学内セミナーを開催して研究成果の報告を行なうことで、その設置主旨を評価している。

3) 大学院看護学研究科・医療科学研究科

教育研究組織の検証は、両研究科共に開設直後であることから、設置趣旨を確実に履行し、教育研究実績を蓄積した完成年度後に検証する。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

- 前項で記したように、本学の教育研究組織についての点検・評価については、設置審によるものが主であり、大学認可時（平成 18 年 11 月）と大学院研究科認可時（平成 22 年 12 月）に各々明示された留意事項を着実に履行してきた（第 10 章の内部質保証で後掲）。また、開設後は毎年の書面調査、実地調査あるいは面接調査いずれにおいても留意事項は「該当なし」であり、計画が順調に進捗していると評価されている¹⁴⁾。

- 本学教学活動の骨子である「ボーダレス」な環境での学部横断カリキュラム（第 1 章「理念・目的」に前掲）を遂行するために、各学部、共通教育センター、及び、法人組織の医療人育成センター協力のもと、本学が医療総合大学として極めてアドバンテージのある教学実施体制を構築できている。

2) 薬学部、看護学部、リハビリテーション学部

学部では、薬学部が完成年度に達していない段階であり、大学全体の視点から教育研究組織の適切性等を十分な根拠をもって評価することは難しい。しかしながら、完成年度に達した看護学部、リハビリテーション学部の第 1 期生の国家試験合格率と就職率が極めて高いレベルであったこと（第 1 章「理念・目的」で前掲）から見ても、大学の目的である医療人育成のための教育は、十分に達成されていると判断する。

併せて、薬学部については、開学 4 年間の教育の一つの指標ともいえる薬学共用試験の合格率（CBT:99.3%OSCE:100%）を見る限り、十分に機能していると評価できる。

研究組織としての評価は、教員の研究活動、共同研究、科学研究費補助金などを指標に鑑みると、新設大学の教育、管理運営などに多くの時間を要することなどを勘案しても、十分な成果を挙げていると判断できる（第 7 章「教育研究等環境」に後掲）。

②改善すべき事項

1) 大学全体

前項までで記したように、本学の教育研究組織についての点検・評価については、いずれも設置審によるものが主であり、特記すべき事項はない。

2) 薬学部

教育研究組織が科目分野制を敷いている関係上、1科目につき1名の教員となっている。教員は、自分の担当授業科目や研究実習（研究室に配属された学生の教育）のみならず、完成年度が近づくにつれ、実務実習事前学習や病院・薬局実務実習の補助教員として動員されることから、業務過剰の状態となっており、教育・研究の質の確保が難しくなっている。

3) 看護学部・リハビリテーション学部、看護学研究科・医療科学研究科

特記すべき事項はない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学教学遂行の独自方策である「ボーダレスな環境での教育の実践」を、その実施体制も含め、より教育効果のあるものに発展させる。

2) 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部

現有の教員組織の下で、看護学部、リハビリテーション学部については、引き続き高いレベルの教育成果を維持するほか、4年間の教学活動の点検を行い、教育研究と管理運営などの適切な配分により、より教育力を高める方策を検討する。薬学部については、設置趣旨を着実に履行し、高い教育成果を達成することを目指す。

3) 看護学研究科・医療科学研究科

設置趣旨を着実に履行し、高い教育成果を達成することを目指す。

②改善すべき事項

1) 大学全体、学部、研究科

全学部・研究科の完成年度に合わせ、それまでの教学活動の実績をもとに、教員にかかる種々の教学業務、管理運営業務のあり方について検証し、現在の教育研究組織のより機動的な運営を図る。

4. 根拠資料

1) 学校法人兵庫医科大学ホームページ「学校法人組織機構図」【2-1】

<http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/organization/>

2) 兵庫医療大学年報（平成20・21年度）7ページ【1-16）-2】（再掲）

学校法人兵庫医科大学ホームページ「医療人育成センター」【2-2】

<http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/cooperation.html>

3) 兵庫医療大学年報（平成20・21年度）92ページ【1-16）-2】（再掲）

4) 兵庫医療大学年報（平成20・21年度）97,99,101,102,136,139ページ【1-16）-2】（再掲）

5) 兵庫医療大学公式ホームページ【2-5】

図書館 <http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/library.html>

RI 実験センター

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/research-institution/ri.html>

動物実験センター

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/research-institution/center-animals.html>

共同機器室

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/research-institution/common-experiment/243.html>

キャリアデザインセンター

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/career.html>

- 6) 兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度）95 ページ【1-16】-2】（再掲）
- 7) チーム医療の推進について（チーム医療の推進に関する検討会報告書）（厚生労働省、平成 23 年 3 月 19 日）【1-25】（再掲）
- 8) 兵庫医療大学ホームページ「先端医薬研究センター」【2-8】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/research-institution/2008-11-07-10-37-28.html>
- 9) 兵庫医療大学設置申請書（設置の趣旨等を記載した書類）（看護 8-10, 18, 43-44, リハ 10-14, 18-20, 44-45 ページ）【2-9】
- 10) 兵庫医療大学教育教授等に関する規程【2-10】
- 11) 兵庫医療大学設置申請書（設置の趣旨等を記載した書類）14 ページ【2-9】（再掲）
- 12) 兵庫医療大学大学院設置申請書（設置の趣旨等を記載した書類）5、10 ページ【1-12】（再掲）
- 13) 兵庫医療大学大学院学則【1-②】（再掲）
学生ハンドブック（平成 23 年度学生便覧）136 ページ【1-1】（再掲）
- 14) 兵庫医療大学ホームページ「設置に係る設置計画履行状況報告書（抜粋）」【2-14】
<http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/ac23undergraduate.pdf>
- 15) 兵庫医療大学薬学部自己評価書（平成 23 年 4 月）【1-23】（再掲）
<http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/yakugakubu/evaluate-yaku22.pdf>

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

本学は教員に求める能力・資質等を明確にすることを目的として、その設置計画に「教員組織の編成の考え方及び特色」を定めている¹⁾。

● 共通教育センターの設置

医療専門職者として専門知識・技能と並んで必須の資質である豊かな人間性の涵養のためには、教養教育及び専門基礎教育は極めて重要であることから、教養教育の質の確保、並びにチーム医療教育を中心とした専門基礎教育の学部横断的教育のために、共通教育センターを設置し、基礎分野及び専門基礎分野のカリキュラム管理・運営・教育方法の改善を組織的かつ効果的に行い得る体制を構築している。具体的には医師をはじめこれまで医学部における医療系専門基礎科目、あるいは倫理学、心理学を専門とする教員を配置した。

● 実務経験豊かな教員の登用

専門科目教員については、教育研究業績の豊富なベテラン教員と研究における将来性及び教育への情熱を持つ若手教員をバランスよく配する²⁾。また本学の教育機能は高度な医療専門職者養成を特化することと位置付けており、各学部とも実務経験豊富な教員を積極的に登用している（表3-1）。一方で、特に研究を志向する分野には博士号を有する教員を配しており³⁾、研究の充実への配慮も十分行っている（表3-2）。

表3-1 各学部教員の医療専門職者数

	薬学部	看護学部	リハビリテーション学部	共通教育センター
医 師	7	—	4	1
薬 剤 師	30	—	—	—
看 護 師	—	41	—	—
保 健 師	—	24	—	—
助 産 師	—	9	—	—
理学療法士	—	—	8	—
作業療法士	—	—	10	—

表3-2 専任教員の学位保有数

		薬学部	看護学部	リハビリテーション学部	共通教育センター
教 授	博士	17	5	10	5
	修士	—	5	—	1
准教授	博士	6	3	2	2
	修士	—	2	—	—
講 師	博士	7	—	3	1
	修士	1	8	4	1
助 教	博士	10	—	—	—
	修士	4	11	—	—

また教員の役割分担、責任の所在を明確にし、本学の特質である医療専門職者育成の目的から、実務経験を有する教員を要所に配している。薬学部では従前のような化学系科目教員に加え、生物系・医療系科目及び医学・医療分野科目の担当教員を配した。看護学部では実務経験をベースとした実践力を養うための教育を行いうる看護専門職者を、リハビリテーション学部ではリハビリテーション医学、整形外科、神経内科、精神科、運動学、義肢装具学、老年期障害などの専門知識を有する医師、理学療法士、作業療法士をそれぞれ専任教員として配した。また大学院各研究科では臨床経験を有し、臨床現場での指導を実践できる教員をもって充当することとしている。

本学が育成する医療専門職者の一つの特性として、医学に関する十分な知識を持つ人材を志向しており、解剖学・生理学等の基礎医学並びに内科を始めとした臨床医学系の科目を各学部学科とも十分に開講していることから、これらを教授するための担当教員を豊富に配している。また同一法人の兵庫医科大学医学部教員のうち本学の臨床医学系科目を担当する教員は、表3-3のように通常の非常勤教員ではなく、それぞれの科目を開講する学部学科の専任教員と同等の兼任教員として教育・研究に従事している。

表3-3 各学部における兵庫医科大学医学部兼任教員数

	薬学部	看護学部	リハビリテーション学部
教 授	9	14	10
准教授	4	9	5
講 師	7	8	12
助 教	1	9	6

2) 薬学部

薬学部の教育目標は、6年間の修業年限中に基礎と臨床を融合させて、医学・医療の関連分野との横断的実践教育を行うことである。これを達成するためには高度な専門知識を有する教育スタッフが必要となる。そこで薬学部では、これまでの4年制薬学教育で比重の高かった化学系科目の担当教員に加え、生物系・医療系科目及び医学・医療分野科目の担当教員を配置するという独自の編成方針に従った教員組織の形成を目指した。そのため、教員の採用は、高い教育能力と知識・見識を有するのみではなく、高度な研究を遂行する能力を有することも重視した。

3) 看護学部

看護学部として求める教員像および教員組織の編成方針は、以下のとおりである。

- ①看護学における理論的知と臨床の和が融合した教育を目指し、実務経験を豊富に有し、これをベースとした実践力を養うための教育を行いうる看護専門職者を配置する。
- ②グローバルな視野を持ち、感性豊かで倫理的・創造的な看護専門職者の養成を目指し、教育研究業績の豊富なベテラン教員と研究における将来性及び教育への情熱を持つ若手教員をバランスよく配置する。
- ③各看護専門分野に、それぞれの職位の教員をバランスよく配置する。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

リハビリテーションが担う、健康増進から障がいの予防と治療、より質の高い生活の推進、傷病に伴う心身の障がい、高齢化に伴う地域密着型介入など、多様なニーズに対応できる理学療法士・作業療法士を育成するため、高度な知識と技術をもつ理学療法士・作業療法士を幅広い専門分野を網羅するように構成する。また、リハビリテーション医学、整形外科学、精神科学等の関連領域の医師も担当教員として配置する。その中で、臨床経験が豊富な教員と教育・研究経験に富む教員のバランスをとっている。

5) 看護学研究科

平成 23 年開設の看護学研究科の求める教員像は、設置基準に沿った看護学部における教育研究の蓄積と発展を基盤とし、研究科の理念・目標の達成に向けて看護学の専門性に応じた大学院教育研究活動を推進できる人材である。組織は看護学の専門性と看護学部との継続性を維持した基盤看護学・療養支援看護学・家族支援看護学・生活支援看護学の 4 分野（10 特定分野を含む）で構成し、併せて看護学基礎研究領域と看護学課題研究・高度実践の 2 領域を担う編成とし、それぞれの専門分野に教育・研究を中心となって推進する教員を配している。

6) 医療科学研究科

平成 23 年開設の本研究科は設置基準に沿って教授 7 名、准教授 1 名、講師 4 名で構成され、大学院を担当する教員は、専門科目ならびに専門基礎科目についても、学部専任教員を兼ねており、それぞれ臨床経験を有し、臨床現場での技術指導を継続的に実施している教員をもって充当することとしている。

(2) 学部 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1) 大学全体

● 編制方針に沿った教員組織の整備

本学は教育力・研究力を強力に推進するために、各学部においては大学設置基準の概ね二倍となる教員数を有している⁴⁾。各学部における教員一人当たりの学生数は、薬学部が 17.6 人、看護学部が 10.2 人、リハビリテーション学部理学療法学科が 14.5 人、作業療法学科が 13.3 人、全体で 13.1 人となっている⁴⁾。

表 3-4 各学部、センター教員数

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
薬学部医療薬学科	18	6	8	13	6	51
看護学部看護学科	11	6	8	13	3	41
リハビリテーション学部理学療法学科	6	—	5	—	—	11
リハビリテーション学部作業療法学科	4	2	5	—	1	12
共通教育センター	6	2	2	—	—	10
合計	45	16	28	26	10	125

表 3－5 大学院研究科教員数

研究科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
看護学研究科	11	5	4	5	—	26
医療科学研究科	10	2	8	—	—	20

専任教員の年齢構成については、各学部学科の特性を考慮しつつ、それぞれの職位毎にバランスが保たれている²⁾。特に教授陣は、教育研究経験が豊富で本学の創成期の基盤作りに適した人材を配するとともに、新進気鋭で将来の本学の教育研究を背負って立つ人材も適所に配している。高度な医療専門職者育成の目的に特化した本学では、実務経験および教育経験豊富な教員を、また研究を志向する分野には博士号を保有するベテランの教員を積極的に登用する方針から、学校法人が定める職員の定年に関する規程では、65歳定年にかかわらず、特例として完成年度から2年後の年度末までの在職を保証する暫定内規を理事会・評議員会の承認のもと設けている⁵⁾。

2) 薬学部

薬学部における専任教員数は51名で大学設置基準（うち16名以上の教授及び5名以上の実務家教員を含む）を大幅に上回っている。また、採用時の専門分野に照らし合わせて化学系基礎薬学、生物系基礎薬学、衛生薬学、医療薬学及び臨床薬学系の各領域において、高い教育能力と知識・見識を有する教員陣から科目責任者及び科目担当者を選定し、本学薬学部の教育目標を達成するために最適な授業科目への割り当てを適切に行っている。

平成23年度の薬学部専任教員組織（51名）は、従来の基礎・専門教育を担当する教員に加え、臨床現場に精通している医師（7名）と実務経験に富む薬剤師（6名）を含む構成となった。また、職位毎の内訳は、教授35%（18/51）、准教授12%（6/51）、講師16%（8/51）、助教25%（13/51）そして助手12%（6/51）であり、全ての職位を通してバランスのとれた教員配置を達成した。

3) 看護学部

看護学部の教員組織は、各専門分野を「基盤看護学」「療養支援看護学」「家族支援看護学」「生活支援看護学」の4つの領域で編成している。表3－6に示すように各専門分野の領域を専門とする教育研究において高い業績と豊かな実務経験を有する専任教員を配置している。また同一法人の兵庫医科大学病院における専門看護師をはじめ卓越した看護実践能力と教育研究能力の備わった実務家を教育職として依嘱（称号付与）している。（教育教授2名、教育准教授4名、教育講師2名）

表 3－6 看護学部専門分野別教員組織

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
基盤看護学	2	1	1	5		9
療養支援看護学	4	2	2	4	1	13
家族支援看護学	3	1	3	3		10
生活支援看護学	2	2	2	1	2	9
計	11	6	8	13	3	41

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

リハビリテーションが担う、健康増進から障がいの予防と治療、より質の高い生活の推進、傷病に伴う心身の障がい、高齢化に伴う地域密着型介入など、多様なニーズに対応できる理学療法士・作業療法士を育成するため、リハビリテーション医学、整形外科学等を専門とする医師、運動器系、内部障害系等の理学療法士、身体障害領域、精神障害領域等の作業療法士と、幅広い教員として配置している。主な授業科目については学部教員が担当しているが、ボーダーレスなチーム医療ができる医療人を育成するために本学内の他学部の教員や兵庫医科大学の教員（表 3－3）を、また、講義に幅をもたせるために、その都度適切な講師を招聘している。

5) 看護学研究科

看護学の専門性と看護学部との継続性を維持した基盤看護学・療養支援看護学・家族支援看護学・生活支援看護学の4分野（10 特定分野を含む）にすべて設置認可に伴う文部科学省教員審査を受けた教員を配している。

表 3－7 看護学分野別教員数

分 野	教授	准教授	講師	助教
基盤看護学	2	1	-	1
療養支援看護学	4	1	-	1
家族支援看護学	3	1	3	3
生活支援看護学	2	2	1	-
計	11	5	4	5

構成は博士の学位取得者（12 名）及び大学院教育経験や看護実践経験豊富な教授・准教授を中心に配置し、大学院修士課程開設に伴い適合と認定された教育研究指導教員教授 11 人と准教授 5 人が研究指導の役割を担う。

また、専門看護師（CNS）養成を担当する高度実践領域においては、専門分野の臨地経験及び専門看護師教育経験豊富な教授・准教授が担当し、演習・看護学実習を分担する教員と共に教育の充実を図る組織を整えている。

6) 医療科学研究科

現在教員はすべて設置認可に伴う文科省教員審査を受けている。今後新規募集などの場合は、教員審査委員会を設置し、原則公募にて行う。また、昇任に関しては大学内の人事規則に基づき、業績などの専門的評価は研究科委員会において行う。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

1) 大学全体

● 教員の募集・採用・昇格

開学以来、設置計画における教員名簿に従い、年次進行に伴ってほぼ計画どおり教員が着任している。計画変更を余儀なくされた教員採用及び教員の昇格については、文部科学省に「専任教員採用等設置計画変更書」に基づく教員資格審査を経て履行してきた。

看護学部・リハビリテーション学部が完成年次を迎えた現在、未完成の薬学部を除き、「教員選考に関する暫定規程」⁶⁾を定め、教員公募制を原則とした教員採用を開始し、下記の＜教員任用に関わる基本手続＞に沿っている。なお、講師・助教・助手については「任期を定めて採用する教員に関する規程」⁷⁾に基づき3年の任期制での採用を原則としている。

薬学部が完成年度を迎える平成25年度までに、教員任用・昇格等の規程を整備することとしている。

＜教員任用に関わる基本手続＞

- ①教授会において任用方針を策定
- ②教授会の下に選考委員会を組織化(教員選考に関する暫定規程第5条)
- ③任用に関わる募集要項の承認
- ④募集・応募
- ⑤選考委員会による書類審査・面接・任用候補者案策定(教員選考基準)
- ⑥教員の所属する機関の教授会等において任用最終候補者の決議(教員選考に関する暫定規程第8条)
- ⑦大学協議会任用推薦者承認(教員選考に関する暫定規程第9条)
- ⑧理事長へ候補者推薦
- ⑨理事会任用教員決定(講師以上)

2) 薬学部

薬学部は、現在、まだ設置計画途上にあり、完成年度に向けて大学設置申請に従って年次毎の教員採用(増員)を実施してきた。教員の募集及び採用については、公募により化学系基礎薬学、生物系基礎薬学、衛生薬学、医療薬学及び臨床薬学系の各領域において、高い教育能力と知識・見識を有する者を教育・研究実績や意欲に基づいて選抜し、大学設置・学校法人審議会による審査の後に専任教員として採用する手順に従い行った。着任予定者(教授)が未着任となった場合についても、前項の「教員任用に関わる基本手続」に基づき採用を決定している。

3) 看護学部

公募に応じた候補者の学位の有無、専門分野における教育・研究上の業績、実務経歴、学会活動等の社会貢献歴、本学の教育における抱負等について審査し、候補適任者を看護学部教員選考委員会が選出している（教授選考においては原則として複数以上、教授以外の選考は1名以上）。候補適任者は教授会において報告され、審議を経て適否を判定している。

なお、看護学部教員選考委員会の委員は、「兵庫医療大学教員選考に関する暫定規程」に則り、教授3名、教授以外の教員2名の計5名を、看護学部教授会において選出している。

4) リハビリテーション学部

平成19年の開学以来、文部科学省への設置申請に準じて教員が着任した。今後、教員の募集・採用・昇格は大学の基準に沿って適切に行う。

5) 看護学研究科

看護学研究科は平成23年4月開設であり、現在のところ教員の募集・採用・昇格はないが、大学の基準を適用して実施する。

6) 医療科学研究科

現在、教員はすべて設置認可に伴う文科省教員審査を受けている。今後新規募集などの場合は、教員審査委員会を設置し、大学の基準に沿って適切に行う。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

1) 大学全体

● 開学時の教員資質向上を図る方策

全教員の教育能力を開発・改善し大学全体の教育研究機能向上を図ることを目的として、本学開学直前および開学初年度に教職員のミニワークショップを開催した⁸⁾（表3-8）。

表3-8 開学時の教職員ミニワークショップ

平成19年1月27～28日	(1) チーム医療実践のためのカリキュラム
	(2) 教養・基礎・臨床教員の教育連携
	(3) 学生と教員の関係をよくするための方策
	(4) 入試でより良い学生を確保するための方策
平成19年9月11日	東京工芸大学 大島武 准教授「大学における教育力」講演とグループ討議、全体発表「本学の現状と今後」
平成20年3月6～9日	岐阜大学 藤崎和彦 教授「カリキュラムの構造と評価」グループ討議と全体発表「3学部4学科のカリキュラム」

● 全学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会

開学年度から FD の重要性に鑑み、副学長を委員長とする全学 FD 委員会を発足させ、主催する FD 研究会を通して FD の在り方を検討してきた⁸⁾。その結果、本学 FD 活動に係る基本指針を制定し⁹⁾、平成 20 年度から、全学 FD ワークショップを毎年度開催し、FD 活動の実質化を促進している（表 3－9）¹⁰⁾。

表 3－9 全学 FD ワークショップ実施状況

平成 20 年度	兵庫医療大学で培う学士力
平成 21 年度	教育成果の測定と授業改善への活用
平成 22 年度	学士課程教育の質を保証する PDCA サイクル

本ワークショップは学長以下、全学の教員、事務職員も加わり、各学部・事務部混成のグループに分かれ、抽出した課題を議論し、掘り下げ、その結果を参加者全員の前で発表・質疑応答するという形で実施している。学部組織を離れた教職員同士の交流、大学の課題に対する認識を共通にするという点において、極めて大きな効果をもたらしている。看護学部とリハビリテーション学部が完成年度に当たる平成 22 年度には、ワークショップのまとめとして「FD 委員会からの提言」¹¹⁾を学長に提出し、学長のリーダーシップによる改善への方向を示した。

● 全学教職員への資質向上方策の周知・徹底

教員や大学運営における全学的な取り組みを推進する目的で、教員と事務職員を含めた全学フォーラムを表 3－10 のように開催している⁸⁾。

表 3－10 全学フォーラム

平成 19 年 12 月 13 日	チーム医療について
平成 20 年 12 月 15 日	最近の医療情勢について
平成 22 年 12 月 27 日	開学 5 年目を迎えるにあたって 全学アンケート報告、 将来構想ワーキング報告

● 共通教育センターにおける FD 活動

共通教育センター所属の非常勤講師会と同時開催の形態で教育全般の研修会を実施している¹⁰⁾（表 3－11）

表 3－11 共通教育センターFD 研究会

平成 22 年 3 月 18 日	講演「私立大学における医療人養成」 兵庫医科大学医学教育センター長 鈴木 敬一郎 教授
平成 23 年 1 月 20 日	「兵庫医療大学共通教育センターの現状と今後の展望」 「現代学生気質」 本学共通教育センター教員の講演

2) 薬学部

薬学部では、薬学教育により特化した課題を解決するために有益と思われるテーマを選び、平成 21 年度より年 1 回の独自の FD 活動を行ってきた¹⁰⁾。

3) 看護学部

看護学部の教員の資質向上を図るために、全学 FD の基本方針と看護学部の教育理念に基づいた FD 活動を以下に示す 3 つの方針を立て実施している。

①教育力の向上をめざした啓発型のイベント的・組織的 FD 活動

啓発型のイベント的・組織的 FD は、看護学部の全学 FD 委員会を中心として、年に 1 ～ 2 回の FD 研究会を企画し、看護学部だけでなく全学教職員が参加できるようにしている。平成 19 年度と平成 20 年度は学士課程教育の基盤づくりをねらいとした研究会を開催し、平成 21 年度は、創成期にある本学がどのような特徴をもった大学として発展できるかを主眼においた研究会、平成 22 年度は、教育課程の振り返りと改善をねらいとした研究会を開催した。¹⁰⁾ 出席率は、概ね 90% 以上である。

また、完成年度以降の平成 23 年度から着任した新任教員に対しては、看護学部での教育・研究に関する共通理解を図るため、「看護学部に関するオリエンテーション」を企画し、看護学部の教育理念や教育目標、卒業時到達目標、教育方針、委員会活動などの概要を説明している。

②研究力の向上をめざした研究セミナーの開催及び研究費助成申請に関する指導

教員の研究力を高めるための FD をこれまで 3 回開催している¹¹⁾。

③教員の相互研修を促進するための日常的・自己組織化型 FD を実践できる環境づくり

看護学部では、教育や研究活動についてオープンな雰囲気でも議論し環境から生まれる日常的・自己組織化型 FD を実践できる環境づくりを目的として看護学部 4 領域の研究室を整備している。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部 FD 委員会主催による「ジャーナルクラブ」（文献抄読会）を毎月 1 回開催している。平成 23 年度から大学院開設に合わせ、各教員の研究業績や研究テーマについて毎週 1 回、教員 1 名が発表している。特に、産学連携または学際的な色彩をもつテーマでは、リハビリテーション学部主催による「兵庫医療大学研究セミナー」としてリハビリテーション学部教員だけでなく共通教育センター、薬学部、看護学部の教員も含めた学内横断的な研修会を設けている。

平成 22 年度には、本学部の呼びかけにより、同一法人内の兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、および本学に関連する各施設が参加し、リハビリテーション医療や教育、研究への取り組みを発表し議論することを目的として「第 1 回学校法人兵庫医科大学リハビリテーション関連施設合同セミナー」を開催した¹²⁾。今後も毎年開催する予定である。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

各研究科教員は学部と併任しており、FD等の資質向上方策については学部と共に実施・参加して向上を図っている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

開学から5年目を迎え、各学部においては教員組織が整備されてきた結果、大学設置基準に定められた専任教員数および構成の基準を質・量ともに十分に満たした状態となっている。また医療専門職者を養成する大学の理念から医師を含めた実務経験者を中心とした教員構成がなされている。

教員の資質向上を目的としたFD活動等、全学的取り組みも定着し、教職員間での意識向上が図れている。

2) 薬学部

相当数の現役医師や実務家薬剤師を教員組織に組み込んでいる構成は、全国の薬学部の中でも特徴ある組織である。この教員構成により、研究実習（第5学年次開講）、チーム医療研修（第6学年次開講）、研究研修（第6学年次開講）において、相互に連携をとり、薬学部学生の研究マインドを刺激する研究テーマを提供するといった教育・研究分野が可能になっている。加えて、模擬患者養成会など薬学部独自の活動については、全教員が連携して参画し諸事に当たる体制をとっている。

平成23年度の教員1名あたりに対する学生数は約15名であり、全教員できめ細やかな教育支援を実施している。また専門性の高い医学・医療分野科目の科目責任者及び科目担当者に医師及び薬剤師を含めて適切に配置し、高度先端医療を支える薬剤師を養成することを目的とする6年制薬学教育にふさわしい環境を提供している。

3) 看護学部

看護学部のFD活動は、毎年1～2回企画し、教員の参加率は概ね90%以上と高い。このことは、看護学部の教育理念や教育目的が教員に周知・浸透していることや、教員個々の教育研究に対する自己啓発の意識が高いことが推察される。そして、FD研究会の定期的な企画と教員の参加率の高さから、現在の教員・教員組織の質の維持・向上をめざして、適切に実施していると考ええる。

4) リハビリテーション学部

教員の資質向上を図るための「ジャーナルクラブ」、「兵庫医療大学研究セミナー」は、教員の専門性の理解、学内横断的な医療科学の共通認識を高める研修の場として機能している。

5) 医療科学研究科

FD 活動として「第 1 回合同セミナー」および「医療科学研究科 FD 研修会」を開催し、初年度としては研究力・教育力の向上に一定の効果は上がっていると思われる。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学部などの教員配置数は適切になされているが、共通教育センターの担当分野は多岐にわたり、10 名の専任教員のみでは対応が困難である。非常勤講師に委嘱する学科目が多い現状において、非常勤講師を含めた FD 活動を展開することで、良質な教育を担保している。将来的には専任教員を主力として対応できる教員組織を構築していく必要がある。

2) 薬学部

教員昇格に関する規程は制定されていないためこれを整備する必要がある。

教員の基本的教育力を高めることを目的とした FD 活動は全学 FDで行っており、学部 FD では、より薬学教育に特化したテーマでの活動を今後も続けていく予定である。

3) 看護学部

専任教員の充足については平成 23 年 5 月時点で、生活支援看護学の専任教員は、地域看護学で欠員 1 名（平成 23 年 10 月補充）、在宅看護学で欠員 1 名となっており、補充されていない状況である。

4) リハビリテーション学部

開学から 4 年間、教員の職務の多くは学部・学科内の教育システムの確立や学生指導体制の充実にあった。平成 23 年 4 月には修士課程の大学院（医療科学研究科）も開始しており、今後は、教員各自の研究テーマにも力をいれる必要があると考える。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

教員間での教育・研究内容に関する意見交換の場、学部及び共通教育センターとの交流、大学院の理念・教育内容の共有化を目的とした大学院合同ワークショップの開催や外部講師による「大学院の教育改善の FD」と「大学院生の意見を直接聞く FD」も行なっていく必要がある。大学院生は 1 回生のみで少ない状況であり、大学院完成年度の平成 25 年までには授業評価を実施し、授業内容の改善に反映するための方策を検討していく。

教員の教育研究活動等の成果は「兵庫医療大学年報」によって公表されているが、今後は実績や成果を評価するための研究成果報告会を開催する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

チーム医療を実践し得る医療人育成のための初年次教育や学部合同教育を充実させて行くためには、薬学部の完成年次を目標に教育カリキュラムの改変を行う予定であり、これに併せて、共通教育センターを中心とした教員配置の整備を検討する。

2) 薬学部

設置計画通りに着任予定であった専任教員の採用はほぼ完了しているが、着任予定の教員（1名）が未着任となった例について、大学の「教員任用に関わる基本手続」に則り、公募による採用手続きを進行中である。完成年度後は「兵庫医療大学教員選考に関する暫定規程」および「兵庫医療大学における任期を定めて採用する教員に関する規程」に従って採用していく予定である。

また将来に向けた発展方策として学生教育の方法や進級判定のルール、CBT/OSCE 対策などを実施してきたが、更にその実質化を図る。

3) 看護学部

看護学部の教員の資質向上を図るために、今後も3つの方針（前掲）に基づいてFD活動を継続していく。一方、看護学の発展に対応した柔軟な教員配置も併せて考える。

4) リハビリテーション学部

文部科学省への設置申請に準じて教員が着任し、現状の教員組織で十分な教育効果が得られていると考えられ、教員間の教育・研究上の交流という初期の目的は達成できた。今後は、他学部や他の施設との共同研究への発展を行い、医療科学研究科での大学院生とも連動して研究成果を上げていく。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

初年度として「合同セミナー」と「大学院FD研修会」を開催したが、大学院FD活動を持続的に進める体制を整え、より充実した活動を展開する。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

教員の学生教育に対する負担の軽減および研究活動への寄与を促進するため教員配置の偏りや不適切な選考が行われないように、公正で透明性の高い管理運営を行う。

特に共通教育センターについては、これまでの実績をもとに教員配置を再検討する。

2) 薬学部

薬学部はまだ完成年度を迎えていないが、完成年度に向けた教育活動や、実務実習・卒業研究の充実、国家試験対策などの重要な課題に対するFD活動を充実していく。また、教員の昇格等に係る教員選考基準を策定していく。

3) 看護学部

専任教員の充足について、在宅看護学の専任教員の欠員があり早急に対応する。

4) リハビリテーション学部

現状では十分な教育効果が得られていると考えるが、今後は、教員の経験年数や年齢も踏まえて、教員組織をさらに充実させていく。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

看護学研究科および医療科学研究科合同で次年度に研究実績や成果を公表する研究成果報告会を開催するとともに研究科のホームページで適宜活動報告を行い、大学年報に大学院の成果も加えて外部に公表していく。

4. 根拠資料

1) 兵庫医療大学設置申請書（設置の趣旨等を記載した書類）「V 教員組織の編成の考え方及び特色」（40-45 ページ）【2-9】（再掲）

2) 大学基礎データ II 教員組織（表2）「1 全学の教員組織」【3-2】

3) 兵庫医療大学ホームページ「専任教員の保有学位」

【3-3】 http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/teacher-degree.pdf

4) 兵庫医療大学ホームページ「教員 1 人あたり学生数等」

【3-4】 http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/students-teachers.pdf

5) 兵庫医療大学ホームページ「専任教員の年齢構成」

【3-5】 http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/teacher-age.pdf

6) 兵庫医療大学教員選考に関する暫定規程【3-6】

7) 兵庫医療大学における任期を定めて採用する教員に関する規程【3-7】

8) 兵庫医療大学年報（平成 19 年度） 19-21 ページ【1-16】-1】（再掲）

9) 兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度） 21 ページ【1-16】-2】（再掲）

10) 全学 FD ワークショップ次第（平成 20～22 年度）【3-10】

11) FD 委員会からの提言（平成 23 年 3 月 31 日）【1-19】（再掲）

12) 第 1 回学校法人兵庫医科大学リハビリテーション関連施設合同セミナー抄録集【3-12】

第4章 教育内容・方法・成果

本学では、教育の実施・検証を所掌する会議体として教育委員会を設置している。

教務部長を委員長とする本委員会が全学的視点からの教学事項を審議・決定し、大学協議会へ付議する体制により、教学の実施における大学の基本方針を把握することを可能にしている。

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

大学学則第1章「使命、目的、目標」の第1条に本学の「教育目標」¹⁾を定めている。

【兵庫医療大学教育目標】(全学部共通教育要項平成23年度²⁾，ホームページ³⁾より抜粋)

1. 幅広い教養と心豊かな人格の育成
2. 関連分野とのボーダレスな教育環境のもと、専門性の高い知識と技術の習得
3. 優れたコミュニケーション能力を基礎としたチーム医療・地域医療を担える資質の育成
4. 次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養

各学部の教育目標は上記の目標のもと策定し、学位授与方針は平成22年度より検討を始め、平成23年9月に教育目標に基づいた学位授与方針を全学部で整備している。

研究科は平成23年4月に開設し、大学院学則第1章「総則」の第2条の目的「学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに、諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成することにより、人類の福祉の向上と医療の更なる進展に寄与すること」⁴⁾に基づき各研究科において教育目標を定めている。学位授与方針は、学部同様に平成23年9月に教育目標に基づいた学位授与方針を各研究科で整備している。

2) 薬学部

薬学部では、教育理念に基づいて下記の6つの教育目標を掲げている。

【教育目標】(薬学部教育要項平成23年度⁵⁾，ホームページ⁶⁾より抜粋)

1. 「くすり」と「生体」およびその相互作用に対する科学的理解を深め、幅広い教養とともに薬剤師として基盤となる正しい知識を身に付ける。
2. 生命の尊厳を尊重する高い倫理観とともに、人々の健康と幸福を願い、その治療とケアに携わることができる豊かな人間性を養う。
3. ボーダレスな教育環境のもと、様々な医療専門職者の役割を理解し、連携を保ち互いに協調し、患者の病態のみならず心理的・社会的背景をも理解し、適切な薬物治療を推進する総合的実践能力を身に付ける。
4. 医療の高度化・多様化および科学技術の進展に適切に迅速に対応するため、高い創造性

と生涯にわたり自ら学び続ける自己開発能力を身に付ける。

5. 個人にとって安全かつ適正な薬の使用を促すため、くすりの有効性・安全性に関する正しい知識とともにリスク管理能力を身に付ける。
6. 優れたコミュニケーション能力を身に付けるとともに、医療・保健衛生分野における薬剤師のあり方について学び、社会的視野を広げる。

この教育目標は、薬剤師が社会で貢献するために不可欠な「教養」と「倫理・人間性」、「コミュニケーション能力」、「基礎薬学的知識」、「医療薬学的知識」、「安全・衛生管理能力」、「実務能力」、「探求心」という資質に基づいて掲げたものであり、学位授与方針もこれに沿って下記のように定めている。また、教育目標は薬学教育モデル・コアカリキュラムの目標に合致するものである。学生の到達度は、各科目責任者が担当教科において学位授与方針に照らして判定し単位認定を行うことにより適切に評価している。

【学位授与方針】（ホームページ⁷⁾より抜粋）

1. 医療専門職者に相応しい普遍的な教養と倫理的な判断力を身につける。
2. 優れたコミュニケーション能力と人々の健康と幸福に貢献できる豊かな人間性を身につける。
3. 医薬品と生体の働きを理解するために必要な基礎薬学に関する幅広い知識と技能を身につける。
4. 病態の理解に基づく薬物療法の実践に必要な医療薬学に関する専門知識と技能を身につける。
5. 医薬品を中心とする化学物質の安全性や環境衛生の保全に必要な基礎知識と技能を身につける。
6. チーム医療や地域医療における薬剤師の役割を理解し、これに必要な技能と態度を身につける。
7. 医療や科学技術に対する探求心とその発展に貢献するための基礎となる実践力を身につける。

3) 看護学部

看護学部では、教育理念に基づいて下記の6つの教育目標を定めている。

【教育目標】（看護学部教育要項平成23年度⁸⁾，ホームページ⁹⁾より抜粋）

1. 豊かな人間性を備え、人の痛み、苦しみや生命の尊厳を理解し、人がもつ権利や価値観を尊重して行動することができる。
2. 理論と実践から導き出された看護学に関する専門的知識と、科学的根拠に基づく判断能力および問題解決能力を身に付ける。
3. 対象者の安全・安楽と主体性を重視した科学に基づく専門的技術および人の尊厳と権利を擁護するのに大切なコミュニケーション技法を身に付ける。
4. 医学、薬学、リハビリテーション学におけるそれぞれの専門性や役割について理解し、それぞれの職種の人々と有機的に連携協力するとともに調整できる能力を身に付ける。
5. 地域的・国際的な視野で、保健・医療・福祉の課題を幅広くとらえ、看護職者の役割・機能を展望できる。

6. 自ら考え創造する態度を身に付け、生涯にわたって看護学を探究しつづける基盤をもつことができる。

学位授与方針は、上記の教育目標ごとに学生が卒業時に身につけておくべき能力として具体的な到達目標を設定し、教育目標との整合性を保っている。到達目標は＜人間の権利の擁護と倫理＞＜看護を提供する上で必要な内容であると同時に看護を学ぶ大学生として身につける力（学士力）＞＜看護実践に必要な能力の獲得＞＜保健・医療・福祉における協働及び連携する能力＞＜さまざまな人が様々な場で生活しているという視点（グローバルな視点）＞＜自己研鑽＞という枠組みから設定し、教科目標への移行ができるようにしている¹⁰⁾。

【学位授与方針】（ホームページ⁷⁾より抜粋）

学士力と看護実践能力育成を加味し、学部の教育目標に対応させ、学生が卒業時に身につけておく能力を以下のように設定している。教育課程に規定している所定の単位の修得をもって卒業時到達目標の達成とみなし、学士課程学位（看護学）を授与している。

＜卒業時の到達目標＞

- ・人間および生命の尊厳に対して真摯に向き合うことができる。
- ・対象者がもつ価値観・信条、権利を理解し、それを受けとめて、権利を擁護できる。
- ・看護を提供する上で必要な専門的知識を身につけることができる。
- ・看護を提供する上で必要な論理的思考に基づく判断能力を身につけることができる。
- ・看護を提供するための問題解決に向けての方略を選択し実践できる。
- ・看護の基本技術を的確に実施できる。
- ・対象者と信頼関係が築けるコミュニケーション技法を用いることができる。
- ・保健・医療・福祉チームにおける各専門職種と看護の専門性および役割を理解できる。
- ・チームの中で他職種と有効かつ協力的にコミュニケーションをとり、専門職としての自分の意見を述べることができる。
- ・チームにおける自己の役割を認識し、責任ある行動をとることができる。
- ・人々の健康生活に関わる文化に多様性があることを理解し、それに対応できる柔軟な姿勢を身につけることができる。
- ・保健・医療・福祉の課題をそれぞれの国や地域の文化を通して把握でき、看護職者の役割を理解することができる。
- ・保健・医療・福祉の地域的・国際的動向に関心をもつことができる。
- ・自己の知識・行動・態度を客観的に評価し、その評価に基づき課題を見出し主体的に取り組むことができる。
- ・自ら学習課題を見出し、課題に創造的に取り組む姿勢を身につけることができる。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

リハビリテーション学部では、教育理念に基づき下記の4つの教育目標を定めている。

【教育目標】（リハビリテーション学部教育要項平成23年度¹¹⁾、ホームページ¹²⁾より抜粋）

1. 多様な文化や価値観を受け容れ、地域的・国際的感覚および豊かな人間性を備え、人々の幸福と共生に奉仕する精神をもって行動する。
2. リハビリテーションを実践するにあたり必要な基礎医学とともに、人の機能のみならず心理や行動をも深く理解し基礎学力として身につける。
3. 効果的なリハビリテーションに必要な保健・医療・福祉の知識と確かな技術を有し、種々の課題を柔軟に解決できる能力を身につける。
4. 様々な医療専門職者の役割や専門性を理解し、チーム医療実践の場において他の専門職者と有機的に連携協力できる総合実践力を身につける。
5. 地域での医療ケアや教育など社会の多様なニーズに応えることができ、さらに中核的な行動を担うことが出来るよう、生涯にわたって自己を練成できる能力を身につける。
6. 医療の高度化・多様化に対応した知識・技能を修得し、先駆的な教育・研究へ展開できる能力を身につける。

この教育目標は、学部の使命である、教養ある社会人の育成および、優れたリハビリテーション専門職の育成を全うするために、国内外を問わず様々な人との交流の中で積極的に自らの役割を果たす人材を育成することを目的として定められている。学位授与方針もこれに沿って設定されている。

【学位授与方針】（ホームページ⁷⁾より抜粋）

1. 本学部の規定のカリキュラムを修了する。
2. リハビリテーションを実践するために必要な医学、医療、保健、福祉、行政などの知識を修得し、人の身体的機能や精神心理・行動を深く理解する。
3. 効果的なリハビリテーションの実践に必要な専門知識と確かな技術を修得し、リハビリテーションの実践にあたって生じる種々の課題に対して柔軟に対応・解決できる能力を修得する。
4. チーム医療を担う一員として、様々な医療専門職者の役割や専門性を理解し、円滑なコミュニケーションをとって連携・協力できる総合実践力を修得する。
5. 先駆的な研究・教育を展開できるための知識・技能および生涯にわたって自己を練成できる能力を修得する。
6. 地域社会において、医療や福祉、教育など多様なニーズに応えることが出来る能力を修得する。
7. 多様な文化や価値観を理解し、国際的感覚および豊かな人間性を備え、人々の幸福と共生に奉仕する精神をもって行動する人間力を身に付ける。

5) 看護学研究科

看護学研究科は、教育・研究の理念に基づいて、下記の5つの教育目標を定めている。

【教育目標】（平成 23 年度履修要項・シラバス看護学研究科¹³⁾，ホームページ¹⁴⁾より抜粋）

1. 専攻する看護学専門分野に関連する科学的根拠と理論を修得し、看護実践に応用することができる。
2. 専攻する看護学専門分野において、専門性の高い知識・技術を持って看護を実践し、相談・教育・調整機能を高め、看護の質向上と変革を推進することができる。
3. 人間愛と高い倫理性を持ち、複雑な倫理的問題と適確に判断し調整することができる。
4. 先進医療における看護実践を先導的に行うことを通じて、地域医療の向上に資することができる。
5. 専攻する看護学専門分野に関する研究課題に取り組み、研究能力を高める。

この教育目標に対応させた学位授与方針を下記のように設定し、修了時に身につけておく能力を具体的に明示している。

【学位授与方針】（ホームページ⁷⁾より抜粋）

看護学研究科の教育目標に対応させ、大学院生が修了時に身につけておく能力を以下のように設定し、修士課程の修了をもって修士（看護学）を授与している。

＜修了時に身につけておく能力＞

1. 看護学およびその関連学問領域において、幅広く深い専門知識と理論、技術を備え応用できる。
2. 専門分野における研究能力を身につけ、看護学の発展に寄与する課題を追究できる。
3. 専門分野における高度な専門知識と技術に基づき医療の質向上を推進する看護実践能力を発揮できる。
4. 高い倫理観に裏打ちされた批判的判断力に基づき倫理的課題に的確に対応できる。
5. グローバルな視点を持ち保健医療福祉チームにおける連携・協働を促進する役割を果たすことができる。
6. 看護学を主体的・創造的に考究し続ける能力を身につける。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科は、教育・研究の理念に基づいて下記の4つの教育目標を定めている。

【教育目標】（兵庫医療大学大学院案内 2011¹⁵⁾，ホームページ¹⁶⁾より抜粋）

1. 医療科学における科学的根拠ならびに最新の専門的知識を修得し、幅広い医療人としての教養を培う。
2. 専攻する分野におけるより高度な専門的知識ならびに技術を修得し、臨床現場において実践できるとともにさらなる発展・向上に努めることができる素養を培う。
3. 専攻する分野における研究課題に取り組み、研究能力を高める。
4. 専攻する分野において、高度な臨床的推論に基づく臨床実践が展開できるとともに、後進の育成ができ、臨床現場での指導者としての素養を高める。

この教育目標に基づいて学位授与方針を定め、論文コースと課題研究コースに分けてそれぞれ具体的に明示している。

【学位授与方針】（ホームページ⁷⁾より抜粋）

＜論文コース＞

1. 研究計画書に基づいた研究を遂行し、その結果を修士論文としてまとめることができる。
2. 修士論文審査会において、研究結果について十分な討議ができる。

＜課題研究コース＞

1. 目的とした臨床的課題から得られた臨床的推論が、適切かつ十分な症例と科学的根拠に基づいていることを説明できる。
2. 臨床研修で経験した事例について、課題研究論文としてまとめることができる。
3. 自己の臨床的推論の裏付けとなる先行研究等をエビデンステーブルとして整理できる。
4. 課題研究論文審査会において、課題研究論文を報告し、十分な討議ができる。

（２）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

１）大学全体

学部全体の教育課程は、本学の教育目標を達成するために、「教養教育においては共通教育センターと各学部間の密接な連携により、各学部の専門領域及びその導入教育とされる科目にとらわれず、学際的な思考、幅広い視野が身につく多様な科目を、また専門教育においては、高度な専門性の基盤となる科目とともに豊富な臨床教育資源を活かした実践的専門科目をバランスよく配し、効果的かつ体系的に学べる教育課程を編成することを基本方針とする」¹⁷⁾と定めている。この方針に従って、各学部はそれぞれの教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を、学位授与方針との整合性も加味しながら平成23年9月に策定している。各学部の教育課程は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の3分野から構成し、講義・演習、学内外の実習を取り入れて実施している。さらに、モデル・コアカリキュラムあるいは指定規則を考慮して編成している。

研究科全体の教育課程は、大学院学則第5章「教育方法等」の第13条に「本学大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定して体系的に編成する。専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養できるように適切に配慮する」⁴⁾と編成方針を定めている。これに従って、両研究科は各教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を、学位授与方針との整合性も考慮し平成23年9月に策定している。

２）薬学部

薬学部では、教育目標に掲げた「教養」と「倫理・人間性」、「コミュニケーション能力」、「基礎薬学的知識」、「医療薬学的知識」、「安全・衛生管理能力」、「実務能力」、「探求心」という主題の習得を目的に、教育課程における配当科目を大きく基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3分野にグループ分けし配当している。さらに、専門分野は基礎薬学（化学系）、基礎薬学（生物系）、衛生薬学、医療薬学、臨床薬剤学の5グループに分類しており、各分野は学年が進むにつれて学びが高度になるよう設計し、低学年次の学びの上に高学年次の学びが立脚するよう系統的に組み立てている（表4-1-1参照）。

表 4-1-1 教育課程における科目区分と配当単位数

区分		必修	選択	合計
基礎分野		8	11	19
専門基礎分野		30	1	31
専門分野	基礎薬学（化学系） 基礎薬学（生物系） 衛生薬学 医療薬学 臨床薬学	140.5	15	155.5
合計		178.5	27	205.5

教育課程の編成・実施方針は、前述した教育目標達成のために策定されたものであり、教育目標で定める習得主題をすべて網羅できる内容となっている。

【教育課程編成方針】（ホームページ¹⁹⁾より抜粋）

1. 基礎分野・専門基礎分野・専門分野に関する授業科目と実習科目を有機的に連携させ、薬学部教育課程で修得すべき知識・技能および態度を網羅するとともに、人と社会の健康と幸福に広く貢献できる力を育むための教育課程を編成し提供する。
2. 人と社会とのつながりを理解し、コミュニケーションの技法や科学的な思考法を身につけるための基礎的な教育の機会を提供し、教育課程全般を支える学修基盤を作る。
3. 医療職者としての倫理的な判断力や問題を発見し解決する能力を養い、専門分野科目への円滑な導入を支援する専門基礎教育を実施し、専門分野を習得する意義を理解する教育機会を提供する。
4. 高度な専門性の習得を目的とし、医薬品と生体の働きおよびその相互作用を理解する幅広い生命科学に関する体系的な専門教育の機会を提供する。
5. 疾病に対する臨床医学的な理解に基づき、薬物治療を実践するために必要な医療薬学に関する能力を身につける専門教育の機会を効果的に提供する。
6. 薬剤師が他の専門職者と協調してチーム医療や地域医療を推進するために必要な知識・技能および態度を習得する実践的な専門教育の機会を提供する。
7. 薬剤師としての研究的視野を育み、医療や科学技術の発展に貢献する研究に関する基礎的な知識・技能および態度を習得するための実践的な教育機会を提供する。
8. 臨床現場における医学・薬学を基盤とした実務的活動への参加を通じて、医療職者としてより専門性の高い知識・技能および態度を習得するための実践的な教育機会を提供する。

3) 看護学部

看護学部の教育課程は、6つの教育目標を達成できるような科目を網羅していると同時に、保健師助産師看護師学校養成指定規則で定められている教育内容を包括し、表4-1-2のように編成している。

表 4-1-2 教育課程における科目区分と配当単位数

区分	必修	選択	合計
基礎分野	14	12	26
専門基礎分野	23	5	28
専門分野	69	3	72
合計	106	20	126

教育課程編成方針は、下記のように定めている。

【教育課程編成方針】（ホームページ¹⁹⁾より抜粋）

6つの教育目標を達成するために、教育課程を「基礎分野」と「専門基礎分野」、「専門分野」の3分野から構成し、看護学の「人間」「健康」「環境」「看護」のメタパラダイム概念および人間の成長・発達、療養環境に応じた看護をもとに効果的かつ体系的に編成している。

＜基礎分野＞

- ・人間の多面的な理解を深めるための幅広い教養を身につける科目の配置
- ・医療人として人の価値観を尊重できる態度と倫理観を育む科目の配置

＜専門基礎分野＞

- ・人間を取り巻く環境と健康に関わる医学・保健学・福祉学など近接学問領域の幅広い知識や技術を養成する科目配置
- ・チーム医療に必要な知識と協働する力を養成する科目配置

＜専門分野＞

- ・看護学における専門知識と基本技術を養成し、論理的思考力や問題解決力を身につける科目の配置
- ・看護学の対象となる人間の成長・発達、療養環境に応じた看護の専門科目の配置
- ・国際的な視点から看護を探究し、創造する力を育む科目の配置

学年進行にともなって基礎分野から専門基礎分野、専門基礎分野から専門分野へと積み上がるように科目を配置し、講義・演習・実習を織り交ぜた教育方法を用いて実施している。また、基礎分野・専門基礎分野と専門分野との卒業要件単位数の比率を3：4とし、専門分野に偏らない工夫や、126単位の卒業要件単位数に対して必修科目は106単位（85%）、選択科目は20単位（15%）とし過密な教育課程とならないように工夫している。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の教育課程は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、および、作業療法学科に関しては世界作業療法士連盟の教育水準を基本とし、学部の教育目標を踏まえ、表4-1-3と表4-1-4のように編成している。

表4-1-3 理学療法学科の教育課程における科目区分と配当単位数

区 分	必 修	選 択	合 計
基礎分野	19	7	26
専門基礎分野	41	2	43
専門分野	58	2	60
合計	118	11	129

表4-1-4 作業療法学科の教育課程における科目区分と配当単位数

区 分	必 修	選 択	合 計
基礎分野	19	7	26
専門基礎分野	42	1	43
専門分野	61	2	63
合計	122	10	132

これらの科目の年次配当として、基礎分野は主に1年次に開講し、その後に履修する専門基礎分野と専門科目の基礎としている。また、専門科目は1年次に一部を開講し、くさび形として入学当初から医療人になるための意識を高め、基礎科目と専門科目のつながりを考え学習できるようにしている。教育課程編成方針は下記のように定めている。

【教育課程編成方針】（ホームページ^{19）}より抜粋）

1. リハビリテーションを実践するために必要な医学、医療、保健、福祉、行政などに関する知識の修得。
2. 人の身体的機能や精神心理、行動を深く理解できる幅広い教養の修得と心豊かな人格の育成。
3. 効果的なリハビリテーションの実践に必要な専門知識と確かな技術の修得。
4. リハビリテーションの実践にあたって生じる種々の課題に対して柔軟に対応・解決できる能力の修得。
5. チーム医療を担う一員として、様々な医療専門職者の役割の理解と円滑なコミュニケーションをもって連携・協力できる実践力の修得。
6. 医療の高度化や多様化に対応して、チーム医療を担う一員として関連分野と連携できる知識や技能の修得。
7. 先駆的な教育や研究へ展開できるための知識や能力の修得。
8. 生涯にわたって自己を練成できる能力の修得。
9. 多様な文化や価値観を理解し、地域的・国際的感覚および豊かな人間性の涵養。
10. 地域社会において、医療や福祉、教育など多様なニーズに応えることが出来る能力の修得。
11. 地域社会や国際社会において医療や福祉、教育などの分野でリーダーシップを発揮できる知識の修得と人間性の育成。

5) 看護学研究科

本研究科の教育課程は、5つの教育目標を達成できるように選択科目を設置しており、研究科共通科目は2単位以上、看護学共通科目は4単位以上、看護専門科目は20単位以上、合計32単位以上を修了要件としている。教育課程編成方針は下記の通りである。

【教育課程編成方針】（ホームページ^{19）}より抜粋）

本研究科では、専門性を重視した教育・研究者の育成及び高度看護実践者の育成を目指して、各学部・共通教育センター及び兵庫医科大学・兵庫医科大学病院との連携・協働による学際的教育・研究環境を整え、研究科共通科目、看護学共通科目、看護専門科目からなるカリキュラムを以下のように編成している。

<研究科共通科目>

科学的根拠に基づいた保健医療に関連する専門的知識の修得と高度実践への応用、先進医療に関わる最新の情報と課題を修得するために、選択科目として3科目を配置している。

<看護学共通科目>

専門とする各看護学分野、及び教育者・研究者を志向する看護学基礎研究領域と高度看護学課題研究・高度実践の領域を超えて必要な知識と能力を高めるために9科目の選択科目を配置し、専門看護師の育成に必要な科目を含み構成している。

<看護専門科目>

各専門分野の主要な概念・理論を探究する看護学特論、看護対象や看護援助の枠組みを探究す

る看護学援助特論、学内・臨地における体験を通じて専門的看護実践能力を高める看護学演習を共通して配置している。看護学基礎研究領域では、研究能力を育成するために看護学特別研究を配置している。看護学課題研究・高度実践領域では、専門看護師としての看護実践能力と役割を修得する実習、及び看護実践の質向上を探究する看護学課題研究を配置している。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科は、看護学研究科と共通して開講する「共通科目」と「専門基礎科目」、「専門科目」で編成しており、共通科目については1科目以上の選択、専門基礎科目については10単位以上、合計32単位以上を修了要件としている。

授業形態は講義、演習、実習を取り入れて実施しており、いずれの科目においても少人数教育の特徴を活かし、修士課程にふさわしい授業方法となるように、学生が能動的に参加する形態をとっている。教育課程編成方針は下記のように定めている。

【教育課程編成方針】(ホームページ¹⁹⁾より抜粋)

<論文コース>

1. 幅広い教養修得と医療人としてのキャリアアップを目指した研究科共通科目の開講。
2. リハビリテーション科学領域に重点を置いた医学特論、研究法、統計学の専門基礎科目の開講。
3. 予備研究、倫理審査会、中間報告を含めた演習、研究指導、研究活動においては、適宜、必要な研究組織を構築し、倫理審査委員会の承認を受けた上で研究活動を展開する。

<課題研究コース>

1. 幅広い教養修得と医療人としてのキャリアアップを目指した研究科共通科目の開講。
2. リハビリテーション科学領域に重点を置いた医学特論、研究法、統計学の専門基礎科目の開講。
3. 外部委員※を含めた事前審査の後、目的とする分野(課題)の臨床研修を適切な施設と指導体制のもとで実施する。

※外部委員は兵庫医科大学教授をはじめ、目的とする分野に精通した他大学の専門家数名とする

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

全教職員に対しては、教育目標を記載した教育要項や履修要項・シラバスを開設当初より毎年配付し、周知徹底を図っている。また、毎年、新年度の初日に全教職員が一堂に会して、4つの教育目標の確認を行い、教育の質の向上をめざして取り組んでいる。

学部学生に対しては、各学部の教育目標を記載した教育要項を毎年配付し、学年別履修ガイダンスの実施により周知を図っている。看護学部及びリハビリテーション学部の第1期卒業生の高い国家試験合格率や就職率から考えると、学生に教育目標が十分に理解されていると判断できる。

大学院生に対しては、各研究科の教育目標を記載した履修要項・シラバスを配付し、履修ガイダンスの実施により周知を図っている。

社会に対しては、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、全学で統一してホームページに提示しており、教育目標を「情報の公表」¹⁹⁾の「1. 大学の教育研究上の目的に関すること」、教育課程の編成・実施方針を「5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」、学位授与方針を「学修の成果に関わる評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること」の項で公表している。

また、大学案内や大学院案内、兵庫医療大学年報に教育目標を提示し、公表している。

2) 薬学部

大学全体の項で記載した以外に、教育課程の編成意図を薬学部教育要項に明記し、教職員を始め学生に広く周知を図っている。

3) 看護学部

大学全体の項で記載した以外に、平成 21 年度第 2 回 FD 研究会²⁰⁾において教育目標をもとに卒業時の到達目標を全教員で討議し、作り上げた経緯があり、全教員に周知されている。また、平成 23 年度以降に着任した新任教員に対しては、学部に関するオリエンテーションを行い、教育理念、教育目標、卒業時到達目標等について看護学部教育要項や資料などを用いて説明し、周知を図っている。

学生に対しては、学年別履修ガイダンスとともに実習ガイダンスを実施し、卒業時到達目標の資料²¹⁾を配付して周知を促している。さらに、実習期間の中間にリフレクション期間を設けて、卒業時到達目標を自己評価させる機会を設け、周知を図っている。

4) リハビリテーション学部

大学全体の項で記載した通り、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を教職員および学生に周知し、社会に公表している。

5) 看護学研究科

大学全体の項で記載した通り、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を教職員および学生に周知し、社会に公表している。

6) 医療科学研究科

大学全体の項で記載した以外に、開設前に開催した FD 活動において大学院設置申請書類をもとに教員への周知を図っている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

全学自己点検・評価委員会教育部会において定期的に点検・評価して改善点を明確にし、全学的に提案する仕組みの中で検証してきた。併せて、具体的教育課程編成などは全学教育委員会で検討している。各学部・研究科では、これら委員会で提案された改善

点に対して具体的方針を審議・検討し、その方針に沿って各学部で教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の担保を図る体制をとっている。

2) 薬学部

教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、学部の教育委員会において、開学5年目までの経験を踏まえ、実際の学習過程との関係において適切であるかを随時検証している。さらに、FD委員会を中心としたワーキンググループにより、教育現場での実施状況を確認するなど実際の教育における実効性も検証している。

3) 看護学部

看護学部は平成23年3月に完成年度を迎え、第1期卒業生を輩出した。さらなる看護教育の質向上をめざし、平成23年4月より学部のカリキュラム検討委員会を設置している。平成23年4月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、学部のカリキュラムを改正するために、このカリキュラム検討委員会を中心として、学部の教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性を見直すとともに、平成24年度から改正するカリキュラムの内容を検討している。また、カリキュラム検討委員会で検討した内容は教授会で報告・審議し、看護学部の全教員で検証している。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は平成23年3月に完成年度を迎え、第1期卒業生を輩出したことに伴い第5期生の受け入れに際して、学位授与方針と教育課程編成方針を策定するとともに、カリキュラム変更の際に教育目標を見直し検証している。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、今後教育実績を蓄積し、修了生を輩出した後に検証する予定である。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学は開設以来、毎年度初めに全教職員が一堂に会し、本学の教育目標を確認している。また、教育目標の到達度について平成22年度末に全学教員アンケート²²⁾により評価を実施している。これらの取り組みは、全教職員に対して教育目標の周知を図る上で有用であったと言える。このような取り組みが、全教職員の教育の質向上への意識を高め、看護学部およびリハビリテーション学部の第1期卒業生の高い国家試験合格率と就職率につながったと考える。

平成22年度末までに各学部・研究科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針が一部を除いて策定されていなかったため、平成23年9月に各学部・研究科の教育目標に基づき学位授与方針及び教育課程編成・実施方針を整備した。全ての学部・研究科で学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を策定し明示したことは、教育の質を高める自己

点検・評価を実施する前提として有効的な取り組みと言える。

2) 薬学部

大学設置申請の際に定めた教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針や学位授与方針を策定し明示している。また、それらは教育要項やホームページにおいて大学構成員に広く周知され、社会にも広く公開されている。このことは、教員ならびに学生が薬学部での6年間の学びの到達点を共有し、教育効果を高めることにつながっている。

3) 看護学部

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針や学位授与方針を策定し明示している。また、学部の卒業時到達目標を全教員で作上げたり、臨地実習の中間で卒業時到達目標を学生に自己評価させる機会を設ける取り組みは、全教員が卒業時到達目標を周知して教育を実施したり、学生自身も到達目標を意識して実習に取り組むことにつながり、第1期卒業生の高い国家試験合格率や就職率に反映したと考える。

4) リハビリテーション学部

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針や学位授与方針を策定し明示している。また、開学当初より教員および学生に対して教育目標の周知を図ったことが、教員個々の教育目標を意識した教育の実施につながり、第1期卒業生の高い国家試験合格率や就職率につながったと考える。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

全学で統一して教育目標を「教育要項」や「履修要項・シラバス」に明記しているが、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針は策定・公表が遅れたため学生と教員への周知が十分といえず、その周知とそれらに準拠した教育活動の徹底を図る必要がある。

2) 看護学研究科・医療科学研究科

開設後間もないため、全学自己点検・評価委員会教育部会の検証システムの中で改善に向けた取り組みをしているが、各研究科においても検証システムを整える必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学の教育目標、各学部・研究科の教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関して、教職員及び学生、大学院生にさらなる周知を図る。また、教育目標等の適切性については、全学自己点検・評価委員会教育部会、全学FDワークショップや全学教育委員会、各学部、研究科で定期的に検証し、より質の高い教育を提供する。

2) 薬学部

薬学部では、学部 FD 委員会、教育委員会を中心に学内教育の現状をふまえて教育目標や教育課程の編成・実施方針について今後も検討を加えるように取り組む。

3) 看護学部

看護学部では、学部自己点検・評価委員会やカリキュラム委員会が中心となり、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するとともに、FD 研究会を活用し定期的に全教員で検討する場を設ける。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では、学部自己点検・評価委員会や FD 委員会を編成し、それらの委員会が中心となり、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証していく。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「教育要項」や「学生ハンドブック」、「履修要項・シラバス」等に記載し、教職員及び学生、大学院生への周知を徹底する。

2) 看護学研究科・医療科学研究科

看護学研究科では、平成 23 年度に入学した大学院生が修了するまでに、教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針を検証するシステムを作る。

4. 根拠資料

1) 兵庫医療大学学【1-①】（再掲）

http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/gakusoku.pdf

2) 教育要項（平成 23 年度）（各学部学科）巻頭ページ【1-2】（再掲）

3) 兵庫医療大学ホームページ「教育理念・教育目標・概要」【1-4】（再掲）

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/target.html>

4) 兵庫医療大学大学院学則【1-②】（再掲）

http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/daigakuingakusoku.pdf

5) 教育要項（平成 23 年度）（薬学部医療薬学科）巻頭ページ【1-2）-1】（再掲）

6) 兵庫医療大学ホームページ「薬学部 教育理念・教育目的・教育目標・3つのポリシー」【4A-6】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/pharmacy/yakupolicy.html>

7) 兵庫医療大学ホームページ「ディプロマポリシー」【4A-7】

http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/di-policy.pdf

8) 教育要項（平成 23 年度）（看護学看護学科）巻頭ページ【1-2）-2】（再掲）

- 9) 兵庫医療大学ホームページ「看護学部 教育理念・教育目的・教育目標・3つのポリシー」【4A-9)】
- <http://www.huhs.ac.jp/index.php/nursing/kango-policy.html>
- 10) 兵庫医療大学年報（平成20・21年度）72ページ【1-16) -2】（再掲）
- 11) 教育要項（平成23年度）リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）【1-2) -3】【1-2) -4】（再掲）
- 12) 兵庫医療大学ホームページ「リハビリテーション学部 教育理念・教育目的・教育目標・3つのポリシー」【4A-12)】
- <http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/riha-policy.html>
- 13) 平成23年度履修要項・シラバス 兵庫医療大学大学院看護学研究科 1ページ【4-①】（再掲）
- 14) 兵庫医療大学ホームページ「看護学研究科 理念・目標」【4A-14)】
- <http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-nurse.html>
- 15) 兵庫医療大学大学院案内2011 9ページ【1-⑥】（再掲）
- 16) 兵庫医療大学ホームページ「医療科学研究科 1理念・目標、2特色、3アドミッションポリシー」【4A-16)】
- <http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-medical.html>
- 17) 兵庫医療大学設置申請書（設置の趣旨等を記載した書類）23ページ【2-9)】（再掲）
- 18) 兵庫医療大学ホームページ「カリキュラムポリシー」【4A-18)】
- http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/public_infomation/cul-policy.pdf
- 19) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」【1-15)】（再掲）
- <http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information.html>
- 20) 兵庫医療大学年報（平成20・21年度）68ページ【1-16) -2】（再掲）
- 21) 看護学部卒業時到達目標資料（平成23年度のガイダンスで使用了配付資料）【4A-21)】
- 22) 自己点検・評価に関する全学教員アンケート集計結果【1-18)】（再掲）

「教育課程・教育内容」

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

全学部において、教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設しており、順次性を確保するために、各科目の配当年次を各々の教育要項で明示している。また体系的観点では、全学部で、授業科目を基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けて配置し、基礎分野および専門基礎分野の一部には、教養科目群に加えて医療系大学の卒業生に共通して求められる素養を修得させる基本科目群を配置している。これらの科目の指導は、共通教育センターが中心的役割を果たしている。

共通教育センターは、学部横断的に行われる基礎分野の授業科目（教養科目）、および、専門基礎分野のチーム医療関連の3科目を担当する。基礎分野科目の多くは1年次に配当されており、学生に関する情報が少ない時期であるため、特に学部教員と密に連絡を取りつつ進めている。

英語教育では平成22年度入学生より入学直後にTOEIC試験を行い、その結果に従って習熟度別クラス編成を行うことで、学習効率向上を図っている。また、単なる語学教育に留まらず、国際化に必要な異文化コミュニケーションも教授している。

専門基礎分野のチーム医療関連科目は、同法人兵庫医科大学と連携して行われる本学の特徴的な科目で、①1年次に行われる医療科学概論、②2年次のチーム医療概論、③4年次のチーム医療論演習で構成されている。

①医療科学概論は、講義、チュートリアル教育、早期臨床体験実習（ECE）、医学部との合同チュートリアルからなる。講義は学長、副学長、各学部長等によりオムニバスで行われ、これに続くチュートリアルは、3学部混合の10人程度の小グループにて様々な医療関連職種を相互に理解できる事例を討議し発表する。その後行われる早期臨床体験実習は、兵庫医科大学病院の看護部長（兼担教員）による病院概要や実習の心構えなどのガイダンスを経て、5人程度の学部混合グループで兵庫医科大学病院を見学し、その体験をグループ発表する。医学部との合同チュートリアルは、兵庫医科大学医学部の1年次生と共に2日にわたって行われ、医師を含めた連携を学習する。¹⁾

②チーム医療概論は、本学、兵庫医科大学、ささやま医療センターの兼担教員によるチーム医療についての講義とグループワークを行っている。

③チーム医療論演習は、チーム医療に係る教育の総括として、本学3学部4年次生と兵庫医科大学医学部3年次生との混成グループを編成し、実際の症例を基にグループ討議の後、発表会を行い、解説講義を受ける。¹⁾

また、大学院においても将来チーム医療を担うための資質を培うという学士課程教育の理念を踏襲しており、その一環として各研究科共通の学際的な科目を3科目配置し、研究科共通科目として科学的根拠に基づいた高い専門知識の修得及び高度実践への応用

と先進医療に関わる最新情報とその課題の修得を図る。

全学部・研究科において全年度に開講する授業科目やその配当年次を変更する際には、全学組織である教育委員会や大学協議会でダブルチェックを行い、各学部及び研究科がそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していることを担保している。

2) 薬学部

薬学部では教育課程の編成・実施方針に基づいて教養科目や専門科目を下記に述べるように体系的かつ順次性をもって開講している²⁾。卒業要件単位数を205.5単位以上としており、基礎分野19単位、専門基礎分野31単位、専門分野155.5単位以上を修得することが必要である。専門分野は、さらに基礎薬学（化学系）、基礎薬学（生物系）、衛生薬学、医療薬学、臨床薬剤学の5グループに分類している。「物質の理解」に関わる基礎薬学（化学系）の授業科目、および、「体のしくみ」を学ぶ基礎薬学（生物系）の科目を比較的低学年次に配当し、その上に立脚する「薬の効果・作用」に関する医療薬学系の授業科目を比較的高学年次に配当するなど、学んだ知識が次の学びに繋がるよう各授業科目の配当年次を系統的に設計している。また、実験実習科目は、第1学年次後期から第3学年次後期までに履修するように計画している。基礎実習（物理・化学・生物）、分析化学実習、物理化学実習、有機化学実習、生物薬学実習、衛生薬学実習、天然薬物学実習、生理・解剖学実習、薬剤・薬物動態学実習、薬理学実習を順次行い、研究実習や実務実習を行う際の基礎となる技能及び態度を身に付ける訓練を行っている。専門分野の授業科目と実験実習科目については、分野ごとに同じ教員が担当して実施しており、講義内容と実習内容の連動は極めて良好に行われている。

さらに、第4学年次以降には、アドバンスト教育として多くの特色ある選択科目を開講しており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容を超えた薬学専門教育も充実している。これらの大学独自のアドバンスト教育科目の多くは選択科目として構成されており、学生のニーズに応じて、自由に選択することが出来る。

科学的な思考法、医療専門職者としての倫理観、コミュニケーション能力などを養うための基礎的な教育は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3分野全てで行われている。基礎分野や専門基礎分野では、教育課程全般を支える学修基盤を作るとともに、専門科目への円滑な導入を支援するための教育を行っている。専門分野の基礎薬学（化学系）や基礎薬学（生物系）などでは、高度な専門性の習得を目的とし、医薬品と生体の働きおよびその相互作用を理解するための教育を実施している。専門分野の医療薬学や臨床薬剤学などでは、病気に対する臨床医学的な理解に基づき、薬物治療を実践するために必要な能力を身につけるための教育を実施している。第5－6学年次の実務実習、研究実習、研究研修では、薬剤師として必要な技能と態度を習得する実践的な専門教育内容や医療や科学技術の発展に貢献する研究に関する基礎的な態度と技能を習得するための実践的な教育を実施している。

このように、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する授業科目と実験実習科目を有機的に連携させ、薬学部教育課程で修得すべき知識および技能・態度を網羅するとともに、各領域の到達目標達成のため、講義、実験実習、チュートリアル学習と成果発

表会、体験学習を組み合わせた実効的カリキュラムを構築し、薬学部理念である「人と社会の健康と幸福に広く貢献できる薬剤師」を育むための教育課程が編成されている（表4-2-1）。

表4-2-1 カリキュラムにおける分野と配当年次

分 野 名		配当年次（一部例外あり）
基礎分野（26科目）		第1学年次
専門基礎分野（22科目）		第1～2学年次
専 門 分 野	基礎薬学（化学系）（19科目）	第2学年次
	基礎薬学（生物系）（19科目）	第2～3学年次
	衛生薬学（11科目）	第2～4学年次
	医療薬学（24科目）	第3～4学年次
	臨床薬剤学（6科目）	第4～5学年次
	その他（11科目）	第4～6学年次

3) 看護学部

看護学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、「基礎分野」と「専門基礎分野」「専門分野」において看護学部教育要項に提示している授業科目を開設している³⁾。

基礎分野は、「人間と言葉」「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の人間を主軸にした4領域で構成し科目を配置している。基礎分野における必修科目は14単位、教養教育の重視と学生の主体的、課題探求能力の育成のため選択科目は12単位とし、多彩な科目を履修できるように低学年次に多く配置している。

専門基礎分野は、基礎分野の知識を活用しながら、医学・保健学・福祉学などの近接領域の知識や技術を身につけることをねらいとし、専門分野の学習に必要な基礎的知識を「人間と健康」「環境と健康」「人間と環境」「チーム医療」の4領域で体系化している。「人間と健康」「環境と健康」「人間と環境」の科目群は主に第1学年次と第2学年次に配置している。チーム医療に関する科目群は、前述のように4学部合同科目として位置付けている。専門基礎分野の必修科目は23単位、選択科目は5単位以上を履修することとしている。

専門分野は、看護学の専門知識と基本技術の習得と、看護実践の基盤となる能力の習得を目的として、「基盤看護学」「療養支援看護学」「家族支援看護学」「生活支援看護学」「総合」の5領域で体系化している。基礎分野と専門基礎分野の科目を基盤に、第1学年次から看護学専門分野科目を開講し、学年進行とともに看護学の4つのメタパラダイム概念を関連させながら単純から複雑に、かつ人間の成長・発達、療養環境に応じた看護を拡大しながら学習できるように編成している。特に臨地実習に関しては、基礎看護学実習は2段階とし、第1学年前期では看護職者の役割と機能の理解を主な目的とした早期体験実習、第2学年後期では生活援助技術の習得や看護過程の展開を通じた判断能力の強化を目的とした実習を段階的に行っている。各専門分野科目の臨地実習は、既習学習との統合を効果的に図るために、それぞれの臨地実習に関連ある看護学専門分野科

目の所定の単位取得を前提条件として、第3学年次後期から第4学年次前期に集中的に設定している。さらに、全臨地実習科目が終了した後で、身につけた看護実践力をさらに強化できるように学生の関心に対応させた統合看護実習を行っている。また、看護を発展的、国際的な視点から学ぶことができるように看護に関連する様々な選択科目を13科目配置し、その一部は多学年次にわたる履修を可能としている。必修科目は69単位、選択科目は3単位以上を履修することとしている。(図4-2-1)

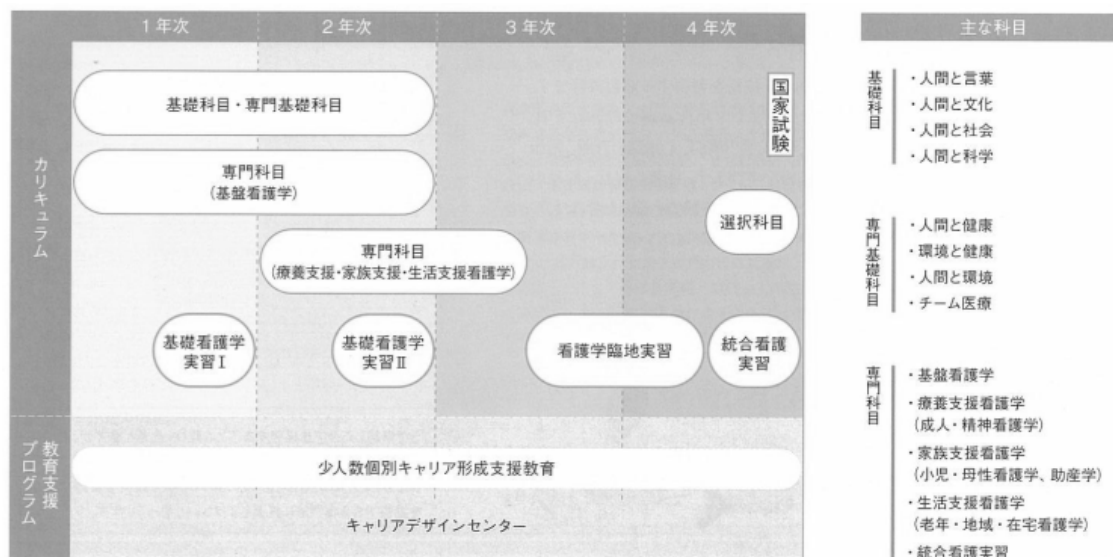


図4-2-1 看護学部のカリキュラムフロー

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

教育課程のうち、基礎分野と専門基礎分野は、理学療法士や作業療法士として医療に従事するために必要な高度な専門性を修得するための礎となる分野であるので共通する科目が多く、基本的な考え方は共通している。これに対して、専門分野では、理学療法学科と作業療法学科の独自性が強い^{4) 5)}。

基礎分野は、「国際理解」、「自然科学」、「人文・社会」、「健康とスポーツ」の4つの科目群からなり、基礎分野の教養教育を通じて、人間や社会に対する洞察を深め、学部教育目標である「多様な文化や価値観を受け入れる、地域的・国際的感覚及び豊かな人間性を」育んでいる。また、基礎分野の医療関連科目は専門基礎分野、専門分野への導入となっている。基礎分野は大学における学修の素養となるので、その多くの科目を1年次に配置した。

専門基礎分野は「基礎医学」、「臨床医学」、「医療と社会」「チーム医療」の4つの科目群からなり、専門分野の科目を学ぶにあたって必要な基礎医学や臨床医学、保健・医療・福祉に関する知識と技能を修得することができるよう科目の配置を行っている。これらの科目は主に2年次に配置しているが、「チーム医療」は学修段階に応じて理解を深め実践力を高めるために1年次から4年次に渡って段階的に配置してある。また、一部の科目は、教育効果を高めるために臨床実習経験後に配置した。

専門分野は、理学療法学科は「基礎理学療法学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」

「地域理学療法学」「臨床実習」「総合演習」、作業療法学科は「基礎作業療法学」「作業療法評価学」「作業療法治療学」「地域作業療法学」「臨床実習」「総合演習」の科目群で構成されている。両学科とも専門職としての問題解決能力を養うことを目指し、基本的な知識の講義から事例検討による演習・実習までを関連性をもたせるように、また、各分野で評価学から治療学へと履修できるように、教育課程を組み立てている。

基礎分野、専門基礎分野、専門分野の関連する科目に関しては、体系立てて配している。両学科とも指定規則を満たす教育課程であるため、また、学部目標に掲げる医療人としての資質を育むため、多くの専門基礎科目と専門科目を必修としている（95%以上）。

指定規則による最低必要単位数と本学の卒業要件とを教育内容別にみると、両学科ともに「人間と生活・科学的思考の基盤」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の単位数が多い（表4-2-2）。「人間と生活・科学的思考の基盤」の単位数が多いことは、人間性を豊かに育む基礎分野（教養科目）を重視していることを、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」については、多くのチーム医療関連科目、幅広い医療関連科目を配していることを反映している。これらの特徴は学部教育目標を具現化するものである。作業療法学科「臨床実習」の単位数も多いが、これは世界作業療法連盟の認定基準を満たすものである。

表4-2-2 本学部の教育課程の特色 指定規則の最低単位数と本学卒業要件との比較

学科	指定規則 教育内容 単位数	基礎 分野	専門基礎分野				専門分野					計
		科学的思考の基礎 人間と生活	人体の構造と機能 及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	基礎作業療法学	作業療法評価学	作業治療学	地域作業療法学	臨床実習		
理学療法学科	指定規則による 最低単位数	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93	
	卒業要件 (最低単位数)	24	13	16	12	8	6	21	4	20	124	
	指定規則に対する 増単位数	10	1	4	10	2	1	1	0	2	31	
作業療法学科	指定規則による 最低単位数	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93	
	卒業要件 (最低単位数)	24	13	16	12	7	6	20	4	24	126	
	指定規則に対する 増単位数	10	1	4	10	1	1	0	0	6	33	

理学療法学科・作業療法学科の4年間のカリキュラム編成の概略は図4-2-2、図4-2-3の通りである。

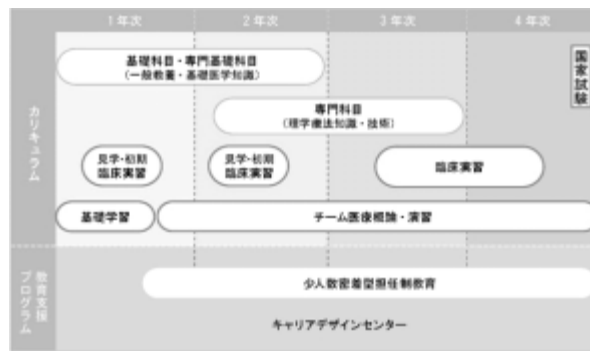


図 4-2-2 リハビリテーション学部理学療法学科のカリキュラム編成⁴⁾

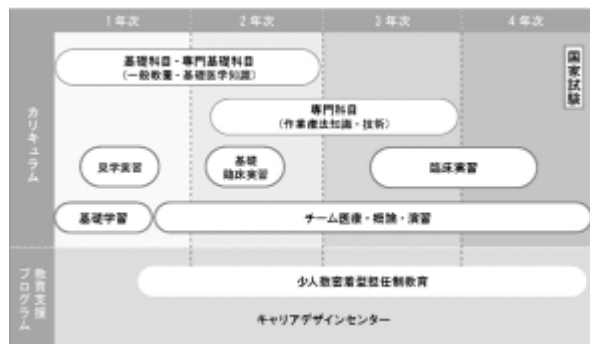


図 4-2-3 リハビリテーション学部作業療法学科のカリキュラム編成⁵⁾

5) 看護学研究科

看護学研究科では、前述のカリキュラムポリシーと編成・実施方針に基づき図 4-2-4 のように教育課程を設定している。

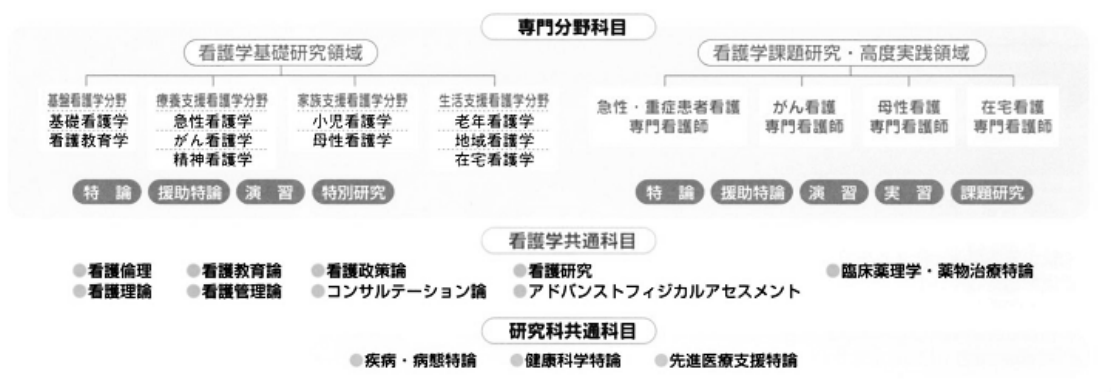


図 4-2-4 看護学研究科カリキュラム構成図⁶⁾

先ず設置の趣旨にもあるチーム医療を推進する学際的な研究科共通科目は 3 科目、次に看護学各専門分野と 2 領域に共通する看護学を探究する科目と、専門看護師の資格取得に必要な科目及び将来のより高度化した専門看護師教育課程にも先進的に対応する科目を含む看護学共通科目 9 科目を設定している。看護専門科目は、各専門分野の高度で専門的な知識・技術を修得し、高度看護実践と研究を進める目標を達成するために、看

看護学特論、看護学援助特論、看護学演習を2つの領域の特性に合わせて履修し、看護学基礎研究領域では看護学特別研究、看護学課題研究・高度実践領域では看護学実習と看護学課題研究を履修できるよう、院生の希望と将来の資格取得に備えた教育課程が体系的に編成できている。

また、看護学基礎研究領域と看護学課題研究・高度実践領域の履修順序は図4-2-5に示すように、基盤的科目から応用的科目へ、共通性の高い科目から専門性の高い科目へと進行するよう配慮し、合わせて前後期と学年進行単位数のバランスを考慮して配置しており、2学年後期では研究成果の完成と看護学実習に集中できる配分とするなど、望ましい履修順序と考える。

次にコースワークとリサーチワークのバランスについては、基礎研究領域と看護学課題研究・高度実践領域は異なった研究単位数と専門分野看護学単位数を課して、領域履修の目的を達成できるよう設定している。また、看護学共通科目では2領域の研究遂行と高度専門看護実践に共通する基盤的科目の履修を通じて、バランスの取れた高度看護職者の育成となるようにしている。従って、院生は看護学の理論と応用能力を修得すると共に、看護学研究の基本を修得した上で指導教員の指導のもと独自の研究課題を追求し完成にいたることから、コースワークとリサーチワーク複合型の教育課程といえる。

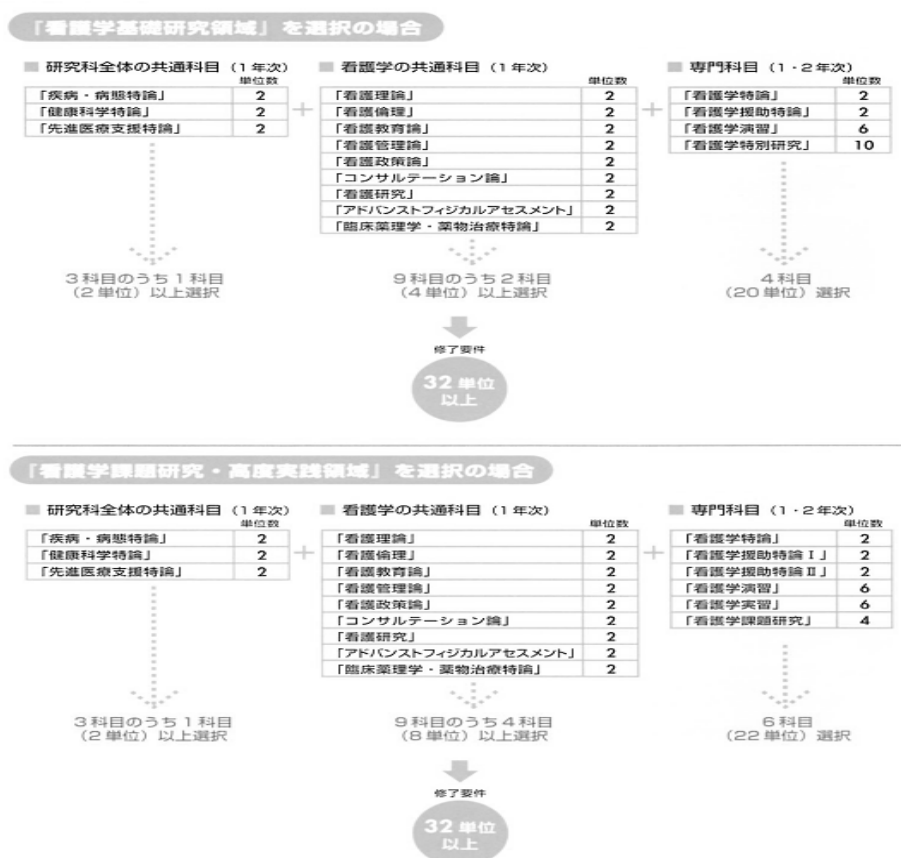


図4-2-5 看護学研究科における領域別教育科目の進行⁶⁾

6) 医療科学研究科

本研究科は高度実践専門職者を志向する院生を教育する「課題研究コース」と研究を

志向する院生を教育する「論文コース」の2つのコースを設けている。

課題研究コースでは臨床的知識・技術を積極的に高めるため、臨床的スキルの向上を図り、臨床現場のリーダーとなる人材を育成することを目的としている。そのために幅広い教養修得と医療人としてのキャリアアップを目指した研究科共通科目と、リハビリテーション科学領域に重点を置いた医学特論、研究法、統計学の専門基礎科目を開講している。リサーチワークとして院生の目的とする分野（課題）の臨床研修課題に適した研究施設を外部委員を含めた事前審査によって決定し、承認された施設における指導体制のもとで研修を実施し、課題研究を実施している。

一方、論文コースではリハビリテーション科学領域において、先駆的・学際的・発展的な研究を展開し、将来、本領域において研究・教育を牽引していく研究者を育成することを目的としている。そのために課題研究コースと同様に幅広い教養修得と医療人としてのキャリアアップを目指した研究科共通科目とリハビリテーション科学領域に重点を置いた医学特論、研究法、統計学の専門基礎科目を開講している。ここで学んだ知識をもとにリサーチワークでは研究計画の指導、倫理審査委員会への研究計画の申請を経て研究計画を遂行し、修士論文を作成する。在学中に、研究内容の学会発表ならびに学術雑誌への投稿を目標としている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1) 大学全体

1年次、2年次、4年次に兵庫医科大学の医療人育成センターや本学の共通教育センター、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、そして兵庫医科大学医学部・同病院が共同して、早期臨床体験実習や合同チュートリアル教育を必修科目として実施し、大学入学当初から継続的に医療専門職者になるための意識づけを行っている。このような、教育によりチーム医療を担う一員としての豊かな人間性を涵養し、講義や演習で他学部の学生とともに学び交流を深めることができている⁷⁾。さらに、薬学部、看護学部とリハビリテーション学部の専任教員（現役医療専門職者を含む）による学部横断型講義（「薬学概論」、「看護論」、「総合リハビリテーション論」）を開講し、他の医療専門職者の活動内容や役割を相互に学ぶ特徴ある教育も活発に行われている⁸⁾。

2) 薬学部

基礎分野や専門基礎分野では、医療専門職者に相応しい普遍的な教養と倫理的な判断力を身につけ、さらに、優れたコミュニケーション能力と人々の健康と幸福に貢献できる豊かな人間性を育むための教育を提供している。専門分野では、医薬品と生体の働きを理解するために必要な基礎薬学に関する幅広い知識と技能、病態の理解に基づく薬物療法の実践に必要な医療薬学に関する専門知識と技能、医薬品を中心とする化学品の安全性や環境衛生の保全に必要な基礎知識と技能を育むための教育を提供している。

第1学年次には、高校で履修していない理科科目を学習するため、共通教育センター所属の教員が行う「物理学入門」と「生物学入門」を開講し基礎学力の向上に努めている。さらに、第1学年次の「化学」、「物理学」、「生物学」では、学生のレベルに合わせた講義を行っており、専門科目への繋ぎの役割も果たしている。その他に、高校化学の

「化学計算」の復習を行うための時間を薬学部独自に設けて、学生の基礎学力の向上に努めている。2年次生からは、「長期密着型ゼミナール」として、学生を薬学部教員に配属させ、学生個々の学力向上の把握とレベルに応じた細やかな指導に注力している。

第2学年次と第3学年次には授業科目以外の時間を用いて、講習や模擬テストなどのCBT及び国試対策も実施している。

第4学年次には、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準じて実務実習事前学習を実施するとともに、実際的な知識、技能並びに態度を向上させるために、OSCE対策を兼ねて薬学教員全員が演習及び実習に参加し、反復して教育と指導を行っている。

第5学年次の実務実習においては、「実務実習支援室」を本学内に整備し、各種事務手続きをはじめ病院・薬局との各種連携を支援するとともに、実習先で使用する実習テキストは、実務実習近畿地区調整機構が監修している「薬学生のための病院・薬局実習テキスト」を指定し、他大学の実務実習生との標準化を図っている。第5学年次以降の研究実習や研究研修では、日々進化する医療に対応できるように研究マインドを育むための教育を実施している。

また、本薬学部の特徴として、大学病院病棟内での早期臨床体験実習、模擬患者さんのご協力のもとでの実務実習事前学習における医療面接教育も実施している。さらに、第3学年次には、より臨床現場に近い人体解剖見学も含め本学の特徴的な生理・解剖学実習も実施している。これらの教育は、医療系学部に必要な「豊かな人間性」と「優れたコミュニケーション力」の修得にも貢献している。

3) 看護学部

看護学の学士教育課程では、学士力と看護実践能力の基盤となる「看護の専門的知識・技術」「問題解決能力」「コミュニケーション能力」「倫理的配慮・態度」をバランスよく習得することが重要である。看護学部では、教育課程の編成・実施方針に基づいて、これらの能力が総合的に身につけられるような教育内容を提供している。

基礎分野と専門基礎分野では、人間の多面的な理解を深めるための教養教育と、人間を取り巻く環境と健康に関わる近接学問領域の知識や技術を身につけるための授業科目を開講している。専門分野では、対象となる人間の成長・発達および療養環境に応じた看護に関する専門知識と基本技術を身につけ、医療人としての態度、論理的思考力や問題解決能力、看護を創造する力を育むための科目を開講している。また、助産師をめざす学生には、助産学に関する選択科目を履修できる教育内容を提供している。

平成19年度の開学以降、大学教育での学び方に戸惑う学生や適切にレポート作成できない学生が見受けられたため、看護学部では初年次教育の一環として、平成21年度の新入学生から基礎的な読解力や文章表現力の習得をめざした授業時間外の時間を使った学士課程入門チュートリアルを実施している。このプログラムは前期開講と同時に実施され、少人数単位のグループ討議（学生7～8名、教員1～2名／グループ）を用いて5回で展開されている。これに対する学生の意見として、毎年「作文とレポートの違いや大学と高校での学び方の違いが良くわかった」「チュートリアルで学べて役立った」「レポート作成が難しかった」「学びを今後の課題に活かしていきたい」などがあげられている。平成21年度のプログラム⁹⁾に対する教員評価を踏まえて、平成22年度以降は目的

や回数を変更しつつ継続している。平成 24 年度より単位化する予定である。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では学部教育目標に基づき、基礎分野の教養科目では医療専門職者に相応しい豊かな人間性や人々の幸福と共生に奉仕する精神をもって行動する能力を涵養する礎として、豊富な授業科目を提供している。両学科とも、基礎分野の医療関連科目、専門基礎科目、専門科目を通して、まず、心理・行動も含め人間の多面的な深い理解を導いている。また、疾患・障害に関する基礎医学の知識も習得させている。これらを基に、優れた理学療法・作業療法の臨床を支える知識と技術、問題解決能力を修得させ、さらに、研究へと発展させる教育内容を提供している。また、1 年次から楔型に臨床見学・臨床実習を配し、大学における学習を臨床実践と結び付けて、学修を進めることができるようにしている。

学内で修得した知識・技術と臨床実習で得た知識・技術の統合を適切かつ有効に行うことは、その後の臨床実習や卒後の臨床実践の質向上に大きな影響を及ぼす。両学科とも、臨床実習後は十分に時間をとり省察を行うことで、この統合を充実させている。省察は授業時間外に行われることが多いが、理学療法学科では「理学療法症例研究」という 2 単位の授業科目を設けている。

また、国家試験に向けての学習は両学科ともに 4 年次の重要な課題であるが、教科外において適宜学内テスト、全国模試を実施し、また、特別講義を設定し、学生の自主学習の円滑化、充実化を促している。

5) 看護学研究科

看護学研究科の教育内容は、前記方針に基づき編成され、全科目シラバスに教授内容が明記されており、教員の研究活動と各担当教授内容は密接に関連して構成し、研究の成果が教育に反映されていることが示されている。その担当は本学教員を中心に、一部は専門分野における研究と実践の高い業績を有する外部講師に依頼して教育内容の高度化を図っている。その内容を科目群別に記述すると以下のとおりである。

研究科共通科目では、看護学研究科の目標である科学的根拠に基づいた高い専門的知識と高度実践への応用、及び先進医療に関わる最新の情報・研究を教育内容としている。また、看護学共通科目では、看護学を探究し科学的根拠を構築するための基礎的理論、看護専門職者としてまた看護学研究者として高い倫理観、看護学研究の理論と概念枠組や主要な研究手法等の教育内容であり、最新の研究と高度看護実践の発展を推進する教育内容といえる。看護専門科目は、専門分野における内外の研究と実践の分析・検討を通じて概念・理論の探究、対象の追求や看護援助の枠組みと特性に関する追及等を蓄積して専門看護学を修得し、到達目標である看護学特別研究と看護学課題研究・高度実践を達成する教育内容である。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科は、入学対象者は、理学療法士・作業療法士を中心としながらも、研究科の目的に則して医療・保健・福祉分野で活躍する幅広い職種とする。各コースにお

いて、幅広い職種の院生を対象とした教育内容である。2期生には言語聴覚士が入学予定である。

課題研究コース（高度実践専門職者養成）、論文コース（研究者養成）の目的を問わず、一定の講義ならびに演習を要件として課している。

幅広い教養を修得し、医療人としてのキャリアアップを目指すために、研究科を超えて開設された共通科目は「疾病・病態特論」「健康科学特論」「先進医療支援特論」の3科目である。これらの科目は兵庫医科大学で長年に亘り培われてきた医療人育成の視点から構成されるものであり、本学において、研究者とともに高度実践専門職者の育成を行うという観点より、常に、最新医療に関する内容として教授している。

専攻する分野におけるより高度な専門的知識ならびに技術の修得のために、専門基礎科目3科目は必修科目として、院生のコース志向に関係なく1年次に履修する。

課題研究コースにおける臨床研修は、兵庫医科大学病院・リハビリテーション部、兵庫医科大学ささやま医療センター・リハビリテーションセンター、そのほか、外部委員を含めた審査にて承認された研修施設において実施し、入学後より指導教員と協議し、設定した課題に応じて取り組ませている。そして、必要に応じて、指導教員が指導に関わるとともに、大学内でのグループ討議を通して、ケースプレゼンテーション能力を高めるよう指導している。また、課題研究の内容について、中間発表会において外部委員の指導を仰ぐ予定である。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

全学部・研究科がそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。また、全学部において各科目の配当年次を各々の教育要項で明示することで、教育課程の順次性を学生に周知している。医療系大学である本学の卒業生に共通して求められる素養（学士力）を修得させる基本科目群を配置し、これらの科目の指導に当たっては共通教育センターが中心的役割を果たしている。また、その学士力を基盤として各学部はさらに専門教育を実施している。各研究科はコースワークとリサーチワークの位置づけを明確にしている。

2) 薬学部

教育課程の構成は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した構成であり、配当科目は低学年次の学びの上に高学年次の学びが立脚するよう系統的に組み立てている。

医療専門職者に相応しい教養と倫理観の育成から、薬剤師として必要な幅広い知識、技能、態度まで教育内容を提供している。

ボーダレスな教育環境下、他の医療系3学部学生や他の医療関係者との学習や交流が行え、チーム医療に貢献する薬剤師の育成に役立っている。

3) 看護学部

看護学部では、平成21年度より初年次教育の一環として「学士課程入門チュートリア

ル」を実施しているが、このプログラムは、学生のレポート作成に関して形式や書式、文献の活用などの基礎的能力の向上に役立っている。また、副次的効果として前期開講と同時に開始するため、学生同士あるいは学生と教員同士における交流を促進し、看護学部の学生としての帰属意識を高めることに役立っている。

4) リハビリテーション学部

チーム医療実践の場で、他の医療専門職者と連携協力できる総合的实践力を身につける取り組みとして、4学部合同科目を配置している。

また、理学療法学科、作業療法学科ともに、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の順に該当科目を配置したことは、教育目標の「リハビリテーションを実践するにあたり必要な基礎医学とともに、人の機能のみならず心理や行動をも深く理解し基礎学力として身に付ける。」を実践する際、学生の理解向上につながっている。

それぞれの領域において「評価学」「治療学・治療学実習（演習）」という科目を系統的に設定したことにより、それぞれの科目の関連性が分かりやすくなった。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

医療分野は日々進歩しており、それぞれの学部・研究科は時代の要請に応えるべく新たな教育課程の編成の検討を可能とする仕組みを明確にする。

2) リハビリテーション学部

作業療法学科において、小児関連の専門分野科目が専門基礎分野科目を履修する以前に配置されていた。また、領域ごとの「特論」を数多く配置したため、授業時間数が非常に多くなったなど、カリキュラム編成上の課題が残った。

3) 医療科学研究科

バックグラウンドが異なる大学院生に対しても同じ授業科目を提供しており、各々の理解度などを評価した上で、完成年次以降の対応を検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

各学部・研究科はそれぞれが抱える固有の課題を抽出し、それに応えるべく新たな措置を講ずる必要がある。看護学部、リハビリテーション学部のカリキュラム改訂がなされ、また、共通教育センターが担当する教養科目のカリキュラム改訂も鋭意その準備を進めている。

2) 薬学部

学部の理念である「人と社会の健康と幸福に広く貢献できる薬剤師」を育むために、医療系他学部と合同で行うチュートリアル学習などの教育を順次拡充させていく。

3) 看護学部

平成 21 年度から 3 年間にわたり「学士課程入門チュートリアル」のプログラムを一部修正・改善しながら実施し、実績ができたことから、初年次教育として平成 24 年度の新入学生のカリキュラムから単位化するように検討している。

4) リハビリテーション学部

平成 22 年度で完成年度を迎え、平成 23 年度に向けてカリキュラムの変更を行った。その際、専門基礎分野、専門分野の授業配置を見直し、小児関連科目の配当年次を一部変更した。また、作業療法学科では、「特論」科目をそれぞれ関連領域の「評価学」「治療学・治療学実習」に組み込んで、再編を行った。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

平成 25 年度から各学部は時代の要請に呼応した新たな教育課程の編成を実施する予定である。

また、科目間の連携をさらに深めるために、教員相互の他の関連する授業への積極的な参加、関連科目担当教員による授業構成打合せ等を行い、それぞれの科目でどのような授業が展開されているか理解し、自らの授業へ他の関連する授業内容を反映させるための仕組みを策定する。

2) 看護学研究科・医療科学研究科

より幅の広いニーズに対応できるように、授業科目の再検討を実施し、完成年度以降には、科目を追加ならびに細分化ができるように検討する。

4. 根拠資料

1) 学校法人兵庫医科大学広報 vol.213 2011 年 10 月号 1-3 ページ【4B-1)】

2) 教育要項(平成 23 年度)薬学部 25-28 ページ【1-2) -1】(再掲)

3) 教育要項(平成 23 年度)看護学部 30-35 ページ【1-2) -2)】(再掲)

4) 兵庫医療大学ホームページ「リハビリテーション学部理学療法学科カリキュラム」
【4B-4)】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/physical-therapy/curriculum.html>

5) 兵庫医療大学ホームページ「リハビリテーション学部作業療法学科カリキュラム」
【4B-5)】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/occupational-therapy/curriculum.html>

6) 兵庫医療大学大学院案内 2011 8 ページ【1-⑥】(再掲)

7) 兵庫医療大学ホームページ「学部の枠を越えた合同教育プログラム」【4B-7)】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/team-medical-care/goudou.html>

8) 兵庫医療大学ホームページ「他学部の専門分野を知る相互理解プログラム」【4B-8)】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/team-medical-care/sougo.html>

9) 兵庫医療大学年報(平成 20・21 年度) 63,72 ページ【1-16) -2】(再掲)

「教育方法」

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

1) 大学全体

各学部は、それぞれの教育目標を達成するため、学則に規定した各学部の授業科目を、大学設置基準第4章第25条に基づき定めた兵庫医療大学学則第6章第19条に従い、講義・演習・実習の授業形態にて行っている。授業形態は、学生が周知するよう授業科目名によって明示しているが、その適切性に関しては、各学部のカリキュラム改訂を機に、授業科目やその体系性の適切性ととともに検討している。改善・変更の必要性は各学部教授会で判断し、全学的に教育委員会、大学協議会においても検討している。

1年間の履修単位数は上限を設定していないが、履修の体系性を保つため科目毎に配当年次を指定しており、必修科目が多く自由度が低い、学士課程教育の質は担保される。履修モデルを基にみた年間履修単位数は各学部各学年とも50単位未満である。

履修指導に関しては、年度当初に各学部の教育要項¹⁾ ²⁾ ³⁾ ⁴⁾を配布し、これらに基づき学年、学部・学科別に学修のガイダンスを行い履修指導している。1年次の学生に対しては、学部・学科別のガイダンスに先行して、学年全体で教務に関するオリエンテーションを行い、学修開始の円滑化、および学修の全体像の把握を図っている⁵⁾ ⁶⁾。

学部の定める卒業要件以上に学習意欲が高く、学部を超えての学習を希望する学生のために、学部横断聴講制度を平成22年度から実施している⁷⁾。

さらに学修の選択肢を広げるため、隣接キャンパス地区の神戸学院大学、神戸夙川学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学との連携の下、神戸ポートアイランド4大学連携単位互換制度を⁸⁾、また、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学との連携の下、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の一環としてスタートした「ポアイ教養科目」単位互換制度も⁹⁾実施している。これらの単位互換制度は、教育要項にて学生に周知している¹⁰⁾。

キャリア教育は今日その必要性が強調されているが、各学部の病院・施設等における実習科目がまさにキャリア教育でもある。その他学生に必要なキャリア教育は、キャリアデザインセンターが授業科目外で適宜行っている¹¹⁾。

また、学生の学習意欲を促進するため、平成21年度から毎年度末に、学年、学部・学科ごとに成績優秀者を表彰している。

2) 薬学部

授業形態については、教育目標を効果的に達成するために、薬学部の各教育目標(1)～(6)に関する授業に関してはできる限り体験型授業である演習または実習を取り入れている。また、これらの授業がどの学年でも行われるよう、授業形態の学年次配置にも工夫している。薬学部における科目区分別および学年別の授業形態単位数またはコマ数を表4-3-1、4-3-2に示す。

表 4-3-1 科目区分別授業形態別必要受講コマ数（開講コマ数）

科目区分	講義		演習		実習	計
	必須	選択	必須	自由	必須	
基礎	0	68[226]	120 ^{*2}	0	30	218
専門基礎	155 ^{*1}	0	116	15	45	331
専門	701	37.5[148]	0	0	405+AB	1143.5+AB
計	856	105.5[374]	236	15	480+AB	1692.5+AB

^{*1}選択必須科目物理学入門／生物学入門および医療科学概論講義 10 コマを含む

^{*2}選択必須科目第 2 外国語 30 コマを含む

A=病院および薬局実務実習と研究実習

B=チーム医療研修または研究研修

表 4-3-2 学年別授業形態別受講必要単位数（コマ数）

学年	講義		演習		実習	計
	必須	選択	必須	自由	必須	
1 年	25(197) ^{*1}	9(68) ^{*2}	9(128) ^{*3}	0	5(75) ^{*4}	48(468)
2 年	33(248)	0	3(46)	1(15)	6(108)	42(417)
3 年	30(225)	0	2(27)	0	7.5(136)	39.5(388)
4 年	24(179)	5(37.5) ^{*5}	2(35)	0	4(161)	35(412.5)
5 年	1(7)				30(A)	31(7+A)
6 年					10(B)	10(B)
計	113(856)	14(105.5)	16(236)	1(15)	62.5(480+AB)	205.5(1692.5+AB)

^{*1}選択必須科目物理学入門／生物学入門および医療科学概論講義 10 コマを含む

^{*2}1 年次に単位を取得することを推奨しているが 6 年間の内に単位を取得すればよい

^{*3}選択必須科目第 2 外国語 30 コマおよび医療科学概論チュートリアル 8 コマを含む

^{*4}+ 薬局病院実習+Early Clinical Exposure（病院実習）

^{*5}4 年次または 6 年次で取得すればよい

A=病院および薬局実務実習と研究実習

B=チーム医療研修または研究研修

学修指導に関しては、全学的に行われている年度当初の履修指導に加えて、学生の修学レベルを一定以上に維持し、学生の個性に合わせた教育が行えるよう、一クラス 50 人程度のクラス担任制を導入し、教授、准教授および講師を担当、助教および助手を副担任として、クラスごとに総合的な履修指導を行っている。学習に困難を抱える学生に対しては、学生委員会委員（2 名）および担任の間で情報を共有し、必要と判断された場合は担任または、担任と学生委員が個別面談を行い、対応策を検討している。特に、休学生、留年生には学生の個別性を十分考慮し対応している。

授業方法は、「参加して、見て、感じて、イメージできる」授業を、講義、演習(チュートリアルを含む)、実習のいずれの授業形態においても可能な限り行うことを基本方針としている。

また、講義とそれに対応する実習科目を、講義直後に実施する、または、並行実施するなどの工夫で、全体として体感型授業となるようにしている。講義形態の授業においては、可能な限り AV 設備、デモ実験などを活用し、体感型講義となるよう工夫している。

3) 看護学部

看護学部は、教育目標の達成に向けて、講義・演習・実習を取り入れた教育方法を用いて教育を展開している。本学の看護師志向、保健師志向、助産師志向の履修モデル科目で履修した場合の講義・演習、実験・実技、学外実習の単位数およびその割合を表 4-3-3 に示した。

表 4-3-3 看護学部における分野別授業形態（履修モデル科目） 単位数

分野	看護師志向			保健師志向			助産師志向		
	講義/ 演習	実験/ 実技	学外実 習	講義/ 演習	実験/ 実技	学外実 習	講義/ 演習	実験/ 実技	学外実 習
基礎分野	24	2	0	14	14	0	14	14	0
専門基礎分野	28	0	0	28	0	0	28	0	0
専門分野	37	7	25	37	7	25	39	11	32

学修指導に関しては、学年毎に定期的に履修ガイダンスや実習ガイダンスを実施し、学生が各学年における履修科目やスケジュールなどを把握できるようにしている。

専門分野の授業科目においては、看護実践の基盤となる判断能力、問題解決能力、コミュニケーション能力の強化や、基本的看護技術の習得を促すために、①少人数制教育、②学生の主体的参加を促すグループ学習、③患者体験や視聴覚教材を用いた技術トレーニング、④自学自習習慣の育成、⑤臨床に根ざした臨地実習の展開、を取り入れた特徴ある教育方法を採用している。

①少人数制教育の実施

専門分野における「基礎看護技術」及び各専門科目の援助論をはじめとする演習科目は、2クラス編成を主体とし、専任教員及び助手を配置し、技術習得にあたりきめ細やかな指導を行っている。臨地実習においても少人数単位（5～7人程度）のグループで行うことを基本としている。

②学生の主体的参加を促すグループ学習の採用

専門分野における援助論の授業科目は、表 4-3-4 に示したように、講義だけでなくグループワークやグループ発表などを多く用いている。グループワークは少人数で構成し、学生の主体的参加、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、問題解決能力、判断能力、課題に対する探求心等を身につけられるように課題設定等を工夫している。特に Paper Patients の事例を用いて、看護過程を展開する力を強化している。

表 4-3-4 看護学部専門分野におけるグループ学習の採用状況

科目名	全回数（時間数）	グループ学習回数と割合	
		平成 21 年度	平成 22 年度
基礎看護技術Ⅲ（看護過程）	15 回（30 時間）	9 回（60%）	9 回（60%）
急性看護援助論	30 回（60 時間）	6 回（20%）	6 回（20%）
慢性看護援助論	30 回（60 時間）	10 回（33%）	10 回（33%）
がん看護援助論	23 回（45 時間）	5 回（22%）	5 回（22%）
精神看護援助論	30 回（60 時間）	6 回（20%）	9 回（30%）
小児看護援助論	30 回（60 時間）	6 回（20%）	6 回（20%）
母性看護援助論	30 回（60 時間）	5 回（17%）	8 回（27%）
老年看護援助論	30 回（60 時間）	14 回（47%）	17 回（57%）
地域看護学演習	30 回（60 時間）	8 回（27%）	8 回（27%）
在宅看護援助論	30 回（60 時間）	6 回（20%）	6 回（20%）

③患者体験や視聴覚教材を用いた技術トレーニング

看護学教育において不可欠な技術習得は、視聴覚教材や各種シミュレーターを活用して教育している。また、人の痛みや苦しみを理解できて人を大切に想う心を育み、対象者の権利を擁護するのに大切なコミュニケーション能力を強化するために、看護技術の項目によっては、学生がそれぞれ患者役と看護師役、観察者役の役割をとり、患者の疑似体験ができるような状況を作り、技術習得の指導と同時に医療人としての態度育成も行っている。

④自学自習習慣の育成

生涯にわたり学び続ける基礎や自ら考え探求する習慣を培うために、実習室の開放、必要な視聴覚教材、物品等の貸し出し、図書館への教材配置等自学自習の環境を整備している。特に、基盤看護学領域では1年次より主体性をもった学生の育成を目指し、“納得できるまで看護技術を学べる”自己学習サポート体制をとり、基礎看護学実習室や成人看護学実習室を開放し、講義時間外の学生指導を行っている。これまでの1年次と2年次の自己学習における実習室の利用状況は、多い月で延べ約 1000 人である。

⑤臨床に根ざした臨地実習の展開

同一法人内に特定機能病院を有し、実質的に本学の附属病院としても機能しているため、同病院看護部の看護師を教育教授として招聘し、専門看護師や認定看護師の臨地実習への参画を要請するなど、臨床と密接な関係を構築している。特に兵庫医科大学病院で実施している臨地実習においては、効果的な実習指導をめざし、各病棟看護師長や主任、臨床指導者を対象に平成 21 年度から臨地実習指導者研修会を毎年企画・実施し、本学部の教育目標、卒業時到達目標、教育課程の編成、臨地実習の目的・目標についての周知を図っている。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

リハビリテーション学部は、教育目標達成に向けて、各学年の授業形態を表4-3-5のように構成している。全学年に演習科目、実習科目を配置し、また、学年進行に伴い実習科目を多く配置している。

表4-3-5 リハビリテーション学部授業形態（履修モデル）

分野	PT 学科（単位数）			OT 学科（単位数）		
	講義	演習	実習	講義	演習	実習
基礎分野	17	8	1	17	8	1
専門基礎分野	35	3	5	36	2	5
専門分野	20	8	32	31	8	24

学修・履修指導に関しては、1学年約40名に対して2名の担任制を敷いており、各学年の状況に応じて定期面談を実施し、また、学生個人の状況に合わせて面談をする等対応している。学修に困難を抱える学生に関しては、毎週開かれる学科会議の中で随時情報を共有し、個別面談の必要性が確認された場合は、担任が迅速に面談を行っている。また、休学生、留年生に関しても、個人の状況に合わせて注意深く対応している。

学生の学習効果の促進、および、卒業後を見据えた学習効果の向上のため、本学部では、参加型の授業を、演習の授業を中心に積極的に取り入れている。また、医療人としての資質育成のため、また、授業内容の実践的理解を高めるため、施設・病院見学や当事者・その家族との交流等を、学内における授業科目内容に関連させて実施し、教育効果を上げている（表4-3-6、4-3-7）。

表4-3-6 リハビリテーション学部授業で行われる施設・病院見学等

理学／作業	学年	授業科目名	授業内容	時間数
理学	3	義肢装具学実習	義肢装具製作所見学	2
理学	4	スポーツ理学療法学実習	アシックスミュージアム、アシックス中央研究所見学	12
作業	2	作業科学実習Ⅱ（応用）	老人施設における対象者への作業提供・指導	16
作業	3	高機能広汎性発達障害特論	障害児のニーズに合った遊具や支援グッズ製作・提供・評価	4

表4-3-7 リハビリテーション学部授業で行われる当事者・その家族との交流等

理学／作業	学年	授業科目名	授業内容	時間数
理学&作業	2	義肢装具学	義手使用者による経験談と模擬義手体験	2
理学	2	臨床運動学	当事者の経験談聴講と当事者への実技体験	4
理学	4	スポーツ理学療法学実習	車いすテニス選手の指導を受けての体験	6
作業	1	作業療法学概論実習	脳卒中後遺症者による体験談	2
作業	3	高機能広汎性発達障害特論	障害児の母親による経験談	2

国家試験受験に向けては、4年生後期に①小グループ制、②全国模試の利用、③成績不振者に対する個別指導、④頻回なテストによる学習の動機付け、等の対策を、通常授業の内容充実に加えて行っている。

5) 看護学研究科

看護学研究科の教育科目は講義・演習・実習に分類し、演習・実習は科目名に明記しており、入学時の履修説明とシラバス¹²⁾により院生に明示している。研究科における学修には全て院生の主体的参加が求められておりテーマに応じた課題選択、発表・議論、レポート提出が求められる場合が多い。

学内や兵庫医科大学スキルスラボを活用した実技演習も行われている。演習科目のうち、学内または臨地における体験的学習を中心とする科目は、演習目的に応じた事前学習と演習計画を学生が立案し実施評価する過程で目的を達成する。

特別研究と課題研究は、研究テーマの探索、研究計画書の検討、倫理審査、研究フィールド・対象の選定・調整・依頼、データ収集、分析、論文作成等の段階的な指導を重ねて修士論文または課題研究報告書の完成までの段階的指導を、個別指導で行う。

実習は、将来専門看護師の取得を目指す高度実践領域の科目であり、優れた看護実践を提供し、専門看護師をはじめ専門的な指導者が確保できる実習施設において、複数の実習課題を達成するために計画・調整し、教員は現地指導にあたる。

指導教員の決定は、受験前に大学ホームページ及び入学案内パンフレットにおいて各専門分野と教員の研究活動を開示し、オープンキャンパスにおいて受験希望者が相談できる場を設け、個々の志望に対応する。また、募集要項には受験前に事前相談を行うよう明記し、受験生の希望に沿う領域と専門分野が選択できるようにする。

看護学基礎研究領域または看護学課題研究・高度実践領域の選択は、受験前の事前相談指導教員が意向を確認し、入学後のガイダンス終了後に個別の履修指導を行い、学生と相談の上決定する。決定後の領域変更は履修科目が異なるため不可能となる。

研究指導及び論文指導は、指導教員が個々の学生に応じて行う。実際の研究指導は下記の修士論文・課題研究報告書作成要領に従って実施する。

研究指導と学位論文作成指導を円滑に遂行し成果の質向上を図るために、看護学共通科目の看護研究を履修して基盤となる学習を行い、各専門分野の科目で研究指導を進める。特別研究と課題研究は研究を遂行して論文・報告書を作成する科目である。その円滑な遂行のために、修士論文・課題研究報告書の作成要領を学生・教員に配布し、説明会を開催して理解を深めている。修士論文・課題研究報告書作成要領には、作成プロセスと進行計画、研究計画書・倫理審査申請書・学位論文の構成と書式、提出と審査について明記し、院生と教員が共有して学習と指導双方の指針としている。

6) 医療科学研究科

現在は1期生のみであるがすべての院生が14条特例を利用し、平日夜間もしくは土日の通学によって履修している。

WEBを使って学習を支援する Learning Management System の Moodle を稼働させているが、このシステムは、学外での学習を促す意味で有効利用されている。

授業の形態は、講義、演習、実習を採用している。学習者参加型の授業展開になるように、講義形態の授業においても院生の発表の機会を設けている。授業形態は授業科目名に明示されている。

学習指導については、平成 23 年 3 月に 1 期入学予定者を招集し、修了要件とともに科目履修についての学習指導を実施した。

研究は、リハビリテーション科学研究コースとリハビリテーション科学課題研究コースの 2 コースを設けている。前者は一般的な論文作成を目指す修士課程、後者は、臨床的知識・技術に焦点を当てたコースであり、適切な施設と指導体制の下で臨床研修を通して適切な臨床的推論を立て説明できることを目指す¹³⁾。

研究指導については、研究計画発表会、中間報告会等の年間計画に基づき進めている。現在は、研究計画書作成後、倫理審査委員会申請段階にあり、承認が得られ次第研究を進めていく。学位論文作成指導については、主として 2 年次を実施する予定である。研究進行過程の概略は、学生に周知している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

1) 大学全体

授業概要（シラバス）は教育要項に記載し、教育要項は前述したように年度当初に学生に配布している¹⁴⁾。授業概要は 3 学部及び 2 研究科においてそれぞれ共通の書式を用いており、その項目は、教育目標、行動目標、成績の評価方法、教科書、参考図書、授業計画、その他である。授業概要の内容を充実させるため、その作成時には毎年改訂された「教育要項作成要領」¹⁵⁾を全教員に配信し、授業概要の内容充実に努めている。さらに、教育委員会は、成績の評価方法の項には配分比率をも含めて具体的に記載するように指導している。また、授業概要の内容は各科目の最初の授業で学生に周知するよう、教育委員会が指導している。

授業内容・方法とシラバスの整合性に関しては、全学的に各期末に行われる授業評価アンケートで、授業概要の記載内容と実際の授業の一致不一致を全学生と担当教員に対して問うことで検証している。アンケート結果は、事務が処理し、その結果は各学部および各教員に通知され、各学部・共通教育センターにて授業改善に役立てている。平成 22 年度の評価結果は、授業が概ねシラバス通りに行われていることを示している（表 4－3－8）。

暴風警報発令など緊急事態で休講となった場合は、補講を必ず実施することで、授業概要に記載された授業内容を確保している¹⁶⁾。

表 4－3－8 授業評価「シラバス通りの授業であったか」評価結果平均値

	平成 22 年前期	平成 22 年後期
薬学部	3.2	3.3
看護学部	3.4	3.3
リハビリテーション学部	3.3	3.5

(4: 強くそう思う 3: そう思う 2: そう思わない 1: 全くそう思わない)

2) 薬学部

全学システムに則り、授業概要を作成し、授業内容・方法と授業概要の整合性を検証している。

3) 看護学部

全学システムに則り、授業概要を作成し、授業内容・方法と授業概要の整合性を検証している。

また、教育要項とは別に、臨地実習に関する全体の臨地実習要項と各科目別の実習要項を作成している。全体の臨地実習要項の内容は、看護学臨地実習科目における科目一覧、実習履修の前提条件、実習評価等や、実習における看護学生としての態度、厳守すべき事項、各実習科目の目的・目標で構成している。各科目別の実習要項の内容は、実習目的・目標、実習方法、実習記録に関する提出物、実習評価等に関して詳細に記載している。これらの実習要項は、実習ガイダンスの際に学生および教員、関連施設に配付し、学生への臨地実習の内容および方法に関して周知を図っている^{17) 18)}。

4) リハビリテーション学部

全学システムに則り、授業概要を作成し、授業内容・方法と授業概要の整合性を検証している。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

両研究科とも本年4月に開設されたところであるが、授業はシラバスに従い進行している。また、シラバスは統一様式を用いている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

単位設定に関しては、大学設置基準第6章第21条に基づき学則第6章第19条を定め、これに従い、講義及び演習は15～30時間の、実習は30～45時間の授業を1単位とし、各学部教育課程はこの範囲で適切に単位設定している^{14) 19) 20) 21)}。

成績評価に関する諸規程は、兵庫医療大学学則第8章、および、教務に関する規程第8条から第19条に明記し、ハンドブック、教育要項に記載し学生に周知しているが、その概要は次の通りである。

- ・授業科目の成績の評価は、科目責任者が、試験、平常の成績及び成果物等により行う。なお、講義については授業の3分の2以上の出席が、実験、実習については5分の4以上の出席が、成績評価の前提条件である。
- ・授業科目の成績は、優・良・可・不可の4種類で表記し、優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- ・一定条件で単位認定試験を受験できなかった学生は、追試験を受けることができる。
- ・単位認定試験の成績が合格水準に満たなかった場合、再試験を実施することがある。

試験は適切に実施されるよう教育・学生支援グループが管理・調整し、教育委員会および学部教授会の議を経て実施される。試験監督者は1教室2名以上を配置している。

各教員は、授業概要で示した授業目標の達成度を授業概要に記載した成績評価方法に従って 100 点満点で成績を算出し、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可とし、成績（仮）に表す。

この成績（仮）は、疑義照会期間を設け学生の成績に対する納得を確認した後、教育委員会の議を経て各学部教授会にて承認され、正式決定の後、原則に則り合格科目は単位認定される。以上の方法をもって、成績評価と単位認定は適切かつ厳格に行われている。

既修得単位等他大学にて修得した単位については、当該科目担当者が既修得単位のシラバス内容を検討し単位認定の可否を教育委員会に答申し、各学部教授会の議に基づき、30 単位を限度として、卒業要件単位として認定している（学則第 6 章第 20 条）。また、短期大学または高等専門学校の特攻科における学修等も、前述した認定単位数と合わせて 30 単位を限度として、同様に認定している（学則第 6 章第 21 条）。

2) 薬学部

薬学部は単位設定を、講義に関しては 15 時間の、演習は 30 時間の、実習は 30 時間から 40 時間の授業を 1 単位としている。

成績評価と単位認定、既修得単位の認定に関しては、全学システムに則り、厳正に行っている。

3) 看護学部・リハビリテーション学部

看護学部、リハビリテーション学部とも、単位設定、成績評価と単位認定、既修得単位の認定に関しては、全学システムに則り、厳正に行っている。

4) 看護学研究科

単位設定は、大学院設置基準第 5 章第 15 条に基づき、講義及び演習は 15～30 時間の、実習は 30～45 時間の授業を 1 単位としている

成績評価は、兵庫医療大学大学院学則第 6 章第 18 条、第 19 条に示すとおり、優・良・可を合格、不可を不合格とし、最終的に研究科委員会で審議し、その適切性を判定する。80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可とし成績に表す。

他大学大学院等の授業科目履修および研究指導については、大学院設置基準第 5 章第 15 条に基づき、研究会委員会の議に基づき 10 単位を限度として単位認定をすると学則に規定している（学則第 5 章第 16 条）。また、研究指導も 1 年を超えない範囲で他大学大学院等にて受けることができると規定している（学則第 5 章第 16 条②）。

5) 医療科学研究科

単位設定、成績評価と単位認定、他大学大学院等の授業科目履修および研究指導に関しては、看護学研究科に同じ。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1) 大学全体

平成 21 年度後期より学部の各授業科目において、最終授業時に授業評価アンケート²²⁾を行い、その結果を学部長及び共通教育センター長と各教員にフィードバックしている。教員も独立して授業自己評価²³⁾を行い、それと学生の評価の間に大きな差がある場合は、その原因を自己分析することを促している(10. 内部質保証参照)。

全学行事としての FD 活動は開学以来毎年度行っているが²⁴⁾ ²⁵⁾、これまでの活動内容は大学教育や内部保証システムに関する講義であった。

共通教育センターでは、授業評価アンケート結果を基に、さらに、共通教育センター教授会および共通教育センター内 FD 研修会にて教育成果を検証している。

2) 薬学部

平成 21 年度後期より全学で行われている授業評価アンケートのシステムに則り、授業成果の定期的検証を行い、その結果を踏まえて授業を改善している。

開学してから 5 年目を迎え、学生教育は順調に進んでいるが、完成年度を迎えた後のカリキュラム改訂について、薬学部教育委員会を中心に検討中である。

3) 看護学部

看護学部では、平成 23 年 3 月に完成年度を迎え、第 1 期卒業生の輩出を機に「看護学部の教育課程(カリキュラム内容・教育方法・単位数や時間数等)を学位授与の方針(卒業時到達目標)と授業評価の結果をもとに点検し、本学部の教育課程の改善点および今後の課題を明らかにする」ことを目的に、看護学部全教員を対象として、平成 23 年 3 月に看護学部第 2 回 FD 研究会を開催した。グループ討議の成果はまとめて資料にし、全教員に配付し、それを基に教育課程や教育内容・方法の改善を図っている。また、教員の教育力の質の向上を図るために看護学部 FD 研究会を開催している。

平成 21 年度後期より全学で行われている授業評価アンケートは、システムに則り、授業成果の定期的検証を行い、その結果を踏まえて授業を改善している。同時に、看護学部では授業評価ワーキンググループが看護学部教員の係る全ての専門科目に関して現状分析し資料にまとめて年報に公表している²⁶⁾。その結果を全教員にフィードバックし、看護学部全体の授業改善につなげている。これまでの授業評価の分析結果は、平成 22 年度第 2 回 FD 研究会の教育課程の点検にも役立てている。

4) リハビリテーション学部

平成 21 年度後期より全学で行われている授業評価アンケートのシステムに則り、授業成果の定期的検証を行い、その結果を踏まえて授業を改善している。

また、平成 22 年度をもって完成年度を迎えるにあたり、平成 21～22 年度には教育委員会を中心に学科単位で教育課程・教育方法について検討し、カリキュラム改訂を行った。この改訂は、本学薬学部が学年進行途中であったため、共通科目以外の学部・学科科目を中心として行った。

現在、基礎科目や学部横断科目も含めた平成 25 年度カリキュラム改訂に向け、教育課程、教育方法について検討を重ねている。

5) 看護学研究科

教育課程・内容・方法に対する院生による評価は、研究科共通科目、看護学共通科目、看護学専門科目について年次終了時に行う計画を立案している。同時にカリキュラム、学習支援・学習環境に関する学生の満足度についても調査し、その結果に基づき今後必要な改善を図る予定である。また、第 1 期生の修了後に成績評価結果を集約してその検証を行い、改善を検討する。

6) 医療科学研究科

本年 4 月に開設したところであり、検証の段階に至っていないが、上記看護学研究科と同様に各種の教学事項について検討していく。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

各学部のカリキュラム改訂を機として、教育目標の達成に向けた教育の質・効率の向上を目指して、教育課程の体系性、授業科目の適切性に加えて、授業形態・年間履修単位数・単位設定の適切性の再検討を行い、リハビリテーション学部は平成 23 年度にカリキュラムを改訂した。この改訂により授業体系がさらに構造化され、卒業研究の必修化により参加型授業が推進された。看護学部は平成 24 年度に向けて、薬学部は平成 25 年度に向けて現在検討中である。リハビリテーション学部に関しても、共通科目を中心に再検討している。

個別学習指導は、各学部の実情に合わせ担任制度等を運用し、十分に行われている。

授業概要（シラバス）に関しては、開学当初から統一書式を用いているが、前年度の反省を踏まえて「教育要項作成要領」を毎年改訂し、大学として指導することで、成績評価方法の記載が、配分比率も含めた具体的な記載になってきている。

共通教育センターによる授業の最大の特徴である「チーム医療」3 科目（医療科学概論、チーム医療概論、チーム医療論演習）については、兵庫医療大学の教育目標にある「ボーダレス教育」、「チーム医療」を体現した科目である。3 学部間、さらには同法人内の兵庫医科大学とのボーダレスな環境で行われるこれらの科目を通して、兵庫医療大学設立の中核をなす概念を学生に根付かせている。

2) 薬学部

薬学部では 2 年次から 6 年次まで、単位外科目として長期密着ゼミナールを開講している。これは、薬学部の全教授／准教授／講師が、それぞれ独自のテーマで、ゼミナールを毎週木曜日に開講し、薬学部学生を 2 年次の早期から 6 年次まで長期にわたり、いずれかのゼミナールに参加させ、興味あるテーマについて、教員の勉学または研究の姿勢に触れながら、自発的に、学ばせようとするものである。単位外科目であるが、特に

2年次から4年次までの間は、学生全員が、積極的にいずれかのゼミに参加している。この長期密着ゼミナールは、薬学部教育目標の中で、特に、4の「高い創造性と生涯にわたり自ら学び続ける自己開発能力を身に付ける。」および、6の「優れたコミュニケーション能力を身に付けるとともに社会的視野を広げる。」という教育目標を達成する上で、大きな効果を上げている。

3) 看護学部

本学部では、教育課程の編成実施方針と教育方法の実態は合致しており、特に少人数制教育や学生の主体的参加を促すグループ学習等を積極的に取り入れている。これらの特徴ある教育方法の成果として、卒業生の自己評価において本学の教育課程を通し「専門的な学力を身につけることができる」(80.5%)、「物事を解決する応用力を身につけることができる」(50.9%)、「他者への思いやりがある人になれる」(71%)、「主体性のある人になれる」(52.7%)、「行動力がある人になれる」(54.6%)等の結果が得られている²⁷⁾。また、「成果」の項で示すように卒業時到達目標に対する自己評価においても高い評価が得られており、大きな成果をあげている。

4) リハビリテーション学部

本学部では、豊かな人間性を備え、人々の幸福と共生に奉仕する精神をもって行動することができる人材育成を目標としているが、この目標に対して、臨床実習科目に加えて授業科目に関連させて積極的に施設・病院等の見学、当事者とその家族との交流を取り入れていることは、目標達成に大きな成果を上げている。

国家試験対策計画立案に際して、平成23年3月に実施された一期生の国家試験結果を、学部国家試験対策ワーキンググループが詳細に分析し、分析結果に基づいた計画を立案していることは、成果が期待できる。

5) 看護学研究科

看護学基礎研究領域、看護学課題研究・高度実践領域の選択については、受験前の事前相談、および、入学後の個別履修指導を行ったことで、円滑に行われた。

学習は全てにおいて院生の主体的参加が求められることを院生と教員が共通認識とした結果、授業において院生の能動性が発揮されている。

6) 医療科学研究科

入学前の学習指導によって入学後の履修登録が円滑に進むとともに、特に、14条特例の適用者にとって重要となる勤務との調整を可能にした。

少人数教育であり、院生の主体的な授業への参加を促すことが出来ている。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学部の授業形態は授業科目名にて明示されているが、一部の演習については科目名にその授業形態が示されていない場合がある。

教育成果検証システムとして現在授業評価アンケートが毎学期実施されているが、その対象は専任教員による科目に限られている。

共通教育センターが担当する英語科目に関して、平成 22 年度入学生より入学直後の TOEIC 実施による習熟度別クラス編成を開始したが、その効果は現時点では検証されていない。

2) 薬学部

授業内容・方法とシラバスの整合性の検証は、現状では、原則として、学生の授業評価結果に基づき、各教科責任者が行っている。より客観的な視点から、定期的に検証するシステムが必要である。

講義科目の中に、14 時間で 1 単位の科目が含まれている。

3) 看護学部

現在、看護学部では授業改善のために取り組んでいることとして、専任教員が担当する講義・演習科目は全て授業評価を実施している。しかし、実験・実技の科目や、学外実習科目の評価に関しては、実施している領域は一部にとどまっていることから、これらの科目に関しても共通の評価基準を用いて授業改善のために取り組む必要がある。

4) リハビリテーション学部

授業内容・方法とシラバスの整合性は、授業評価質問項目 1 項目のみで検証されている。さらに広い視野をもって検証していく必要がある。

学生の参加を促す授業方法に関して、各授業の中で積極的に取り入れてきたが、教育課程全体の中での体系化に関しては試行錯誤の段階である。

5) 医療科学研究科

現在、Moodle の利用科目が限られており、さらに多くの科目を適用させていく。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

現在カリキュラム改訂を機として学部教育全体を検証している。今後もカリキュラム改訂を原則として 4 年あるいは 6 年毎に行い、改訂に向けて教育課程、教育内容、教育方法の見直しを行い、教育目標の達成に向けた教育の質・効率のさらなる向上を目指す。

シラバスに関しては、統一書式の使用、成績評価方法の配分比率を含めた具体的記載と成果を上げてきたが、さらに、その他の項目に関しても質の向上を目指す。

2) 薬学部

単位外科目として開講している長期密着ゼミナールは、薬学部の教育目標を達成する上で、特に 2 年次から 4 年次まで大きな効果を上げている。一方、5 年次、6 年次には、病院および薬局実務実習と研究実習、研究研修があり、効果が不十分になる。これらの

実習にて教育目標を達成する工夫がなされれば、より教育効果が上がると考えられる。

3) 看護学部

教育方法に、今後も少人数制教育や学生の主体的参加を促すグループ学習等を積極的に取り入れ、学生の学習成果がより高まるように取り組む。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーションスタッフにふさわしい人間性、人々の幸福と共生に奉仕する精神をもって行動することができる人材育成を目指した教育体制の整備に取り組む。

5) 医療科学研究科

2年間にわたる研究指導計画をより詳細に策定し、学生がより具体的な学修全体イメージをもつことができるようにする必要がある。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

授業形態について、全ての授業科目に関してシラバスを通して授業形態が周知されるようにする。

教育成果検証システムとして、現在行われている専任教員による授業科目の評価アンケートを更に改善するとともに、非常勤講師など学外講師による授業科目も対象としていく。

共通教育センターが担当する英語科目に関して3年次もしくは4年次に再び TOEIC を実施し入学直後の TOEIC 結果と比較検討することで、習熟度別クラス編成による授業効率の客観的評価を行う。

2) 薬学部

教育委員会が中心になり FD 委員会の協力も得てカリキュラム改訂に着手しているが、講義に先行して実習が行われる科目などについてはできる限りの改正を行う。

現在 14 時間で 1 単位の講義科目が含まれているため、その科目については、現状では、補習などを行うなどで対応しているが、14 時間で 1 単位の科目が生じないようにシラバスを編成する。

3) 看護学部

授業改善のために、講義・演習科目のみならず、実験・実技の科目や学外実習科目の看護学部における共通の評価基準を作成し、実施する。

4) リハビリテーション学部

授業改善のために、シラバスに記載されている行動目標の達成度を検証する。

学生の参加を促す授業に関して、教育課程全体の中で体系化を図る。

5) 医療科学研究科

14条特例の適用者の学習活動を支援していくためにもLMSのMoodleの活用は急務であり、担当教員がMoodleを活用できるようにFD活動を実施する。

4. 根拠資料

- 1) 教育要項（平成23年度）（薬学部医療薬学科）【1-2）-1】（再掲）
- 2) 教育要項（平成23年度）（看護学部看護学科）【1-2）-2】（再掲）
- 3) 教育要項（平成23年度）（リハビリテーション学部理学療法学科）【1-2）-3】（再掲）
- 4) 教育要項（平成23年度）（リハビリテーション学部作業療法学科）【1-2）-4】（再掲）
- 5) H22年度第7回学生委員会資料「平成23年度新入生オリエンテーションスケジュール概要（案）」【4C-5）】
- 6) H22年度第9回学生委員会資料「平成23年度在学生ガイダンススケジュール概要（案）」【4C-6）】
- 7) 教育要項（平成23年度）（各学部学科） 51 ページ「3. 学部横断聴講制度について」【1-2）】（再掲）
- 8) 2011年度神戸ポートアイランド4大学連携単位互換履修生募集ガイド【4C-8）】
- 9) ポーアイで学ぼう！ポーアイ教養科目 文部科学省「戦略的大学連携支援事業」ポーアイ4大学による連携事業—安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として—【4C-9）】
- 10) 教育要項（平成23年度）（各学部学科） 55 ページ「4. 単位互換制度について」【1-2）】（再掲）
- 11) キャリアデザインセンター業務実績（平成21年度～）【4C-11）】
- 12) 平成23年度履修要項・シラバス 兵庫医療大学大学院看護学研究科 35-101 ページ【4-①】（再掲）
- 13) 兵庫医療大学ホームページ 医療科学研究科「4. 臨床現場での直接的指導（臨床研修）を含めた課題研究コースの開設」【4C-13）】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-medical.html>
- 14) 教育要項（平成23年度）（各学部学科） 「5. 授業概要」【1-2）】（再掲）
- 15) 平成23年度教育要項作成要領【4C-15）】
- 16) 教務データ 台風15号に伴う休講補講 2011,10,06（掲示）【4C-16）】
- 17) 看護学臨地実習要項平成22年度【4C-17）】
- 18) 各科目実習要項平成22年度【4C-18）】
- 19) 兵庫医療大学設置申請 資料20, p261【4C-19）】
- 20) 兵庫医療大学設置申請 資料21, p262【4C-20）】
- 21) 兵庫医療大学設置申請 資料22, p263【4C-21）】
- 22) 兵庫医療大学授業評価アンケート【4C-22）】
- 23) 兵庫医療大学授業自己評価【4C-23）】
- 24) 兵庫医療大学年報（平成19年度）19-21 ページ【1-16）-1】（再掲）

- 25) 兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度）20 ページ【1-16）-2】（再掲）
- 26) 兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度）66-67 ページ【1-16）-2】（再掲）
- 27) 2010 年度兵庫医療大学看護学部ブランドイメージアンケート結果（平成 23 年 5 月 19 日教授会資料）【4C-27】

「成果」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

シラバスにおける評価方法の説明では、「総合的に評価する」という記述ではなく、試験、レポート、発表（プレゼンテーション）、態度などの評価割合を示すことにしている。これを通じて新たな評価指標の導入を勧奨している¹⁾。

本学における英語教育による英会話能力上達の成果測定を行う目的で、入学直後の段階で全学生に TOEIC 試験を課し、卒業時までには再度、同試験を行い、その差を指標とする試みが平成 22 年度入学生より開始されたところである。

さらに、個々の授業の到達目標の達成度や授業内容の理解度等を学生自身に問う質問項目を含む授業評価アンケートを実習・実験科目等の一部の科目を除き、本学専任教員が授業科目責任者である講義科目すべてを対象として毎年 2 回実施している。この結果を、各学部、また個々の科目責任者にフィードバックすることにより、科目受講によって得られた学習効果の検証に役立てることとしている²⁾。

2) 薬学部

教育効果を多角的かつ正当に評価するために、科目ごと、あるいは指導教員ごとに多様な評価方法が試みられている。講義科目の多くでは教育効果の測定を単位認定試験のみに頼らず、形成的な小テストや、授業に取り組む姿勢の評価、ポスターなどによるプレゼンテーション、課題の提出やレポート評価等を加味し、多角的かつ総合的に学生の学習成果の測定を試みている。単位認定試験については、論述形式の出題のみならず、客観的な多肢選択式も積極的に取り入れている。実習科目の評価では、積極的な実習参加を評価の対象として重視しているのに加えて、ほとんどの実習科目では実習内容、結果のまとめと考察をレポートとして提出することを義務づけて評価の対象としている。レポートの作成、および提出は実習終了後の場合が多いが、実習の一部として実習期間中に発表会を実施し、データのまとめ方や発表内容のみならず、プレゼンテーションの手法まで含めて評価の対象としている科目もある。また、実習の理解度を評価する目的で、指導教員とのやりとりを点数化し、あるいは、実習内容に関する口頭試問を行い評価に加える試みもなされている。

教育効果を段階的かつ継続的に評価する目的で、3 年次、4 年次春、4 年次夏、4 年次秋に総合検定試験（紙ベース、コンピューターベースの両者）を課している。学生はその結果をフィードバックされることによって、自ら学習の達成度の向上を知る自己評価の手段として活用している。

また、学内に導入した e-Learning システムを活用し、2 年次および 3 年次の学生は月に一度、e-Learning による学力の検査への参加が義務づけられており、結果は出題者、および学生にフィードバックされている。このシステムを単位認定に活用して評価に加えている科目もある。

尚、本学部は卒業生を輩出していないため、卒業後の評価は未実施である。

3) 看護学部

看護学部では、国家試験合格率は学生の学習成果の1つの評価指標となる。

平成23年3月に卒業した第1期生の国家試験合格率は、看護師国家試験、助産師国家試験ともに100%であり、全国平均（看護師91.8%、助産師97.2%）を上回った。保健師国家試験は82.3%であったが、保健師として就職する学生の合格率は100%であった。

第1期生の就職率は95.6%であり、主な就職先は大学病院（71.2%）、公立病院（14.4%）、一般病院（11.7%）であり、少数ではあるが公務員（0.9%）や、進学（1.8%）する者もみられた。

また、卒業時到達目標の学生の自己評価も教育目標の成果として1つの指標となりうると考え、平成22年度の卒業生113名を対象に看護学部ブランドイメージアンケート³⁾の一環として卒業時到達目標に関する調査を行った。回収数は108名であり、各到達目標に対して「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の5段階で自己評価を学生に依頼した。その結果、教育目標1の領域の各到達目標に関して約70%の卒業生が「そう思う」「まあそう思う」と評価していた。教育目標2の領域に関しては75%、教育目標3・4の領域に関しても同様であった。しかし、教育目標5の領域の「保健・医療・福祉の国際的動向に関心を持つことができると思う」は約50%と最も低く、教育目標6の領域の「自ら考え創造する態度を身につけ、生涯にわたって看護学を探究し続ける基盤を持つことができると思う」が65%と低かった。

4) リハビリテーション学部

<理学療法学科、作業療法学科共通>

授業科目毎に、それぞれの教育目標達成度を評価するために、様々な評価方法が試みられている。全授業終了時の単位認定試験以外にも形成的評価や総括的評価を適宜行い、教育効率を高めている。選択肢式の問題、記述式の問題、レポート課題等を組み合わせ、必要な知識修得と知識の応用力、文章表現能力等が適切に評価されるように工夫している。また、評価・治療技術に関しては、臨床現場での実用性を評価するため、教員が患者の病態像・障害像を演じる方式も取り入れている。

総合的な教育成果を測定するための具現化した指標として、国家試験合格率、就職率がある。平成22年度に卒業したリハビリテーション学部1期生の国家試験合格率は、理学療法学科95.0%、作業療法学科94.4%と、全国平均（それぞれ74.3%、71.0%）を大幅に上回っている。また、資格取得者（進学者を除く）の就職率も、理学療法学科・作業療法学科とも100%で、就職先は大学病院、公立病院を含む医療機関、福祉関連施設などである。平成22年度卒業生を対象とした就職に対するアンケート調査⁴⁾の結果、第一志望への就職率が、理学療法学科70%、作業療法学科92%であった。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

平成23年度開学のため学習成果を測定するための新たな評価指標は開発途上であるが、一般的な評価指標については教育課程を計画する過程で検討し、履修要項・シラバスに

明記している。具体例としては、講義科目では授業への参加状況、課題発表、討議内容、レポート等について比重を決定し、演習科目、実習科目、研究等についても教育科目の目的に応じて評価項目と比重を明示している。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

1) 大学全体

学部、研究科は、教育要項（シラバス）⁵⁾、学生ハンドブック⁶⁾、学生ガイダンス、ホームページ⁷⁻⁹⁾を通じて卒業及び修了要件、並びに、学位論文審査基準¹⁰⁾を学生にあらかじめ明示している。学位授与基準の確認を含む学位授与手続きは厳格かつ適切に設定（全学部、全研究科）¹¹⁾または実施（看護学部、リハビリテーション学部）^{12) 13)}されている。また、全研究科において学位審査および修了認定の客観性・厳格性を担保するための方策が取られている^{10) 11)}。

2) 薬学部

学則¹⁴⁾や教務に関する規程¹⁴⁾に則り、卒業要件を満たしており、かつ学位授与方針に適っている学生に対して、薬学部教授会の議を経て学位を授与する予定である。

3) 看護学部・リハビリテーション学部

看護学部、リハビリテーション学部とも、学位は卒業要件を満たした者に授与される。卒業要件を満たしているか否かの卒業判定は、学生の1年から4年次までの成績一覧を基に各学部教授会にて厳格に実施されている^{12) 13)}。尚、卒業要件は、教務に関する規程別表に記載されており、別表はハンドブック及び教育要項にて周知されている。

4) 看護学研究科

修士（看護学）の学位にふさわしい論文とするために、修士論文は、看護学固有の研究課題を追求して完成させた論文であり、課題研究報告書は看護実践に深く関連した課題を探究した研究報告書であることをシラバスに明記し、ガイダンス等で説明して学生に周知している。さらに、学位論文審査基準を①看護学の研究として意義があり、課題が適切である、②十分な文献検討が行われている、③研究目的が明確である、④研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている、⑤データを収集し、適切に分析している、⑥研究目的にかなった結果を得られている、⑦適切な文献を用いて考察を深めている、⑧一貫性・論理性のある論文である、⑨論文としての形式が整っている、⑩倫理的事項が遵守されていると設定し¹⁰⁾、学位論文審査が公正・厳密に行われるよう整えている。

学位審査・修了認定は、学位規程¹¹⁾に基づき研究科委員会が学位論文ごとに研究科委員3名による審査委員会を設け、学位論文審査基準に従い論文審査と最終審査を行い、その結果を研究科委員会で審議し決定に至るという二段階で実施する手続きであることから、厳格かつ客観的に認定に至る過程が整えられている。尚、学位審査基準や学位規程は学生に周知されている^{10) 11)}。

5) 医療科学研究科

学位審査にあたっては、本研究科構成員に加えて本学他研究科構成員を含む複数名にて審査委員会を構成して審査を行い、学位審査の質的担保を行う。最終的な認定は学位規程¹¹⁾に基づき研究科委員会で行う予定であり、その手順は学生に周知されている。審査の視点としては、修士論文の審査の場合には、研究の独自性、貢献度、論理性を重視し、課題研究論文については、事例数はもとより、その事例の抱える基本的な課題の種類や共通点、実際に展開された臨床的推論の明確さ、介入による変化についての考察などを重視する。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

TOEIC 試験を活用した学生の学習成果を測定するための新たな評価指標の開発に取り組んでいる。学位授与規程が整備され、あらかじめ学生が卒業・修了の要件を知ることのできる状態になっている。

2) 薬学部

学習成果を現段階で測定する評価指標として、平成 22 年度の 4 年次学生が CBT 合格率 99%以上を達成したことが挙げられる。

e-learning は、教員は修得済みの学生の理解度を再評価の手段として、また、学生は苦手分野の自己評価の手段としてたいへん有意義なものとして活用されている。

3) 看護学部

平成 22 年度の卒業生に関して、看護師と助産師の国家試験合格率が 100%であり、保健師は 82.3%であったが、保健師就職希望の学生は 100%であった。この結果は教育内容や教育方法の効果のみならず、学生の学習を支援するために国家試験研究会を教員と学生の協働のもと立ち上げて取り組んだことが、この成果をもたらしたと考える。

4) リハビリテーション学部

理学療法士、作業療法士国家試験で合格率が非常に高かったことは、リハビリテーション学部の教育目標に沿った教育が理学療法士、作業療法士として最初の一步を踏み出すための必須条件である「国家試験合格」に十分たり得る教育効果を上げた結果である。

また、資格取得者（進学者を除く）の就職率が 100%であったことは、リハビリテーション学部の教育に対し、社会的に高評価が得られた結果である。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

学生の学習成果を測定するためのさらに新たな評価指標の開発が望ましい。また基本的な問題として、学生にその修学目標、理念を十分理解させるシステムも策定していく必要がある。

2) 看護学部

看護学部の教育目標5に関する卒業生の到達度が低かった。この結果は、平成20年度から毎年欧州研修を企画・実施しているが希望者のみの参加となっていること、専門分野において国際看護を位置付けているが選択者が少ないことも影響していると考えられる。

3) リハビリテーション学部

理学療法学科、作業療法学科ともに100%の国家試験合格率は達成できなかった。また、国家試験に合格できなかった作業療法学科の卒業生の内1名は、医療・福祉と全く関係ない領域で仕事をする事となった。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

TOEIC試験結果を反映して平成25年度から新たなカリキュラムを構築し、教育成果をさらに高める予定である。

2) 薬学部

蓄積されつつある評価結果をより有効にフィードバックし、教育計画を改善し学内の様々なリソースの効率的な稼働に結びつけるために、教員間の横のつながりをより強固なものにして、情報の共有に努めていく必要がある。

3) 看護学部

今後も、看護学部の教育目標である看護専門職者の育成をめざして、看護師や保健師、助産師国家試験合格率の向上を目標に、より一層の教育内容や方法の改善を図るとともに、効果的に国家試験研究会を機能できるように取り組む。

4) リハビリテーション学部

第一回卒業生の大多数は医療機関、福祉関連施設へ就職したが、リハビリテーション学部実習受け入れ施設や学校法人兵庫医科大学連携病院の会に参加している医療機関との連携をさらに深め、学部での臨床教育環境の充実や、卒後の受け入れ先確保につなげる。

また、第一回卒業生では国家試験合格率が非常に高かった。さらに国家試験合格率を向上させるために、過去の国家試験関連情報を教育内容・方法等に生かすシステムを構築・改善していく。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

看護学部、リハビリテーション学部の一部カリキュラム改訂は直近になされたばかりであり、改訂の効果を評価するに至っていない。また共通教育センターの新カリキュラムは平成25年度から実施の予定であるが、今後その効果を評価していくことが必要にな

る。

2) 看護学部

今後は、専門分野の必修科目のなかでも、学生が地域的・国際的な視野を持って学習できるような工夫が必要である。

3) リハビリテーション学部

第一回卒業生で国家試験に合格できなかった者に対して、リハビリテーション学部として次年度の国家試験に向けた十分なフォローアップを行い、就職に関してはキャリアデザインセンターと協力しながら卒業生への情報提供、就職支援を行っていく。

自己を練成できる能力の育成に関して、教育課程をさらに充実させることが必要である。

4. 根拠資料

- 1) 平成 23 年度教育要項作成要領【4C-15】 (再掲)
- 2) 第 68 回大学協議会議事録 (2010.05.10) 【4D-2】
- 3) 2010 年度兵庫医療大学看護学部ブランドイメージアンケート結果 (平成 23 年 5 月 19 日教授会資料) 【4C-27】 (再掲)
- 4) 平成 22 年度卒業生対象就職に関するアンケート調査【4D-4】
- 5) 教育要項 (平成 23 年度) (各学部学科) 25-47 ページ「教務に関する規程の別表」【1-2】 (再掲)
- 6) 学生ハンドブック (平成 23 年度学生便覧) 150-177 ページ「教務に関する規程の別表」【1-1】 (再掲)
- 7) 兵庫医療大学ホームページ「卒業要件等」【4D-7】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information/797.html>
- 8) 兵庫医療大学ホームページ「看護学研究科履修形式」【4D-8】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-nurse/model.html>
- 9) 兵庫医療大学ホームページ「医療科学研究科履修形式」【4D-9】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-medical/model.html>
- 10) 看護学研究科履修要項・シラバス、及び修士論文・課題研究報告書作成要項 13 ページ【4-①】 (再掲)
- 11) 兵庫医療大学学則 39 条【1-①】 (再掲)
兵庫医療大学大学院学位規程 (看護学研究科履修要項・シラバス 28-32 ページ)【4-①】 (再掲)
- 12) 看護学部臨時教授会議事録 (平成 23 年度 2 月 24 日開催) 【4D-12】
- 13) リハビリテーション学部教授会議事録 (平成 23 年 2 月 24 日開催)、リハビリテーション学部持ち回り教授会議事要旨 (平成 23 年 2 月 24 日開催) 【4D-13】
- 14) 兵庫医療大学教務に関する規程 (第 16 条) 【1-③】 (再掲)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

＜求める学生像の明示＞

本学は、教育理念である「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門識者を育成する。」に基づき、4つの教育目標を掲げている^{1), 2)}。(第1章 理念・目的に前掲。)

各学部・研究科においては、本学の教育理念及び教育目標を踏まえ、学部・研究科ごとの教育理念、教育目的及び教育目標を定めるとともに、当該理念等に照らした学生の受入れ方針を立案し、各学部教授会・研究科委員会の議を経た後に、大学協議会の承認を得て、各学部および研究科ごとに学生の受入れ方針を定めている。当該学生の受入れ方針は、本学ホームページ及び学生募集要項などに掲載することにより、入学志望者を含め社会一般に公表している^{3) -5)}。また、オープンキャンパスにおいて、入試の概要とともに学生の受入れ方針、教育目標、教育内容などを入学志願者および保護者に対して説明している^{2) 3) 6)}。さらに、高校進路指導教員を対象とする入試説明会や高校訪問を通して、学生の受入れ方針などの学生受入れに関する情報を周知している^{8) 9)}。

＜当該学部に入學するにあたり、修得しておくべき知識などの内容・水準の明示＞

各学部および研究科の募集要項において、入学試験方式ごとの出願資格や特長を明示し、入学にあたって修得しておくべき知識の内容や水準を周知している^{3), 4), 8) -13)}。

＜障がいのある学生の受け入れ方針の明示＞

受験上および修学上、特別な配慮が必要な障がいを有する入学志願者には、事前に相談を行い、適切に対応している。募集要項およびホームページにて周知し、オープンキャンパスや高校進路指導教員を対象とする入試説明会などにおいても、適宜相談を行っている^{8) -10)}。

2) 薬学部

薬学部では、薬の構造や効力・副作用などについてのエビデンスに基づいた「専門的な知識」と日々進歩し続けるあらゆる薬処方に正確に対処できる「高度な技術」を持ち、チーム医療や地域医療の現場において優れたコミュニケーション能力に基づき「自ら考え、行動できる」薬剤師・薬学人を育成する。そこで、以下のような薬学部の学生の受入れ方針を掲げ、資質と意欲を有する者を募っている^{4) 9) 11)}。

- ①患者さんや高齢者だけではなく、周りの人達の気持ちを理解できる豊かな人間性をもつ人。
- ②将来、「自ら考え、行動できる」薬剤師としてチーム医療や地域社会を支え、薬のプロフェッショナルとして医療現場で活躍したい人。
- ③感性豊かな創造力と合理的な思考力とに基づき、薬学を科学するチャレンジ精神旺盛な人。

3) 看護学部

看護学部は、生命の尊厳や個人の権利・価値観を尊重できる「倫理観に富んだ人間愛」と、高度化・複雑化する医療現場に対応できる「確かな看護実践能力」を育み、地域的・国際的な視野で保健・医療・福祉の課題を総合的に捉え、他職種と協働して人々のクオリティ・オブ・ライフ（生命の質、生活の質）の向上に寄与できる感性豊かで倫理的・創造的な看護専門職者を育成するために、以下のような学生の受入れ方針を掲げている^{4) 9) 12)}。

- ①看護専門職者になる強い意志を持ち、人間や健康に関心を持ち続けることができる。
- ②他者の気持ちや立場を理解し関わることができる。
- ③将来医療チームの一員となる自覚を持ち、他者と協力して行動できる。
- ④自ら問題を見出し解決しようとする意欲と行動力を持っている。
- ⑤常に探究心を持ち、自ら学びを深めきわめようと努力できる。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は人の機能・活動・社会参加を心身の両面から支援し、幸福と共生に奉仕できる人材の育成を目指す。そのために、幅広い教養、高度な専門的知識と技術、及び教育研究技術を育み、社会人として、また専門職者として社会に貢献できる人材を育成するために、以下のような学生の受入れ方針を掲げている^{4) 9) 13)}。

- ①人に関わる科学（human science）を学び、心身の機能に興味があり、探究心のある人。
- ②人の精神心理活動に興味があり、学んでみたい人。
- ③人の行動や社会生活に関わることに興味があり、人とのコミュニケーションを楽しむことが好きな人。
- ④問題を自ら考え解決することを目指し、前向きで柔軟性のある思考のできる人。
- ⑤国際的な障害者の支援や援助に関心のある人。

5) 看護学研究科

看護学研究科では「生命と人権の尊重を基盤とし、保健・医療・福祉および社会の動向に先駆的・創造的に対応できる看護実践能力をもち、人々の健康とクオリティ・オブ・ライフの向上及び看護学の発展に寄与できる人材を育成する」ために、以下のような学生の受入れ方針を掲げている^{5) 14)}。

- ①主体的に学び、目標に向かって邁進できる。
- ②看護専門職者として高度看護実践・看護学の発展に貢献する意欲にあふれている。
- ③志望する専門分野に必要な基礎的知識と技術を修得している。
- ④国際的視野に立ち、柔軟な発想ならびに論理的思考で課題を探求する姿勢をもっている。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科では、高度な専門知識ならびに技術を修得し、臨床現場で実践するとともに、専門分野の学問的発展ならびに後進の育成に寄与する人材を育成するという目標に向けて、以下のような学生の受入れ方針を掲げている^{15) 16)}。

- ①自ら積極的に学び、目標に向かって邁進できる。
- ②自らの臨床的知識・技能を積極的に高めたいという意欲にあふれている。

③先駆的・学際的・発展的研究に取り組み、リハビリテーション科学の発展に寄与したいという姿勢を有している。

④自らが修得した臨床的知識・技術、発展的知見を臨床実習教育・新人教育を通じて後進へ伝え、専門職業人としての発展に寄与しようとする意識を有している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

1) 大学全体

<学生募集方法>

本学は新設大学であることに鑑み、大学広報の重要性を認識し、教員組織を含めた全学体制で広報を展開している。副学長1名、各学部教員2名及び共通教育センター教員1名等の委員により構成された広報委員会を設置している。広報委員会は、広報についての大学の基本方針を策定するとともに、具体の活動を企画・立案するとともに、大学及び学部・研究科等のレベルに対応した種々の広報活動を展開している。本学の教学の目的・目標の特徴ともいえる教育方針「ボーダレスな環境のもと、チーム医療を担える医療人育成教育」（第1章「理念・目的」に前掲）の周知を広報における重要な方策として掲げている。

①大学案内（キャンパス・ガイド）の制作

毎年、本学の特長、特色ある教育内容、各学部の概要及びキャリア支援内容等を掲載した学生募集用大学案内を制作している¹⁷⁾。

②ホームページ（大学公式 Web サイト）の制作

ホームページにおいて、本学の教育理念、教育目標および各学部・研究科の教育理念、教育目的、教育目標、学生の受け入れ方針、教育研究上の基本組織、教員組織、学生数、授業科目、財務概要などの基本情報を社会一般に公表するとともに、入試日程、募集要項及び入試結果等の入試情報を入学志望者に提供している^{17) 18)}。

③オープンキャンパスの開催

毎年夏季にオープンキャンパスを開催している^{6) 19)}（表5-1）。学部イベント（各学科ガイダンス、体験実習等）、保護者対象ガイダンス、在学生との交流コーナー、入試相談コーナー、入試対策講座などの企画を実施している。

表5-1 オープンキャンパス参加者数

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開催日数	4 日間	6 日間	5 日間	4 日間
参加受験生数	1,409 人	1,601 人	1,674 人	1,469 人

④高等学校・予備校教員対象入試説明会の開催

毎年 1 回、高等学校及び予備校の教員を対象とした入試説明会を本学キャンパス内で開催し、各学部概要、今年度入学試験概要及び前年度入試結果等の説明を行っている²⁰⁾（表5-2）。

表 5－2 入試説明会参加校数

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
参加校数	48 校	36 校	48 校

⑤高校訪問および大学合同進学相談会

毎年、教員及び職員が近畿地区、中国・四国地区の高等学校を訪問し、当該年度の入学試験概要等を説明し、高等学校内での進学ガイダンスや模擬講義・体験実習等を実施している（表 5－3）。また、大学合同進学相談会に参加し、入試相談を行っている。

表 5－3 訪問高等学校数

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問高校数	653 校	574 校	597 校	423 校

<入学者選抜方法の適切性>

本学は、入試センター長、薬学部教員 2 名、看護学部教員 2 名、リハビリテーション学部教員 2 名及び共通教育センター教員 1 名等の委員により構成された入試運営委員会を設置し、大学全体として入学者選抜方法の適切性を保つ努力をしている。

本学教育理念、各学部・研究科の教育理念及び学生の受入れ方針等に基づき、入学後の教育に求められる基礎学力、適性等を適確かつ多面的に評価するために入学者選抜試験を実施している。また、志願者数及び入学者数の確保を図るための最善の入試制度について協議を行っている。これらの協議に基づいて立案した入試制度および学生募集要項、入学者選抜試験の実施方法については、各学部教授会の議を経た後に、大学協議会において決定し、学校法人兵庫医科大学常務会および理事会の承認によって定め、入学者選抜試験を実施している。入学者選抜試験の実施方法は、本学ホームページ、学生募集要項、入試ガイドなどにおいて広報している^{3) 4) 5) 8) 9) 14) -16)}。

<入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性>

入学者選抜試験の実施について、学長を本部長として、副学長、各学部長及び共通教育センター長等を構成員とする入試統括本部の下、入試センター長を本部長として、入試運営委員を構成員とする入試実施本部を設置し、試験監督者等を配置のうえ、大学全体として入学者選抜方法において責任ある体制の下、公正に実施している。

入学者選抜試験の日程ごとに必要な入試実施マニュアル等の作成と説明会を開催することにより、実施方法とインシデント対応法について試験監督者に周知徹底を図り、公正かつ適正に入試を実施している。

入学者選抜試験の合否判定については、各学部において学生の受入れ方針等に基づき判定基準案を作成し、大学協議会構成員、入試センター長および入試運営委員による合否判定予備会議の協議を経て、各学部教授会による合否判定会議において、合格者を決定している。

入学者選抜基準の透明性を明確にするため、試験日程ごとに、志願者数及び合格者数並びに入学試験科目ごとの配点、平均点、合格最低点等を公表するとともに、一般入学試験の個人成績については、受験者本人からの申請に基づき試験教科別の得点、総得点及び順

位を開示している。

入学試験については、過年度に出題ミス及び合否判定資料作成ミスが発生したため、試験科目及び試験日程ごとに、学長から委嘱された出題責任者及び出題委員が複数体制で作問及び検証を行い、さらに、作問者以外の教員による検証及び試験実施後の外部機関による事後検証などのチェック体制を確立することにより、試験問題の適切性かつ出題ミス防止を徹底している。合否判定資料の作成ミスについても同様に、その検証体制を確立している。また、入学試験に関わるミスが判明した場合には、採点及び合否判定における公平性を保つために善処し、当該内容については、ホームページへの掲載及び報道機関への公表等により、入学志願者に公表している。

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、看護学研究科、医療科学研究科では、前述のような大学全体の学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を以下のように実施している。

2) 薬学部

入学後の薬学教育に求められる基礎学力を適確に評価するために理科（化学）と外国語を重要視した選抜方法を行っている。特に、化学では、広範囲な基礎知識と論理的思考力を評価するようにしている。以下に、本学部での入学試験について記述する。

①推薦入学試験

医療機関においてチーム医療の一翼を担える薬剤師の育成、ならびに、製薬企業や研究所において薬剤師としての専門性を活かした薬品開発ができる能力と十分な技術を身につけ、幅広い知識を自ら修得しようとする意欲のある志望者を広く求めることを目的として、推薦入学試験を実施している（表5－4）。

薬学部では、看護学部やリハビリテーション学部と同様の推薦入試制度である専願公募制、ならびに、薬学部独自の推薦入学試験として、公募制 A 日程を平成 20 年度から、公募制 B 日程を平成 21 年度から導入し、受験生が複数回受験できるようにしている。出身高等学校長からの推薦書及び調査書に加え、外国語および理科（化学）の学力試験を行うことにより、入学志願者の能力及び適性等の判定を行っている（表5－5）。調査書の評価は、入学後に必要とされる教科の評定平均値を中心に、高等学校での活動記録なども対象としている。

このほかの推薦入試の制度として、薬学部では、本学の指定する高等学校の学校長から、人としての倫理観や協調性に富み、将来、薬剤師として医療現場で活躍するという夢を持つ者を推薦していただき、被推薦者がその夢を実現するために、本学にて教育支援することを目的として、指定校推薦入学制度を平成 21 年度から実施している（表5－6）。本学への志願及び入学実績のある高等学校を指定校とし、調査書における理科及び全体の評定平均値を出願要件としている。また、指定校については、出願及び入学状況により毎年度見直すこととしている。

表 5－4 推薦入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	20	40	40	34	45
入学者数	25	65	45	39	50

表 5－5 推薦入試における試験教科

試験	試験教科
専願公募制	調査書 外国語 理科（化学）
公募制 A 日程	調査書 外国語 理科（化学）
公募制 B 日程	調査書 理科（化学）

表 5－6 指定校推薦入学制度募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	10	10	10
入学者数	5	4	5

②一般入学試験

開学以来、前期 A 日程、前期 B 日程および後期日程を行ってきた。また、平成 23 年度からは前期 C 日程を導入している。一般入学試験の募集人員と入学者数は表 5－7 のとおりで、試験教科は表 5－8 に示す。

表 5－7 一般入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	130	110	100	100	90
入学者数	153	128	100	106	111

表 5－8 一般入学試験の試験教科

試験種別	試験教科
前期 A 日程	外国語 数学 理科（化学）
前期 B 日程	外国語 理科（化学）
前期 C 日程	外国語または数学から 1 科目 理科（化学）
後期日程	外国語 数学 理科（化学）

③大学入試センター試験利用入学試験

平成 22 年度から大学入試センター試験利用入学試験（前期日程）を実施している（表 5－9）。試験教科は、外国語、理科①化学、理科②（生物または物理から 1 科目）である。

表 5－9 大学入試センター試験利用入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	6	5
入学者数	0	5

3) 看護学部

看護学部では、病院や種々の医療機関において、チーム医療の一翼を担える看護師として必要な専門的知識や技術の修得はもとより、他の医療専門職者や患者とのコミュニケーション能力と十分な技術を身につける意欲のある志望者を広く求めることを目的として、次に述べるような入学試験を実施している。

① 推薦入学試験（専願公募制）

自ら看護専門職者を志願する受験生を広く求めるものであることから、各高校からの推薦人数の制限をせず、出願資格者も前年度の卒業生まで可能と幅を広げて、推薦入学試験（専願公募制）を実施している（表 5－10）。

選抜方法としては、出身高等学校長からの推薦書及び調査書に加え、外国語、小論文の学力試験を行うことにより、入学志願者の能力及び適性等の判定を行っている。小論文は医療分野に限らず広く一般的分野から出題するようにし、論理力、思考力、表現力などを評価している。調査書では、評定平均値で基礎学力を判定するとともに高校生活における課外活動、特別活動、総合的学習時間の内容などを総合評価し、将来の看護専門職者にふさわしい人材を選抜できるようにしている。

表 5－10 推薦入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	15	30	30	30	30
入学者数	20	30	31	30	31

② 一般入学試験

前期 A 日程及び後期日程を行い、その募集人員と入学者数は表 5－11 のとおりである。いずれの日程でも、試験教科は外国語 国語 理科（化学または生物から 1 科目）で、看護師としての必要な基礎的知識を問うことを目的としている。

表 5－11 一般入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	85	70	70	65	62
入学者数	92	73	78	78	73

③大学入試センター試験利用入学試験

平成 22 年度から大学入試センター試験利用入学試験（前期日程）を、また、平成 23 年度から国公立大学合格発表後に出席できる入学試験として、大学入試センター試験利用入学試験（後期日程）を導入している（表 5－1 2）。試験教科は、いずれの日程とも、外国語、国語、理科（化学、生物から 1 科目）を課している。

表 5－1 2 大学入試センター試験利用入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	5	8
入学者数	0	4

④編入学試験

看護学部においては、看護師養成課程の短期大学及び専修学校の卒業生（卒業見込み含む）に対して、生涯学習への門戸を拡げることが目的として、第 3 年次編入学試験を平成 21 年度から実施していた（表 5－1 3）。しかし、平成 23 年度より本学看護学研究科の開設に伴い、社会人などが大学院へ入学する制度が整ったため、平成 24 年度から編入学生の募集を停止し、編入学在学学生（2 人）の卒業をもって編入学制度を廃止する予定である。

表 5－1 3 看護学部編入学試験募集人員、志願者数及び入学者数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
募集人員	10	10	10
志願者数	16	3	5
入学者数	4	1	2

4) リハビリテーション学部

医療機関のみならず在宅での医療など幅広い社会におけるリハビリテーション医療を担う理学療法士および作業療法士を育成するため、幅広い知識や確かな技術を自ら修得しようとする意欲ある志望者を広く求めることを目的として、次に述べるような入学試験を実施している。

①推薦入学試験（専願公募制）

推薦入学試験（専願公募制）では、出身高等学校長からの推薦書及び調査書に加え、外国語、小論文の学力試験を行うことにより、入学志願者の能力及び適性等の判定を行っている（表 5－1 4）。小論文では、医療分野を中心に広く一般的分野から出題し、論理力、思考力、表現力を評価している。調査書では、評定平均値で基礎学力を判定し、将来の理学療法士・作業療法士にふさわしい人材を選抜できるようにしている。

表 5-14 推薦入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

学科	区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
理学療法 学科	募集人員	8	10	10	10	10
	入学者数	11	11	11	12	15
作業療法 学科	募集人員	8	10	15	15	15
	入学者数	11	12	19	18	18

① 一般入学試験

理学療法学科では前期 A 日程および後期日程、作業療法学科では前期 A 日程、前期 B 日程および後期日程を行っている（表 5-15）。

試験教科は、理学療法学科前期日程では外国語、数学、理科（化学または生物から 1 科目）を課している。作業療法学科においては、前期 A 日程では外国語、国語、理科（化学または生物から 1 科目）を課し、前期 B 日程では外国語、数学、理科（化学または生物から 1 科目）を課し、前期 A 日程では国語が得意な受験生、前期 B 日程では数学が得意な受験生が受験できるように配慮している。また、後期日程では、理学療法学科および作業療法学科ともに、外国語、小論文、理科（化学または生物から 1 科目）の試験を課している。

表 5-15 一般入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

学科	区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
理学療法 学科	募集人員	32	30	30	30	28
	入学者数	33	28	35	39	28
作業療法 学科	募集人員	32	25	25	25	23
	入学者数	33	28	36	26	29

② 大学入試センター試験利用入学試験

リハビリテーション学部においては、平成 23 年度から大学入試センター試験利用入学試験（前期日程）を実施している（表 5-16）。試験教科は、理学療法学科では、外国語、国語、数学、理科（化学、生物、物理から 1 科目）の 4 教科をそれぞれ 100 点満点に換算し、そのうち高得点の 3 教科を合否判定に使用している。作業療法学科では、外国語、国語、数学を課している。

表 5-16 大学入試センター試験利用入学試験募集人員及び入学者数の推移 入学者数は当該年 5 月 1 日現在

学科	区分	平成 23 年度
理学療法学科	募集人員	2
	入学者数	1
作業療法学科	募集人員	2
	入学者数	1

5) 看護学研究科

看護学研究科では、高度看護専門職者を目指して自主的に研鑽できる能力や看護学研究を遂行する際の適性について評価している²²⁾。

平成23年4月に開設された本研究科では、入学者選抜試験は1回実施している。試験教科は外国語、専門科目（看護学を中心とする領域）、面接試験を行い入学者を選抜した。いずれの試験教科でも、受験生が高度専門看護実践および看護学研究を行う際の適性について評価している。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科では、4年制大学卒業者以外の入学希望者で「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者」および「その他、本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」については、医療科学研究科委員会資格審査委員会にて厳正な出願資格審査を行った上で、出願資格を与えている。また、大学院設置基準第14条の「教育方法の特例」に基づいて社会人の受け入れも可能としている²³⁾。

入学者選抜試験の試験教科は外国語、専門科目（リハビリテーション医学に関する医療科学の領域）、面接で本研究科における研究への自主性や意欲などを評価している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 大学全体

＜収容定員に対する在籍学生数の適切性＞

本学は、各学部の入学定員を、薬学部150人、看護学部100人、リハビリテーション学部理学療法学科40人、同学部作業療法学科40人及び看護学部編入学10人の計340人と設定している。当該入学定員は、本学の大学設置認可にしたがって、教職員数及び施設・設備の実情に基づき適正に設定されたものである²¹⁾。

＜定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応＞

収容定員に対する在籍学生数の適切性を維持するために、大学全体の入試運営委員会において、入学定員に対する入学者選抜試験ごとの募集人員や合格者数について、入学志願者数及び入学者数の動向等を検証した後、同委員会委員に大学協議会委員が加わった入試判定予備会議において対応方針を策定している。

2) 薬学部

表5-17に示すように平成19年度および平成20年度は充足率が1.19、1.29と高い値を示し、定員管理の是正に努めたが、開学当初は入学試験合格者に対してどの程度の入学者があるかの予想が困難であったため、データが整った平成21年度からは定員管理ができています。開学以来の5年間の平均充足率は1.12であり、私立大学薬学部の中でも、特に新設校という特徴を加味しても、非常に良好かつ適切な定員充足である。

表 5－17 志願者数と入学者数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
志願者	821	705	806	446	657
合格者	393	315	285	291	353
入学者(A)	178	193	150	149	171
入学定員(B)	150	150	150	150	150
A/B	1.19	1.29	1.00	0.99	1.14

3) 看護学部

表 5－18 に示すように、開学以来入学定員の6倍以上の志願者があり、5年間の入学定員に対する入学者数の平均は1.09（0.99～1.12）で、非常に良好かつ適切な定員充足である。

表 5－18 志願者数と入学者数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
志願者	766	662	734	997	934
合格者	194	197	195	198	184
入学者(A)	112	103	113	109	110
入学定員(B)	100	100	110	110	110
A/B	1.12	1.03	1.03	0.99	1.00

4) リハビリテーション学部

表 5－19 に示すように入学定員に対する入学者の割合は、理学療法学科では、平成20年度は0.98、平成22年度が1.28、他の年度は1.10～1.15である。平成20年度および平成22年度における不足および過剰の原因は、一般入試における合格者数の歩留まりの推測判断が適切ではなかったためと考える。

作業療法学科では平成21年度は1.38、他の年度は1.00～1.13である。平成21年度の超過率1.38の15名定員超過については、推薦入試および一般入試において合格者数を多く設定したためと考える。

開学以来5年間のリハビリテーション学部の入学定員に対する入学者数の割合は、1.13であり、ほぼ適正に充足している。

表 5－19 志願者数と入学者数

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
理学療法学科	志願者	642	438	356	325	442
	合格者	58	70	80	77	67
	入学者(A)	44	39	46	51	44
	入学定員(B)	40	40	40	40	40
	A/B	1.10	0.98	1.15	1.28	1.10
作業療法学科	志願者	190	133	177	168	205
	合格者	58	66	87	75	69
	入学者(A)	44	40	55	44	45
	入学定員(B)	40	40	40	40	40
	A/B	1.10	1.00	1.38	1.10	1.13
理学療法学科 作業療法学科 合計	志願者	832	571	533	493	647
	合格者	116	136	167	152	136
	入学者(A)	88	79	101	95	89
	入学定員(B)	80	80	80	80	80
	A/B	1.10	0.99	1.26	1.19	1.11

5) 看護学研究科

平成 23 年度入試における第一期生は定員 8 名に対して、入学者数 8 名を選抜した。

6) 医療科学研究科

平成 23 年度入試における第一期生は定員 6 名に対して 9 名の入学者を選抜した。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

前述したように本学は、入試センター長、各学部教員などの委員から構成された入試運営委員会で、入学者選抜試験の出題、運営、選抜方法、結果などについて総合的に検討している。

入学試験の結果は、各試験ごとに、概ね試験終了日の 1 週間後に合格発表を行っている。まず、入試判定予備会議を行い、当該入試における平均点の著しい偏りなどの問題点がなかったかどうかの検証を行ったのち、各学部教授会で合格者判定を行っている。この過程で問題になった事項は、直ちに次年度最初の入試運営委員会で協議され、遺漏無く次年度入試に反映される仕組みが構築されている。

また、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、看護学研究科、医療科学研究科ではそれぞれの教授会や研究科委員会において、学部長および研究科長、入試委員が中心になって、学部や研究科にふさわしい入試についての検証を行っている。次に、その検証の要点を述べる。

2) 薬学部

薬学部では、薬剤師の国家資格取得のための薬剤師国家試験合格が大きな目標になる。そのため、平成22年度からいずれの種別の入試でも「理科（化学）」に強い学生の受け入れを希望する主旨の方針を明確に打ち出している。

また、推薦入試の調査書の評価では、数学や理科などの教科評定平均値だけでなく、委員会活動、クラブ活動、ボランティア活動などの課外活動に基づいて行い、薬剤師になるための適性を評価している。

3) 看護学部

看護学部では、推薦入試における調査書において、基礎学力に加えて、高校生活における総合評価（特別活動、総合的学習時間の内容・評価等を総合評価）で適性、人間性を評価している。高校生活における総合評価はそれぞれの学校や受験生の特性があるので、点数化することが困難な項目も含まれるが、看護学部内で検証を行い、次年度の推薦入学試験に反映している。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では、入学者選抜方法の適正を保つために、教員の高校訪問や出張講義、体験授業などの際に高等学校教員（とくに進路指導担当）などの学外有識者からの意見や感想を積極的に聴取して、それらの意見を学部内で議論して検証を行っている。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

両研究科共に開学1年目であるので、今後年度毎に定期的に検証を行う予定である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学生の受け入れ方針などの入学志願者に対する情報提供は、全学的に、ホームページや入学者募集要項への掲載、オープンキャンパス、高校訪問および入試説明会など種々の広報活動を通して行っている。これにより応募者数も増加傾向にあり、全学部・研究科において、入学者数は入学定員を充足している。また、開学以来、入学定員に対する在籍総数の超過率は、0.99～1.26の範囲であり、ほぼ適正に満たしている。したがって、学生の受け入れ、適切な定員の充足の点において、十分効果が上がっていると判断できる。

全学の入試状況を掌握する入試運営委員会は、定期的に開催されている。この委員会で、年間の入試スケジュールに基づき業務を行っており、現時点では大きな問題点はない。したがって、入学者選抜が公正かつ適正に行われていると考える。

②改善すべき事項

1) 大学全体

学生の定員の充足や入試制度における大きな問題点はない。しかし、過年度に出題ミス及び合否判定資料の作成ミスが発生するなど、入試運営上の問題点が浮びあがってきた。

このようなミスの再発防止について、入試運営委員会で検証を行い、チェック体制を強化した。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

大学全体として行っている入学志願者に対する周知は、ホームページや入学者募集要項、オープンキャンパス、高校訪問での説明会などの種々の広報活動において、十分な効果を上げており、今後も継続する。

入学者の選抜方法も「推薦入試」「一般入試」「大学入試センター試験利用」の3種類の方法を実施し、高校とも綿密に連携をとり、入学者数を確保しながら適切な入学者選抜を継続したい。その際、実際の高校生の意識などを反映できるように、毎年現況を分析し、高校進路指導教員などとも連携をはかり、入試制度の改善を図りたい。

入学してからの学習意欲の低下や成績不良などのために、進級できない学生が、その学年の定員充足率の確保から重要な問題となる。これには、低学年次の学生には高校リメヂアル教育の充足、中学年次の学生には医療専門職への具体的な目標の設定（キャリア教育の充足）を行う必要がある。このような地道な取り組みによって、いわゆるドロップアウトする学生数を極力抑え、学年ごとの適切な学生数を維持することが出来ると考える。

また、平成22年度から始まった薬学部における化学重視の入試で入学した学生の学力推移を見極め、その効果を検証する必要があると考える。

②改善すべき事項

1) 大学全体

学生の定員の充足や入試制度における大きな問題点はない。

出題に関しては、不適切な問題の出題を行うことのないよう、入試運営委員会で検証を行い、チェック体制を強化した。

また、合否判定資料の作成ミスについては、学内に入試体制検証委員会を設置し、原因を究明するとともに、同様にチェック体制を強化した。

看護学研究科および医療科学研究科では、開学初年度ということもあり、広報期間が短かったため、次年度以降の入学者選抜試験日程を考える際、十分な広報期間を確保する必要がある。また、本学の学部から直接、研究科への進学を希望する学生はいなかった。今後、大学院の募集の周知、試験日程、および大学院進学も視野に入れた学部学生のキャリア戦略などを施していく必要がある。

4. 根拠資料

1) 学生ハンドブック（平成23年度学生便覧） 4 ページ【1-1】（再掲）

2) 兵庫医療大学ホームページ「教育理念・教育目標・概要」【1-4】（再掲）

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/target.html>

3) 兵庫医療大学ホームページ アドミッションポリシー【5-3】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information/789.html>

- 4) 平成 23 年度学生募集要項 1 ページ【5-②】(再掲)
- 5) 平成 23 年度大学院案内募集要項 3、13 ページ【5-④】(再掲)
- 6) 兵庫医療大学ホームページ「オープンキャンパスレポート」(平成 22 年)【5-6)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/examinee/open-campus/626.html>
- 7) 兵庫医療大学年報(平成 20・21 年度) 35、118-124 ページ【1-16) -2】(再掲)
- 8) 兵庫医療大学ホームページ「入試情報」【5-8)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/examinee/examination-info.html>
- 9) 平成 23 年度学生募集要項 2-34 ページ【5-①】(再掲)
- 10) 2012 入試ガイド 1-27 ページ【5-10)】
- 11) 兵庫医療大学ホームページ「薬学部 学生へのメッセージ」【5-11)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/pharmacy/message.html>
- 12) 兵庫医療大学ホームページ「看護学部 学生へのメッセージ」【5-12)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/nursing/message.html>
- 13) 兵庫医療大学ホームページ「リハビリテーション学部 学生へのメッセージ」【5-13)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/physical-therapy/message.html>
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/rehabilitation/occupational-therapy/message.html>
- 14) 兵庫医療大学ホームページ「看護学研究科 アドミッションポリシー」【5-14)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-nurse.html#policy>
- 15) 兵庫医療大学ホームページ「医療科学研究科 アドミッションポリシー」【5-15)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/graduate-school/science-medical.html#policy>
- 16) 平成 23 年度大学院学生募集要項 13 ページ【5-④】(再掲)
- 17) Campus Guide2011(兵庫医療大学)【1-④】(再掲)
- 18) 兵庫医療大学ホームページ「学校案内」【5-18)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info.html>
- 19) 兵庫医療大学年報(平成 20・21 年度) 33-35 ページ【1-16) -2】(再掲)
- 20) 兵庫医療大学年報(平成 20・21 年度) 35 ページ【1-16) -2】(再掲)
- 21) 兵庫医療大学設置申請書(設置の趣旨等を記載した書類)【2-9)】(再掲)
- 22) 平成 23 年度大学院生募集要項 3, 7, 13, 17 ページ【5-④】(再掲)

第6章 学生支援

本章「学生支援」の各項目は、大学全体としての取り組みについて述べ、学部などに関する特記事項は、その中に包括した形で記述する。

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生の修学支援について、「学生が学修に専念し、健康で楽しく、充実した学生生活を送るために様々なサポートをする」ことを明記し、次のような点を中心に学生支援を行っている¹⁾²⁾。これらの事項については、学生が常時携行する「学生ハンドブック」を通して周知を図っている²⁾。

- 学生が経済的に安定して学生生活を継続できるように、本学独自の奨学金制度の運用及び学外の各種奨学金制度の有効的受給体制を整え、学生への経済的支援を行う。
- 学生が心身ともに健康で安全な学生生活を送ることができるように、健康管理やメンタルヘルスケアなどの支援体制を整える。
- 学生の主体的な人間形成を促進するため、学生会活動やクラブ活動等の課外活動を活発にするための支援を行う。
- 学生が適切な進路選択が実現できるように、キャリア教育と就職支援体制の充実に努める。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

<学生委員会>

本学では、学生委員会が学生支援を所掌する会議体である。委員長は学生部長で、各学部の教員2名と共通教育センター教員1名の委員により委員会を構成する。本委員会では、学修に関する問題、奨学金制度、生活支援、健康支援、課外活動などについて、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るように検討を行っている。また、本委員会は保健管理センターとも協同して、学生の健康管理や心身の健康への支援も行っている。委員会は毎月定例で開催し、さらに、必要があれば臨時委員会を開催している。

<教員による学生への修学支援体制>

①アドバイザー：入学時に、新入生を3学部生混合で7～8名のグループに分け、各グループに専任教員1名をアドバイザーとして配置し、入学時の学生に対して修学面及び生活面での相談や助言・指導を行っている。

②クラス担任：学部においては、各クラスに複数の担任を置き、入学時から卒業までの学生の学修状況の把握、相談、指導などを行っている。

その他、薬学部では、長期密着型ゼミナール（7～8名/1教員）の中で、学生に密着した学習・生活相談、指導を実施している。

③全学・学部保護者懇談会：本学では学部保護者会（薬学部、看護学部は平成22年度に設立、リハビリテーション学部は平成23年度に設立予定）を立ち上げ、また、大学として年1回の全学保護者懇談会を実施して、学生の学修上の問題について、保護者と学部教員との

懇談の機会を設けている。保護者の理解と協力を得ることで、学生の修学支援をより有効にさせるものとして、全学的スタンスで取組んでいる。

＜留年者および休、退学者の状況把握と対処の適切性＞

● 退学者への対応

退学者数の推移では、過去5年間で1,840人の学生が入学し、そのうち平成19年度から平成22年度までの退学者は62名（3.4%）であった（表6-1、2）。学年次別にみた退学者数は、いずれの学部においても第1学年次に最も多く、次いで第2学年次で、62名中60名が第2学年時まで退学していた。これらの学生の主たる退学理由は、「進路変更のため」であり、様々な原因が挙げられる。退学に至るまでには、学生の意思を尊重しつつ、各学年のクラス担任、学生委員、学部長及び学生相談室カウンセラーと相談し、最終的には学生と保護者との面談の上、決定している。

● 休学者への対応

平成19年度から平成22年度までの休学者は70名（3.8%）であった（表6-3、4）。第1学年次と第2学年次の休学者数が53名で全休学者の70%以上を占め、学部別では薬学部やや多い傾向があった。学生の休学理由には、疾病、外傷、進路再考、家庭の経済状況など様々な理由があるが、進路再考や学業不振などの理由も多い。学生の意思を尊重しつつ、各学年のクラス担任、学生委員、学部長などが面談し、休学を申し出るに至った経緯や理由を把握し、学業が継続できるよう支援している。

● 留年者への対応

本学では卒業に伴い、国家試験の受験資格が付与されることから、いずれの学部も医療系学部としてカリキュラム編成上、各学部での各学年のカリキュラムは必須科目が多く、前年度の知識修得が次年度学習の基礎になるという修学上の側面をもつ。加えて、病院などでの学外実習も多く含まれており、当該学年において単位を修得できない科目が多くなると、再履修が困難となる。この状況に鑑み、学部教授会において、個々の学生の単位修得状況を確認し、学則第38条及び教務に関する規程第20条に基づき、教授会の定める基準に照らし、進級判定を行っている。

表6-5に各学部・各学年の入学年度別の学生の在籍数を示す。本表では学業不振により留年した学生および傷病や自主的に休学したために原級にとどまった学生を含む。

表 6－1 年度別の退学者数 当該年度中に退学した学生数を示す。

学部・学科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
薬学部	3	7	11	19	40
看護学部	0	3	2	2	7
理学療法学科	2	0	3	3	8
作業療法学科	0	3	2	2	7
計	5	13	18	26	62

表 6－2 学年次毎の退学者数 退学時の学年次別に退学した学生数を示す。

学部・学科	第 1 学年次	第 2 学年次	第 3 学年次	第 4 学年次	第 5 学年次	計
薬学部	24	15	1	0	0	40
看護学部	3	3	1	0	—	7
理学療法学科	5	3	0	0	—	8
作業療法学科	6	1	0	0	—	7
計	38	22	2	0	0	62

表 6－3 年度別の休学者数 当該年度中に休学した学生数を示す。

学部・学科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
薬学部	2	10	15	14	41
看護学部	0	1	3	4	8
理学療法学科	0	2	2	4	8
作業療法学科	0	0	3	10	13
計	2	13	23	32	70

表 6－4 学年次毎の休学者数 学年次別に休学した学生数を示す。

学部・学科	第 1 学年次	第 2 学年次	第 3 学年次	第 4 学年次	第 5 学年次	計
薬学部	21	17	3	0	0	41
看護学部	1	4	3	0	—	8
理学療法学科	4	2	2	0	—	8
作業療法学科	1	3	6	3	—	13
計	27	26	14	3	0	70

表 6－5 各学部・各学年ごとの入学年度別の学生の在籍数

学生所属 名称	学年	2011 入学生	2010 入学生	2009 入学生	2008 入学生	2007 入学生	計
薬学部	1	171	11	0	0	0	182
	2	—	136	28	4	0	168
	3	—	—	114	31	4	149
	4	—	—	—	135	22	157
	5	—	—	—	—	146	146
薬学部 合計		171	147	142	170	172	802
看護学部	1	108	3	0	0	0	111
	2	—	105	4	1	0	110
	3	2 (編入)	—	105	3	0	110
	4	—	0 (編入)	—	95	0	95
看護学部 合計		110	108	109	99	0	426
リハビリテーション 学部理学療法学科	1	44	2	0	0	0	46
	2	—	4 9	0	1	0	50
	3	—	—	44	2	0	46
	4	—	—	—	34	0	34
リハビリテーション 学部理学療法学科 計		44	51	44	37	0	176
リハビリテーション 学部作業療法学科	1	45	0	0	0	0	45
	2	—	44	6	0	0	50
	3	—	—	4 6	3	1	50
	4	—	—	—	34	6	40
リハビリテーション 学部作業療法学科 計		45	44	52	37	7	185

＜補習補充教育に関する支援体制＞

いずれの学部においても担任制度やアドバイザー制度を設け、学習や生活など大学生活における様々な問題や悩みなどに対応可能な助言体制を整備している^{3) 4)}。また、学生からの電子メールによる質問にも回答できるように、教員のメールアドレスを公開している。

学生が、自学自習やグループ学習を行うための場所を図書館内のほか、教員研究室の近隣に確保し、机やソファ、テーブルを配置している。この自学自習スペースは単位認定試験や国家試験前、学生の自主的な勉強会やグループ研究などに活用されている。特に、教員研究室の近隣の場所では、教科関連図書も配備し、学習中に疑問が生じたら、すぐに教員に質問できる環境を整えている。さらに、国家試験対策のための自習用スペースとして、いくつかの部屋を確保し、学生の自主学習への奨励を行っている。

薬学部では、社会人基礎力を涵養できる場として、規定カリキュラム外の取り組みとして、長期密着型ゼミナールを教員が自主開講している。平成 22 年度は、第 2 学年次から第 4 学年次までの 3 学年 500 名余りの学生が、薬学部の教授、准教授、講師が開講する約 30 のゼミナールに所属し、講義や実習では得られない様々な活動を行っている。各ゼミナール活動の中で、担当教員と所属学生の間には密接な信頼関係が生まれ、学習相談だけでなく様々なケアを行っている^{5) 6)}。

<障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性>

本学は「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」という教育理念に基づき、ボーダレスな教育環境における相互理解とチーム医療を担う人材育成を標榜している。ボーダレスとはあらゆる立場の人々に門戸を開くことであり、本学は大学のミッションとして多様な個性を持つ学生を受け入れるべく、環境の整備を行っている^{7) 8)}。

従って、入学試験に際して、志願者の「出願資格」に身体の障がいに関わる一切の制限を設けていない。また「出願上の注意」として、身体的に支障または障がいがあるため受験上及び修学上特別な配慮を必要とされるケースに対して、事前に相談を受け付けることを明記し、適切で、可能な対応を図っている^{7) 8)}。これまで過去 4 回の入試において、数名の受験生が該当した。

学内の諸施設のバリアフリー化についても配慮している。学内の全ての建物に車いす利用者向けの操作盤が追加されたエレベーターを設置するほか、各建物の全てのフロアに少なくとも一つずつのバリアフリー化された個室トイレを設置している。さらに、それらの個室トイレのうち、2 つがオストメイト対応となっている。また、廊下や講義室の入り口は十分な幅が確保されており、車いすの利用へ配慮している。講義室等のバリアフリー化に関しては、必要な場所にはスロープが設置されているだけでなく、車いす用のスペースも確保されている。小教室は机と椅子が可動式であり、車いすの受け入れに問題は無い。大教室の机と椅子は固定式であるが、一部の机と椅子を取り外すことで車いす用のスペースは確保可能である。

視覚障害者向けに、大学構内の要所に点字ブロックが埋め込まれている。また、エレベーター内の表示だけでなく、学内の案内表示板等の多くにも点字が刻印されている。

<奨学金等の経済的支援措置の適切性>

本学では学生が大学生活を送るにあたり意欲的に学業に専念できるように経済的な支援を行うため、また、在学中の不慮の災害や家計支持者の失業などにより家計が急変した場合でも修学に支障を来さないように様々な奨学金制度を設けている⁹⁾（表 6－6）。

奨学金を受けている在学生の内訳は表 6－6 のとおりで、多くの学生が対象となっている。

表 6－6 奨学金を受けている学生の内訳の表

奨学金種類		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日本学生支援 機構奨学金	第一種	27	20	30	32	24
	第二種	98	115	119	154	137
	併 用	9	9	10	8	12
日本学生支援 機構奨学金 合計		134	144	159	194	173
兵庫医療大学貸与奨学金		18	30	52	70	72
兵庫医科大学 病院奨学金		44	50	49	68	70
兵庫医科大学ささやま医療 センター奨学金		0	1	3	1	1
その他（奨学金財団、病院、 都道府県等）		2	1	1	4	6
合計		198	226	264	337	322

● 学校法人兵庫医科大学と兵庫医療大学の独自の奨学金制度

①兵庫医療大学入学生・在学生特別奨学金

平成 23 年度より導入した奨学金制度であり、優秀な人材を確保するため、入学生のうち成績優秀者を対象に、入学金を除く学納金の全額を奨学金として給付し、2 年次以降も継続して選考された場合も学納金全額を給付する。

また、在学生については優秀な成績を修め、かつ他の学生の模範となる資質を有すると認められる者に対し奨学金を給付するものである。対象人数は、薬学部医療薬学科各学年 10 名以内、看護学部看護学科各学年 4 名以内、リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、各学年 2 名以内とし、当該学年の学納金の半額を給付している。

②兵庫医療大学給付奨学金

入学者選抜試験における成績優秀者で薬学部 15 名以内、看護学部 10 名以内、リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科各 4 名以内を対象とし、入学金相当額を給付している。ただし、本奨学金制度は平成 23 年度入学生までの適応で、平成 24 年度以降は廃止し、上記の兵庫医療大学入学生・在学生特別奨学金に統一する。

③兵庫医療大学貸与奨学金

修学に当り経済的な支援が必要な者（各学年最大 20 名）を対象に該当年度の学納金（入学金を除く）総額の最大 50%を無利子で貸与し、卒業後 6 ヶ月を経過した後、10 年以内に返還する。

④兵庫医科大学病院奨学金

看護学部 に在籍する学生で、卒業後、兵庫医科大学病院（兵庫医科大学ささやま医療センター、若しくは兵庫医科大学ささやま老人保健施設を含む）において、看護師又は助産師の業務に従事する意思のある者を対象に貸与を行う。無利子で、返還免除制度がある。

⑤兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金

看護学部在籍学生で、卒業後、兵庫医科大学ささやま医療センター（兵庫医科大学ささやま老人保健施設を含む）において、看護師又は助産師の業務に従事する意思のある者を対象に貸与を行う。無利子で、返還免除制度がある。

（３）学生の生活支援は適切に行われているか。

本学では、学生が大学内外で直面する災害や社会的安全性・衛生的安全性に関する様々な問題に対する対処法、医療従事者をを目指す学生が心得ておかねばならないルールなどについて、詳細な手引きを学生ハンドブックにまとめて各学生に配布し、周知している²⁾。

喫煙にたいしては、大学敷地内は全面禁煙とすると共に、喫煙が人体および社会に及ぼす影響などを教育することにより自発的な禁煙を指導している。また、教職員が中心となって、近隣の公園などでタバコの吸い殻を集める活動も行い、本学内のみならず地域とも連携して喫煙の問題に取り組んでいる。その他、アルコール、違法薬物などについての法令順守、あるいは、社会における公共のルールの遵守等についても、オリエンテーションなどを通して周知を図っている。

<心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮>

学生が栄養管理や健康管理を行うことが出来るように厚生施設や保健管理センターを整備している¹⁰⁾。厚生施設としては、レストラン・売店や書店などを設けている。

●保健管理センター

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮は保健管理センターと学生委員会が連携して行っている¹¹⁾。保健管理センターは保健室（医師１名、保健師２名）と学生相談室（カウンセラー２名）の２部門から構成され、学生を対象にした体調の変化やこころの悩みの相談に応じている。保健室には保健師２名が常駐するほか、学部教員を兼任する医師による即時の対応が可能になるよう配慮している。本センターでは、以下の業務を実施している。

①健康診断：毎年、兵庫県健康財団に全面委託して内科診察、胸部 X 線直接撮影、身体計測（身長、体重、BMI）、視力測定を実施している。平成 23 年度からは新入生には血液検査（血糖、脂質、肝機能検査）、心電図検査も行っている。健康診断時に健康調査票（既往歴、現病歴、アレルギー歴）を記入させ、必要のある学生には医師・保健師による面談を行い、健康管理に役立てている。健康診断の受診率は 99%以上である。

②抗体検査・ワクチン接種：学内での感染拡大防止と病院実習での感染予防対策として、入学前に水痘、麻疹、風疹、ムンプスの４種類のウイルス抗体検査を行い、抗体陰性者及び偽陽性者にはワクチン接種を実施している。

③救急対応：気分不良者やけがの学生は保健室で救急対応を行い、必要に応じて近隣の医療機関に紹介している。学内に自動体外除細動機（AED）を 7 か所に設置し、職員を対象とした BLS 講習会を定期的に行い、職員全員救急対応ができるようにしている。

④学生相談：入学時の不適応感、友人関係、異性問題、将来に対する不安、学業などの悩み相談を行っている。教職員が学生や保護者に対応する時のサポートマニュアルとして、教員サポートハンドブックを作成し役立てている。

⑤学生相談室イベント：学生相談室を身近に感じてもらう目的で、学生が自由にくつろげる「ひだまりスペース」を設け、学生相談員と学生が自由に会話できるようにしている。また、自分の性格傾向に気付き学生生活に役立ててもらう目的で心理テスト、自分の世界を表現する過程を楽しみながら体験するコラージュの制作などのイベントも行っている。

● 課外活動

本学では、学生委員会が学生会活動や文化系・運動系部活動あるいはサークル活動などの課外活動を学生の自主性・社会性・協調生及びコミュニケーション能力を育む重要な教育の場として捉え、活動団体を認定し、その活動を支援している¹⁾ ¹²⁾ ¹³⁾ ¹⁴⁾。

学生生活の向上と会員相互の親睦を目的として、学生全員で組織する兵庫医療大学学生会がある。学生会は、学生が納付する会費をもとに執行部が運営している。現在、学生会に所属する活動団体は、文化系・運動系部活動団体が 11 団体で、同好活動団体が 18 団体で以下の通りある。

<学生会組織>

- ・学生会執行部 大学行事实行委員会

- ・公認活動団体

アーチェリー部 バスケットボール部 バドミントン部 野球部 テニス部

ソフトテニス部 サッカー部 水泳部 軽音楽部 ジャズバンド部 芸術研究部

- ・同好活動団体

バスケットボールサークル バレーボールサークル フットサルサークル

卓球サークル テニスサークル ソフトテニスサークル ダンスサークル

漫画研究サークル 映画鑑賞サークル 天文サークル 書道華道茶道サークル

写真サークル 医療研究サークル 書道華道茶道サークル ソフトボールサークル

合気道同好会 陸上競技サークル ヨガサークル

これらの課外活動に参加する学生数は、学生数の増加とともに毎年増加し、平成 22 年度では約 50%の学生が参加していた。

その他に、新入生歓迎会、大学祭（海梟祭）などの学生会主催行事を企画・運営する大学行事实行委員会が組織されており、大学祭（海梟祭）は平成 20 年度から毎年 10 月に 2 日間の日程で開催している¹⁵⁾。

これらの課外活動に対する支援の一つとして、平成 22 年度より課外活動の活性化とリーダーの育成を目的に、学生会執行部及び課外活動団体の幹部学生と幹部候補学生を対象とする「リーダーズキャンプ」を 1 泊 2 日で実施している。平成 22 年度は、学生 93 名と教職員 19 名が参加し、学外講師の講演や各種のリーダー養成プログラムに取り組んだ。

<災害などの緊急時連絡>

災害などの緊急時連絡手段はモバイル通信システムにより学生の携帯電話に一斉にメール連絡できる学生安否確認システムを構築している。

<ハラスメント防止のための措置>

大学内でのハラスメントにはアカデミックアラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメントが想定される。学生の人権の保護や快適な学内環境を提供するために「学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程」を設け、ハ

ラスメントの防止及び排除に努めている¹⁶⁾。学生には、ハラスメントに起因する問題が生じた場合、速やかに「学生相談室」に相談するように周知を行い、「学生相談室」が中心になって対応している。現在まで、ハラスメントに関する案件は発生していない。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

＜進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施＞

〔キャリアデザインセンター〕

各学部のキャリアデザイン教育をサポートし、社会に有用な卒業生の輩出を目指す専門職業教育支援の拠点とするため、平成 21 年 4 月 1 日にキャリアデザインセンターを開設した¹⁷⁾。

卒業年次を対象とした病院説明会や各種ガイダンス、求職情報の提供などの「就職支援」及び、進路を考え、キャリアデザインの基盤作りとなる「キャリア支援」を行うことにより、学生の卒業後の充実した進路選択をサポートしている。対象とする学年も卒業年次の学生のみではなく、将来像を明確にさせる目的で、低学年対象のセミナーも実施している。

・キャリアデザインセンターの主な業務(適宜、複数回/年の頻度で開催)

①仕事研究セミナー

医療系としてのさまざまな専門職者を講師とするセミナー。

②各種ガイダンス

公務員ガイダンス、キャリアガイダンス、社会人ガイダンスに係る講演会、社会人スキル対策講座を実施。

③合同病院説明会

学校法人兵庫医科大学連携病院の会主催の合同病院説明会および、兵庫医科大学病院・兵庫医科大学ささやま医療センター主催の合同病院説明会を全学部学生対象で実施。

④職場見学・就業体験

⑤キャリアデザインセンター窓口支援

進路、キャリア相談、履歴書添削、模擬面接、各種アンケートの実施。

＜キャリア支援に関する組織体制の整備＞

本センターは、専任教授をセンター長に当てるほか、専従職員を配置している。キャリアデザイン委員会は、センター長のほか、各学部 2 名ずつの教員と共通教育センター 1 名の教員により構成し、キャリアデザインセンターの運営にあたっている。

学部では、学生の進路支援のため、本センターと協力し、学部内のキャリアデザイン委員および担任が中心となって学生の進路支援を担う体制をとっている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

＜修学支援＞

● 学生委員会を中心とする学生の修学支援の方針の策定・実施により修学支援体制は充分、整備されている。

● 教員による学生の修学支援に関して、アドバイザー、担任制度により、入学時から卒業までの学部教員と学生間のコミュニケーションを図る体制を整備したことで、きめ細かい

修学指導が可能になり、成績不良者をはじめとする問題を抱える学生の早期発見・対応を行うことができている。

- 全学・学部保護者懇談会は、ステークホルダーとしての学生保護者に対して、学生の修学状況も含めた情報を共有することにより、教員、学生、保護者の3者一体となった修学支援を行おうとするもので、保護者の十分な理解を得ている。

- 本学では、貸与型の奨学金制度に加え、平成23年度に導入した給付型奨学金（兵庫医療大学入学生・在学生特別奨学金）が、優秀な人材の確保につながっている。

＜生活支援＞

- 学生の生活支援の点でも、厚生施設の充実、保健管理センター業務（保健室と学生相談室）、種々の奨学金制度の運用、課外活動の実績から判断して、十分な生活支援を実施している。

＜進路支援＞

- キャリアデザインセンターを中核とした全学の進路支援体制の下、多種多様の支援活動を実施している。平成23年3月卒業の第1期生について、看護学部では、看護師及び助産師国家試験の合格率100%が達成でき、就職希望学生については全員希望どおりの就職を達成した。また、リハビリテーション学部でも国家試験合格率は約95%（理学療法士95.0%、作業療法士94.4%、学部合計94.7%）であり、就職希望学生については全員希望どおりの就職を達成できた。これらの結果からみて、本学における修学支援および進路支援が十分に機能している。

②改善すべき事項

＜修学支援＞

医療専門職者を目指すという大学の特性上、学生が入学前に描いていた大学生活・学業ならびに卒業後の職業観などと現実とに隔たりが生じた結果、学生が退学や休学に至ることが多いと考えられる。特に、第2学年次までの早期退学や休学に至る学生が多い傾向がみられる。また、本学のような全学生が原則的に医療専門職を目標に学年進捗とともに進むカリキュラムにおいては、必須科目も多く、進路に迷いが生じた場合には、長期間の逡巡を経て休学へあるいは退学へと進む学生も存在することは否めない事実であるが、是正に努力を続けることが重要である。

＜生活支援＞

学生相談では、実際に学生相談室を利用する学生の数多くない。また、禁煙活動により徐々にではあるが学生の禁煙意識が高まりつつあるが、依然、路上喫煙や敷地内喫煙の学生が散見される。

＜進路支援＞

卒業後の進路支援については、本学を運営する学校法人兵庫医科大学と関連の深い病院や連携病院を中心に、兵庫医科大学連携病院の会を開催して支援を行い、十分な成果を得た。しかし、保健医療福祉関連の病院や施設などの数や需給状況の変化などを考慮すると、さらに、拡大へ向けた対応が必要である。

大学院生については、開学1年目であり、大学院生の進路支援には未着手の段階である。今後、定期的に進路希望などについて調査し、その対応をキャリアデザインセンターと研究科が共同で図る。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 修学支援や学生支援の取り組みについては、その成果がより大きなものになるようにきめ細かに運用し、学生の満足度を高める。
- 看護学部およびリハビリテーション学部では、第1期生の高い国家試験合格率と就職率を確保できたことから、今後もそのレベルを維持するとともに、薬学部の第1期生卒業（平成25年3月）についても、高い国家試験合格率と就職率を確保できるよう取り組む。
- 平成23年度より導入した給付型の奨学金（兵庫医療大学入学生・在学学生特別奨学金）は優秀な入学生の確保に実績を残した。本奨学金制度の在学学生への適用は平成23年度の学業成績から対象となることから、本学学生全体の学習意欲を高める方策の一つとして確立していく。

②改善すべき事項

<修学支援>

学生の入学後早期での退学や休学については、抜本的な解決策は見当たらないが、入学前のオープンキャンパスや職業体験イベント、大学祭などを通じ、大学生活や希望する志望学部についての事前の理解を高めるほか、入学後の医療科学概論などの特徴あるカリキュラムを通して、医療人教育への認識とその社会的使命への共感をより高める。加えて、保護者懇談会もふくめた現在の支援体制を強化して、進路に迷いの生じている学生に対して早めに対応できるようにする。入学後に成績不振などになる学生に対して、補習・補充教育に関する支援体制の利用、担任制度の活用、少人数のグループでの実習、オフィスアワーの活用などにより、早期に対応する。

<生活支援>

- 学生相談：学生相談室、保健管理センター、さらには学部担任教員などが連携して、学生が悩みを相談し、自らも解決していくための運用方策をさらに検討する。
- 禁煙活動：学生への禁煙指導のために、教員の禁煙奨励を併せて行う。

<進路支援>

- 現在の支援体制を強化するほか、新たな病院や施設などとの連携を広く強化することにより、社会全体の需給状況の変化に強い就職支援を構築する。また、医療系大学の専門性を活かした研究機関や施設などへも、新たな活躍の分野を積極的に開拓する。
- 卒業生の生涯学習および生涯キャリアデザイン支援という視点から、卒業生に対する卒業後の進路支援を新たな方策として検討する。

4. 根拠資料

1) 兵庫医療大学ホームページ「在学学生の皆さま」【6-1】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/student.html>

2) 学生ハンドブック（平成23年度学生便覧）【1-1】（再掲）

3) 学生ハンドブック（平成23年度学生便覧）92-95ページ【1-1】（再掲）

4) 平成22年度新年度オリエンテーションスケジュール概要【6-4】

5) 兵庫医療大学ホームページ「薬学部 カリキュラム」【6-5】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/pharmacy/curriculum.html>

- 6) 兵庫医療大学薬学部自己評価書 82-83 ページ (平成 23 年 4 月) 【1-23】 (再掲)
- 7) 兵庫医療大学ホームページ「推薦入学試験 (専願公募制)」 【6-7】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/protector/examination-info/recommend-sengansei.html>
- 8) 平成 23 年度学生募集要項 2-35 ページ 【5-①】 (再掲)
- 9) 学生ハンドブック (平成 23 年度学生便覧) 96-100 ページ 【1-1】 (再掲)
- 10) 兵庫医療大学ホームページ「厚生施設」 【6-10】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/welfare-facilities.html>
- 11) 兵庫医療大学ホームページ「保健管理センター」 【6-11】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/student/health-facilities.html>
- 12) 兵庫医療大学ホームページ「課外活動について」 【6-12】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/student/extra-activities.html>
- 13) 学生ハンドブック (平成 23 年度学生便覧) 84-91 ページ 【1-1】 (再掲)
- 14) Campus Guide2011 (兵庫医療大学) 【1-④】 (再掲)
- 15) 兵庫医療大学ホームページ「学園祭海鳥祭」 【6-15】
<http://www.huhs.ac.jp/kouhou/kaikyousai/index.html>
- 16) 学生ハンドブック (平成 23 年度学生便覧) 55-59 ページ 【1-1】 (再掲)
- 17) 兵庫医療大学ホームページ「キャリアデザインセンター」 【6-17】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/career.html>

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

教育研究等環境の整備に関する方針は兵庫医療大学設置申請書¹⁾及び兵庫医療大学大学院設置申請書²⁾により、明確に定められている。具体的に、校地等施設配置の考え方として「医療関係3学部を併設する教育・研究上の強みを活かし、学部固有のスペースを極力排し、学生、教員とも学部間の交流を容易に図り」、講義・演習・実習室の配置に際しては、「講義室は3学部の共同利用とし、また、学部間で跨る教育研究の促進のための共同機器・実験室の設置など、効率性にも繋がる施設設備」を方針としている。また、「各棟には、学生教職員が、憩い、コミュニケーションを図る場としてのラウンジスペースを随所に確保し、教員研究室スペース周辺には、学生指導、教員間のコミュニケーションの確保のためのスペースを十分に確保し、開かれた環境を重視している。」¹⁾。図書等資料の整備方針として、「教育目標である幅広い教養と心豊かな人格形成の一端を担うべく、一般教養書の収書割合を、薬学、看護学、リハビリテーション学分野の図書とほぼ同率に」所蔵することとしている¹⁾。一方、大学院においては、院生室を設置し、「院生1名ごとに机、椅子、書庫、ロッカーを設備し、(中略)共有のパソコン1台～2台、プリンター1台～2台」を配置することに加えて、「情報処理演習室1～3の利用も可能」とすることによって、「自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境」を提供することとしている²⁾。加えて「兵庫医科大学図書館については、自由に出入りすることが認められており、(中略)、先行研究の調査等の活用に際しては、十分な支援ができる体制を」整えている²⁾。また、実際の運用状況に応じて各年度に設定する事業計画の中で重点整備方針を設定³⁾している。各施設の設備更新などについては、学則第10条(大学協議会)3項4において、学内重要施設、組織の設置および廃止に関する事項を大学協議会が審議すると規定し、その議を受けてキャンパス有効利用委員会⁴⁾が所掌している。このキャンパス有効利用委員会による整備計画にのっとり各学部の教育環境等の整備を着実に実施してきた。

2) 薬学部

薬学部では、平成19～21年度に、順次「先端医薬研究センターの開設」、「臨床薬学研修センターの設置と開設」、「薬草園の設置と開設」、「既存キャンパスの教育環境の整備」、「臨床薬学研修センターの第2期工事」、「先端医薬研究センターの整備・拡充」、「学生モバイル通信システムの導入」を計画に基づき実施してきた。平成22年度⁵⁾には、「キャンパスの有効利用による教育施設の確保と学生のアメニティの向上」に関する明確な方針と計画を立て、着実に取り組んでいる。

3) 看護学部

看護学部では兵庫医療大学設置申請書¹⁾に従い、教育研究等環境の整備を実施している。看護学部の実習室で、例えば基礎看護実習室や成人看護学実習室では学生3～4人

に1床のベッド、学生10人に1体の実習モデル人形のほか、看護用具、処置用具一式など、保健師助産師看護師学校養成所指定規則⁶⁾にしたがい必要な実習機器や教具を配備し、施設・設備の管理は看護学部各領域の教員が分担して責任をもって行っている。

4) リハビリテーション学部(理学療法学科、作業療法学科共通)

リハビリテーション学部では兵庫医療大学設置申請書¹⁾に従い、教育研究等環境の整備を実施している。リハビリテーション学部(理学療法学科・作業療法学科)として、運動療法実習室およびADL(activity of daily living: 日常生活動作)実習室において実習を行っている。理学療法学科では物理療法実習室、義肢装具実習室、運動動作解析実験室、呼吸・循環・代謝実験室を利用し、作業療法学科では、木工金工実習室、陶芸実習室、織物手芸絵画実習室、発達機能実験室、心理行動科学実験室などを利用して講義・実習・研究を行っている。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

大学院研究科では兵庫医療大学院設置申請書²⁾に従い、教育研究等環境の整備を実施している。教育・研究環境については、教育・研究用機器、器具等は学部と共用しているものの、講義室は大学院専用の部屋を3室設けている。また、院生室(自習室)を別に設け、教育・研究に供する十分なスペースを確保している。研究に関する図書については、多数の学術雑誌を有しており、電子ジャーナルにて閲覧可能としているため、院生の研究室からオンラインでアクセスすることが可能であり、研究活動に供する環境を整備している。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

1) 大学全体

兵庫医療大学設置申請書及び兵庫医療大学大学院設置申請書^{1) 2)}に従い、十分な校地・校舎および施設・設備を整備してきた。本学キャンパスの校地面積49,138 m²、校舎面積37,997 m²となっており、大学設置基準値(校地面積16,400 m²、校舎面積16,362 m²)および大学院設置基準を大きく上回っている⁷⁾。キャンパス附属施設としては、約500名収容可能な2階建階段講堂を有している。また1-2階吹抜の660席を有する2階建レストラン⁷⁾を有し、学生と教職員に開放感のある食事やコミュニケーションの場を提供している。さらに体育館(延床面積2,351.43m²)、テニスコート(人工芝2面)ならびに運動場施設としてミニグラウンドがある⁷⁾。講義室は、M棟1階、2階に258人教室が1室、204人教室が1室、200人教室が4室、152人教室が3室、78人教室が2室、65人教室が6室あり、総床面積は2,488 m²で、薬学部、看護学部およびリハビリテーション学部の各学部で共用し効率的運用をしており、十分な規模と部屋数が確保されている。加えて閉鎖型ならびに開放型のカンファレンスルームを各棟に配置し、学内3学部学生と姉妹校・兵庫医科大学医学部学生の4学部共同で、チュートリアル教育を実施している。さらにこれらのカンファレンスルームは自学自習用ないし教員が少人数の学生に対するミニレクチャーを行うスペースとして利用されている。

● 学部・研究科共通施設

以下の4施設は3学部2研究科共用である。

①情報処理演習室

情報処理演習室－1、2、3には、PC 端末 320 台が配置されている。定期試験や Computer- Based Testing (CBT) 体験受験、本試験および追再試験、授業の課題、春季・夏季の長期休暇時の宿題などの自習を学内から、また無線システムを利用して学外からも行える。また、情報技術を用いて行う学習 (e-learning) システムによる学生の自主的学習システムを構築して学生の意欲を高める工夫をしている。同室には薬学共用試験センターが配備した CBT 専用中継サーバーを設置して学内での CBT を実施可能としている。

②共同機器室

計6室の共同機器室 (G 棟1階～3階, 652.45 m²) には、核磁気共鳴装置、フローサイトメーター、共焦点レーザー顕微鏡などの共同利用者の多い最新大型機器を設置している⁸⁾。同室の設置により、教員の研究、および卒業研究に必要な幅広い分野の研究テーマに対応できる体制を整えている。共同機器室およびそこに配備された機器は、兵庫医療大学共同機器室規程⁹⁾に基づいて設置された兵庫医療大学共同機器室運営委員会¹⁰⁾にて管理・維持・運営されている。

③動物実験センター

動物実験センターはG棟1階に設置され、適正な実験動物の飼養と動物実験を行う施設として整備し、一般飼育室、SPF 動物飼育室、トランスジェニックマウス飼育室からなる施設として運営している。運営などについては後述 (本章1-(5)-1)-②)

④RI 実験センター

RI 実験センターはG棟1階に設置され、放射性同位元素 (RI, ラジオアイソトープ) 実験を安全に行うための各種設備および周辺装置を備えている。本施設には非密封 RI の取扱を目的とした実験室および測定室に加え、RI の管理を目的とした汚染検査室、貯蔵室、洗浄室ならびに保管廃棄室を備え、液体シンチレーションカウンタやサーベイメーターなどの RI 測定装置類ならびに保存に必要な汎用機器類を備えている。RI 実験センターの設置にあたり兵庫医療大学 RI 実験センター規程¹¹⁾を整備し、同センターを運営するために RI 実験センター運営委員会¹²⁾を設置している。また「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、兵庫医療大学放射線障害予防規程¹³⁾を整備し、同規程に基づき兵庫医療大学放射線障害予防委員会¹⁴⁾を設置している。

2) 薬学部

薬学教育・研究に必要な施設として、各講義室・実験実習室、薬用植物園、薬学研究室などを整備している。

①講義室・実験実習室

薬学部では1～4年次生の実習用に、基礎医学実習室、薬学実習室1－3がある。

②臨床薬学研修センター

薬学部では、実務実習事前学習を効率的に行うために臨床薬学研修センターを設置している。臨床現場と同様に処方箋受付から調剤実務、処方解析、患者さんへの服薬指導

などの実習が行える施設としてキャンパス内に設置している。

③薬用植物園

薬学部の専有施設として薬用植物園を設置している。園内附帯施設として温室を設置し約 100 種の薬用植物を栽培している。

④薬学研究室

5、6 年次生が各研究室に配属されて卒業研究（研究実習・研究研修）を遂行するために、薬学研究室 1～15 に学生室が隣接して設置してある。学生室には学生用デスク、パソコン、プリンターならびにインターネット接続端末などを整備し、データ整理や文献検索に活用できる研究環境を提供している。実験室には、個々の研究室に所属する教員が取り組む研究内容に応じて、実験台、クリーンベンチ、ドラフト、汎用実験装置、小型測定器などを設置している。

⑤先端医薬研究センター

大学全体の研究センターとして開設した医薬共同先端医療研究センターは、平成 21 年度から、より機動的な運用を目指す意味で、薬学部が所掌する先端医薬研究センターとして機能している。先端医薬研究センターには 3 つの研究室スペースがあり、兵庫医科大学と連携して疾病の病態解明や難病の治療法開発研究など、4 件の共同研究と 3 件の委託研究を実施している。

3) 看護学部

看護学部では基礎看護実習室、成人看護学実習室、地域・在宅・老年看護学実習室、助産学／母性・小児看護学実習室、保健学に対応した健康教育実習室の 5 つの実習室を整備し運用している。各実習室には可動式映像機材を配置し、授業時間外にも教員の管理下に開放して学生の自学自習を促す支援体制を整えている。さらに、スキルスラボを設置し教員の管理下に自主的トレーニングを促す施設として活用している。以上の施設・設備の整備は看護学部の各領域の教員が分担して実習室の管理や実習機器・教材の整備を行い、本学部の教員・学生以外の他学部の教員・学生も有効に活用できるように整備してきた。さらに 1、2 学年次生に対する基礎看護技術教育用に視聴覚教材の整備を行い、講義に実施されるデモンストレーションの映写と自学自習のためのポータブル DVD プレーヤー 3 台、100 インチ大型スクリーン、プロジェクター各 1 台を配備している。また、「基礎看護技術 I（生活援助）」の基礎看護技術の手順とポイントを追加した DVD を自作して自宅での復習用に貸し出しを行ってきた。さらに、学内の情報処理室や図書館に配備されている端末から DVD が閲覧できるよう整備した。

4) リハビリテーション学部

①理学療法学科

実習室のうち、運動療法実習室、ADL 実習室、物理療法実習室・実習準備室、義肢装具実習室、運動動作解析実験室、呼吸・循環・代謝実験室を使用して講義・実習・研究を行っている。運動療法実習室には治療用ベッド、物理療法実習室には最新治療機器、実習準備室には検査測定機器や治療機器、運動動作解析実験室には三次元動作解析装置と等速性運動機器、呼吸・循環・代謝実験室には心電図、呼気ガス解析装置と動脈硬化

測定機器などが設置されている。

②作業療法学科

実習室・実験室のうち、運動療法実習室、ADL 実習室、木工金工実習室、陶芸実習室、織物手芸絵画実習室、発達機能実験室、心理行動科学実験室を使用して講義・実習・研究を行っている。ADL 実習室には車イスやプラットホーム、木工金工実習室には各種木工用具、実習準備室には陶芸用機材、クラフト作成用機材、自助具などが保管されている。発達機能実験室には感覚統合遊具、クーゲルバーンなどの玩具が設置されている。

5) 看護学研究科

看護学研究科用の講義室 1 室を医療科学研究科と共用し、専用の講義室が 1 室整備されている。大学院生研究室として 5 室を整備し、1 室あたり 6～8 名が収容可能である。大学院生 1 名ごとに机、椅子、書庫、ロッカーを設備し、1 室につき共有のパソコン 1 台、プリンター 1 台を設備することによって、学習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できている。また、教育・研究用機械、器具等については学部学生および教員と共用するものとしている。

6) 医療科学研究科

医療科学研究科用の講義室 1 室を看護学研究科と共用し、専用の講義室が 1 室整備されている。大学院生研究室として 5 室を整備し、1 室あたり 3 名～6 名を収容可能である。大学院生 1 名ごとに机、椅子、書庫、ロッカーを設備し、1 室につき共有のパソコン 1 台、プリンター 1 台を設置している。また、教育・研究用機械、器具等についても学部学生および教員と共用するものとしている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

1) 大学全体

図書館委員会は共通教育センター(1 名)と 3 学部全体で図書館長を含む委員 7 名から構成され、全学の視点からの図書館の整備を所掌する会議体である。

①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<1-1> 概要

平成 22 年度末における本学図書館の蔵書数は合計 19,551 冊(和書 16,882 冊、洋書 2,669 冊)である¹⁵⁾。それ以外にカレント誌 422 種(国内誌 269 種、国外誌 153 種)、電子ジャーナルは 3,819 種(和書 818 種、洋書 3,001 種)である¹⁶⁾。さらに一般新聞 4 紙を購読している。

<1-2> 図書の整備状況

本学図書館は、薬学・看護学・リハビリテーション学の 3 学部 4 学科、共通教育センター、看護学研究科、医療科学研究科の共同利用施設である。現在の蔵書数 19,551 冊の内、専門図書は 11,975 冊であり、他は一般専門書あるいは一般教養書である¹⁷⁾。新規購入図書には、毎年シラバスに掲載された教科書・参考書・参考図書を購入している。また、学生および教員へ購入希望の調査を行い、各学部ならびに共通教育センターの教員で構成する図書館委員会により購入図書を決定し、本学の教育・研究に必要な資料を

体系的に収集・整備するよう努めている¹⁸⁾。

<1-3> 学術雑誌の整備状況

学術雑誌数については、開設前年度に選定した 160 種、また平成 19 年度設置経費図書購入計画に伴いアンケート調査により選定した 410 種が本学図書館の購読冊子体となっている。平成 21 年度における購読タイトルは 422 種であり、それ以降は継続的に収集している¹⁹⁾。電子ジャーナルは、情報基盤ネットワークシステムの整備を踏まえて、電子ジャーナルパッケージ契約、ならびに私立大学図書館協会、日本薬学図書館協議会加盟館の電子ジャーナルコンソーシアムに参加し、電子ジャーナルの充実・促進を図っている。これにより利用者は図書館の開館時間の制約を受けることがない。電子ジャーナルの利用統計から見ても論文フルテキストのダウンロード利用件数が年々急速に伸びている。なお、平成 22 年の SpringerLink 利用統計の購読タイトルと非購読タイトルの利用割合の比較から、購読 14 件、非購読 645 件と約 97.9%が非購読タイトルの利用である。

<1-4> 視聴覚資料の整備状況

視聴覚資料は、VHS ビデオ、CD-ROM、DVD が主体であるが、学生の自主的学習を支援する目的で本学の教育分野に関連の深い内容の電子メディア資料を授業の副教材として活用できるよう開学時より積極的に収集している¹⁵⁾。

②図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

<2-1> 図書館の規模

図書館の専有面積は 2,305 m²あり、閲覧席 374 席、蔵書検索コーナー 2 席、情報検索コーナー 22 席、視聴覚閲覧コーナー 4 席がある。さらに、6～10 人収容できるグループ学習室 20 室、437 m²を併設している²⁰⁾。図書館施設の開館は、平日 8:30～21:00、土曜日 9:00～17:00 で、開館日は年間 288 日（平成 22 年度実績）である。また、試験期間中においては土曜日・日曜日・祝日等の休日開館（9:00～17:00）を行っている。図書の館外貸出手続きは非接触型 IC カードを利用した図書館システムの PC 端末から学生証を読みこませることで、また図書上のバーコードで登録番号を読み取ることで迅速な貸出ができる。

<2-2> 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

本学図書館の構成職員数は 5 名（うち嘱託職員 3）で、職員一人あたりの学生数は 286.8 人である²¹⁾。教育支援としての情報リテラシー教育の充実や学内の学術知的財産の電子情報化への対応は十分機能している。

<2-3> 情報検索設備などの利用環境

学生対象の図書館利用ガイダンスを、新入生オリエンテーションと第 1 学年次の共通教育センター授業科目「情報学」の中で、図書館概要、図書館利用法および OPAC（所蔵検索）の使い方等を説明している。さらに、第 3 学年次の看護学「地域看護学概論 文献検索（基礎編）」の中で、文献を効率的に探し出すことができるように実技実習を実施している。

③国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

国内における他大学・教育研究施設との協力の状況については、開学当初から各種図書館協会等に加え、各種の情報交換を行っている。また、国立情報学研究所の図書館

間相互貸借（NACSIS-ILL）、オンライン共同分担目録（NACSIS-CAT）、学術情報サービス NII 学術コンテンツ・ポータル（NII-GiNii）等に参加し、文献複写や現物貸借業務の迅速化・効率化に取り組んでいる。これによって、文献複写の受付件数は増加傾向にある。さらに、オンラインならびに FAX による他大学からの文献複写の申し込みは 24 時間受け付けており、NACSIS-ILL に参加していない大学からの申込みについても迅速且つ効率的に対応している。なお、図書館間相互協力における現物貸借は 3～13 件/年の利用状況である。文献複写については、4 年間の受付平均値が 361 件/年、依頼が 369 件/年であり、相互利用のバランスは概ね適切である。ただし、国外の他大学・教育研究施設との協力の状況については実績がない。

④社会貢献

文部科学省の戦略的大学連携支援事業「ポートアイランド 4 大学連携事業」（兵庫医療大学、神戸学院大学、神戸女子大学・神戸女子短期大学、神戸夙川学院大学）の一環として、ポートアイランドキャンパス開設前から図書館の相互利用を検討し、雑誌目録の交換、複写サービス、図書館ガイド、共同ホームページの立ち上げなどの 4 大学共同利用サービスを実施している²²⁾。さらに、平成 21 年度からは、各大学の特徴を活かした図書等を出展する合同展示会の開催を実施している。図書館の一般市民への開放は図書館スペースとセキュリティ上の問題から実施していない。ただし、薬学部における模擬患者に対しては必要に応じて図書閲覧は可能である。図書館とは別に、本学の地域実践センターにおいて一部の図書を一般市民に貸し出している。

2) 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部

図書館委員会において、図書予算をそれぞれの学部の教育・研究目的に応じて適切に利用できるように分配し、学部ごとに国内外の図書選書の調整を行っている。

3) 看護学研究科・医療科学研究科

大学院開設前に必要図書を整備することができなかったため、開設後に徐々に整備を進めている。学術情報検索については、入学直後に図書館司書により講義と演習を通じて活用できるよう指導を実施し、学生の要望に応じて文献取得の支援も行われている。院生は研究室から電子ジャーナルへオンラインアクセスが可能であり、研究活動に有益である。さらに、本学が兵庫医科大学の姉妹大学であることから、兵庫医科大学図書館にも入館可能なので、先行研究の調査等の活用の際には、十分な支援ができる体制である。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

1) 大学全体

専任教員の研究活動を支援するために、教授 450,000 円、准教授 360,000 円、講師 240,000 円ならびに助教・助手に各 180,000 円を個人研究費(年間)として配算している。なお、各学部共通の研究費として、薬学部 2,500,000 円、看護学部 500,000 円およびリハビリテーション学部 500,000 円の学部教員研究費も配算している。

また、設置経費による設備整備完了後から、上記の研究費に加えて大学全体の研究予

算として、研究用機器・備品等購入計画に基づく研究費及び研究施設運営費を、平成 21 年度には合計 58,350,000 円、平成 22 年度には 76,905,000 円を配算している。

講師以上の専任教員を対象に原則として一人に一室を研究室として配備している。各研究室には、机、椅子、書架、インターネットおよび学内 LAN 環境、電話、洗面台、ロッカーなどが整備されている。なお、機密を要する試験やレポートの管理などに助手・助教が使用する共用研究室が用意されている。

教員の研究活動の支援を所掌する委員会として、研究推進委員会²³⁾を設置している(平成 22 年 4 月)。副学長を委員長とし、若手研究者の支援制度、科学研究費申請支援、学術講演会の企画などを行っている。

現在、ティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) は配置していないが、専任教員の研究活動を支援する目的で、RI センターおよび実験動物センターに専任の技術スタッフを配置している。さらに、全学部を通じてより多くの研究に専念できる時間が十分に確保できるように、教員の研究業務や内容、および教育業務や内容などの再配分を検討していく。

2) 薬学部

助手・助教の着替え用のスペースが 2 室別途整備されている。加えて、教員が研究に専念する実験スペースとして、上記共用研究室とは別に、数人の教員毎に約 100m²の薬学研究室を利用している。薬学研究室は計 15 室設置されており、同一研究室を利用する共有教員同士は研究分野が重なるよう配慮されている。

医薬・医療に関する最先端の研究開発を行い成果を疾病の治療および予防に反映させるとともに医学と薬学等の関連分野の研究推進を図ることを目的に兵庫医療大学薬学部先端医薬研究センターを開設している。この目的は、独自テーマ発展のみでなく、保有する先端技術の公的活用による社会還元に資するものとし、外部研究機関との共同研究も実施している。同センターは薬学研究室と同じ研究環境の研究スペースが 3 室用意されており、最大 3 つのプロジェクトの実施が可能である。

3) 看護学部

教員の教育研究を支援するために人工気象室を整備している。上記の専任教員ごとの研究室に加え、看護学部 4 領域に対して各 1 つの共用研究室を整備し、その場を有効活用して教員が自由に教育や研究に関する会議や討論を行い、教育研究資料を保管できるようにしている。

4) リハビリテーション学部（理学療法学科・作業療法学科共通）

研究費の一部を用いて研究支援者を雇用し、教員の研究活動が活発に行われるように補助を行っている。

5) 看護学研究科・医療科学研究科

1) 大学全体で記述した通りである。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

1) 大学全体

大学に倫理審査委員会、動物実験委員会ならびに遺伝子組み換え実験安全委員会を設置し研究倫理を遵守している。

①人間を直接対象とした研究に関する倫理

倫理審査委員会は学内3学部から教授各1名が委員として、事務局からジェネラルマネージャー1名、他に外部委員として、一般の代表1名、法律を専門とした学識経験者1名から構成されている。平成20年5月19日施行の「兵庫医療大学倫理審査委員会規程」²⁴⁾に基づき、学内から申請される研究に対する研究倫理の審査を行っている。また、学内教員に対する倫理審査に関わる啓蒙活動も実施している²⁵⁾。

なお、ヒトゲノム遺伝子解析研究に関しては、別途に「兵庫医療大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会規程」²⁶⁾に基づき、研究倫理の審査を行っている。

②動物を用いた研究に関する倫理

本学における動物実験に関する事項を審議し、科学性はもとより、動物福祉、環境保全、ならびに実験者の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的に、「兵庫医療大学動物実験委員会規程」²⁷⁾（平成20年7月15日）および「兵庫医療大学動物実験規程」²⁸⁾（平成20年7月15日）を制定し、それに基づく「兵庫医療大学動物実験委員会（平成20年7月15日）」を設置している。委員は、各学部および共通教育センターの教員よりそれぞれ3名以内、学識経験を有する教員1名、実験動物管理者、兵庫医療大学動物実験センター長および事務職員で構成している。本委員会は、国及び兵庫県の定める各種の基準に適合した動物実験が行われるよう、適切に審査し、その結果をホームページ上に公表している²⁹⁾。

③遺伝子組換え実験に関する研究倫理

本学では遺伝子組換え実験に関する研究倫理の遵守と安全の確保を目的として、平成19年10月に「兵庫医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程」³⁰⁾を制定し、これを施行している。本規程に基づき、平成19年11月に「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、本学における遺伝子組換え実験に関する研究倫理の遵守と法令に定める安全性の確保や遺伝子組換え生物等の拡散防止に努めている。

2) 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部・医療科学研究科

大学の定めた上記の各規程に従っている。

3) 看護学研究科

看護学研究科では、大学の規程に準拠する他、看護倫理・看護研究の科目を設け研究倫理を教授している。また、学生が修士論文・課題研究報告書を作成する段階で、研究計画書作成後に研究倫理申請書を作成し、兵庫医療大学倫理審査委員会の審査を経ることを義務付けている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

①施設整備など：キャンパス有効利用委員会のもとに、大学設置基準を満たした十分な校地・校舎および講義室・実習室・運動場・薬草園等を含む施設・設備が整備されている。

「関連分野とのボーダレスな教育環境の下に、医療人育成教育を図る」という本学の目標に照らし、教育研究施設の配備においても、学部間のボーダレスな視点から行うという方針は十分に機能している。講義室以外での学生と教員との交流、学生の自主学習のためのオープンスペースが十分に機能している。

②図書館：蔵書は、本学の教育・研究に即した図書をほぼ網羅的に選択・収集を行っており、年間受入冊数では他の医療系大学と同等で教育研究に機能している。電子ジャーナル、データベースの導入、各種学術情報提供システムの整備により、図書館サービスも向上している。

教育研究成果・外部資金獲得状況など：教員の教育研究活動について、学部別、年度別の著書・論文数、学会発表数、外部資金導入実績、受賞数、共同研究数、委託研究数を根拠資料 31 に示した。個々の実績については、学部別の記述に示すが、大学全体の視点からみても、活発な教育研究活動が行われている。研究資金獲得状況についても、積極的な競争的資金申請を行っており、その結果科学研究費補助金については、152 件 212,001,882 円（平成 19 年度～22 年度確定分まで）、および厚生労働科学研究費補助金 3 件 22,000,000 円の助成を受けている。これは新設校としては良好な結果である。

2) 薬学部

薬学部全体では、平成 18 年度～22 年度の期間中、著書・論文数は合計 687 件、学会発表数は 635 件、外部資金導入数は 151 件で総額は 264,827,551 円、研究に関する表彰数は 8 件、共同研究数は 5 件ならびに委託研究数は 18 件であった。うち、先端医薬研究センターでの共同研究数は 4 件ならびに委託研究数は 3 件であった³¹⁾。

3) 看護学部

看護学部では、平成 18 年度～22 年度の期間中、著書・論文数は合計 208 件、学会発表数は 315 件、外部資金導入数は 63 件で総額は 104,621,000 円、研究に関する表彰数は 3 件であった³¹⁾。

4) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部 2 学科では、平成 18 年度～22 年度の期間中、著書・論文数は合計 404 件、学会発表数は 400 件、外部資金導入数は 19 件で総額は 19,275,000 円、研究に関する表彰数は 3 件、委託研究数は 4 件であった³¹⁾。

①理学療法学科

平成 18 年度～22 年度の期間中、著書・論文数は合計 330 件、学会発表数は 334 件、外部資金導入数は 13 件で総額は 14,075,000 円ならびに研究に関する表彰数は 3 件、委託研究数は 4 件であった³¹⁾。

②作業療法学科

作業療法学科では、平成 18 年度～22 年度の期間中、著書・論文数は合計 74 件、学会発表数は 66 件ならびに外部資金導入数は 6 件で総額は 5,200,000 円であった³¹⁾。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

- 教員のための研究時間がより長く確保できるように、教員の研究業務や内容、および教育業務や内容などを検討し、教員間の不公平がないように研究および教育の業務内容の再配分を検討することが必要である。電子ジャーナルならびに文献検索のためのデータベースが充分であるか検証が必要である。また、図書室内の各スペースの配置が、十分に機能しているかの見直しが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

- 学部間のボーダレスな環境をもとに配置した施設について、本来の目的がより達成されるようその効率的使用などを関連委員会で引き続き所掌する。
- 教員の研究活動の活性化による研究成果の発表、外部資金受入れなどについては、研究推進委員会の主導による戦略的対応でより活性化を図る。

2) 学部・研究科

大学の全体方針に合わせ、学部・研究科のこれまでの実績を背景にさらに研究成果をあげていく。

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

- 学部・研究科の教員の研究時間の確保のための対策を、大学全体、学部・研究科の両方向から立てる。
- 図書館の有効利用については、引き続き図書館委員会により検討する。

4. 根拠資料

- 1) 兵庫医療大学設置申請書、53-56 ページ【2-9】(再掲)
- 2) 兵庫医療大学大学院設置申請書、25-26 ページ【1-12】(再掲)
- 3) 兵庫医療大学平成 21 年度事業計画進捗結果報告【7-3】
- 4) キャンパス有効利用委員会規程【7-4】
- 5) 兵庫医療大学平成 22 年度事業計画進捗状況(年度末)【7-5】
- 6) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則【7-6】
- 7) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」の校地、校舎概要(構成施設、面積等)【7-7】

<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information.html>

- 8) 共同機器室設置の設備・機器リスト【7-8】
 - 9) 兵庫医療大学共同機器室規程【7-9】
 - 10) 兵庫医療大学共同機器室運営委員会規程【7-10】
 - 11) 兵庫医療大学 RI 実験センター規程【7-11】
 - 12) 兵庫医療大学 RI 実験センター運営委員会規程【7-12】
 - 13) 兵庫医療大学放射線障害予防規程【7-13】
 - 14) 兵庫医療大学放射線障害予防委員会規程【7-14】
 - 15) 別表：単行書・製本雑誌・視聴覚資料の受入状況【7-15】
 - 16) 平成 22 年度学術情報基盤実態調査 雑誌受入数・電子ジャーナル 3 ページ【7-16】
 - 17) 図書館管理システム 京セラ丸善 ODIN/蔵書統計【7-17】
 - 18) 図書館管理システム蔵書検索 京セラ丸善 ODIN/OPAC データベース【7-18】
 - 19) 平成 19～22 年度学術情報基盤実態調査 雑誌受入数 3 ページ【7-19】
 - 20) 平成 22 年度学術情報基盤実態調査 用途別面積、閲覧座席数 2 ページ【7-20】
 - 21) 平成 22 年度学術情報基盤実態調査 図書館・室の職員数 1 ページ【7-21】
 - 22) ポーアイ連携 4 大学図書館相互利用案内(PDF)【7-22】
 - 23) 兵庫医療大学研究推進委員会規程【7-23】
 - 24) 兵庫医療大学倫理審査委員会規程【7-24】
 - 25) 平成 20 年度倫理審査委員会の全学研修会資料【7-25】
 - 26) 兵庫医療大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会規程【7-26】
 - 27) 兵庫医療大学動物実験委員会規程【7-27】
 - 28) 兵庫医療大学動物実験規程【7-28】
 - 29) 兵庫医療大学ホームページ「平成 20、21 年度動物実験に関する自己点検・評価報告書」【7-29】
- http://www.huhs.ac.jp/images/images_html/yakugakubu/shisetu/research/animal-20_21.pdf
- 30) 兵庫医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程【7-30】
 - 31) 別表：過去 5 年間における業績(著書・論文)数、外部資金導入数および研究に関する受賞数、共同研究数、委託研究数【7-31】

第8章 社会連携・社会貢献

本章「社会貢献・社会連携」の各項目は、大学全体としての取り組みについて述べ、学部などに関する特記事項は、その中に包括した形で記述する。

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

〈産・学・官等との連携の方針の明示〉

本学は、「地域に密着した医療を担える人材を世に送り出すこと」を大学の使命・目的の一つと定めている(学則第1条2項)¹⁾。そのための社会連携・協力に関する2つの方針を、大学設置申請において定めている²⁾。

①産官学連携：神戸市が推進する医療産業都市構想では、先端医療センター、神戸医療機器開発センター等の中核研究施設の整備、研究開発型ベンチャー企業等の進出促進を図っており、これらとの関わりを通じた産官学連携による研究事業の推進は、本学の研究活動の主体をなす(本学設置申請書より抜粋)²⁾。

また、産官学連携を推進する視点から、受け皿としての「先端医薬研究センター」を設けるほか、「兵庫医療大学寄付講座規程」³⁾を制定するなど、学外組織と連携した教育研究活動に取り組んでいる。

〈地域社会・国際社会への協力的方針の明示〉

②地域との融合：本学の教育研究分野はすべてが生活と密接に関わる分野であることから、地域との連携を重視し、大学キャンパス内に設置予定の「地域連携実践センター(仮称)」を中心に、地域住民が参加しやすい企画を推進していくこと(本学設置申請書より抜粋)²⁾と定めている。

【地域連携実践センター】

開学当初より、本学の地域連携活動を所掌する「兵庫医療大学地域連携推進委員会」⁴⁾を置き、その活動主体として「地域連携実践センター」を設置している⁵⁾。本委員会は、各学部、共通教育センターからそれぞれ1名ずつ選出された教員(計4名)と事務職員1名で構成し、地域連携実践センターの運営及び本学の地域連携に関する企画立案を行っている。本委員会を中心に各学部学科の教員による市民健康講座の開催、及び個別の健康相談事業等を実施している。

③国際社会への協力的方針の明示

本学は教育目標のひとつとして「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」を掲げており、幅広い分野で活躍できる国際感覚を身に付けた人材の育成も重視している(第1章の理念・目的参照)。しかしながら、開学後の年数が浅いこともあり、一部の学部の国際交流活動がみられるほか、大学としての基本的な施策は実行していない。

平成22年4月に上記の教育目標の達成に向け、国際交流委員会⁶⁾を立ち上げ、全学的な視点からの国際交流の推進を図っている。

平成23年2月からは本学の英文ホームページ⁷⁾を開設し本学の教育方針と教育目標を世界に向けて発信している。

（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

〈教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動〉

本学教員は、それぞれの専門領域における学会活動、学術集会での発表、専門雑誌への論文発表、専門書や教科書などの著述など、活発な学術活動を展開している。それら教育研究成果の一部は、本学ホームページ上の「情報の公表」⁸⁾として社会へ公開するほか、冊子体「兵庫医療大学年報」⁹⁾の配布により公表している。また、教員が、それぞれの資格や専門領域を活かして、所属する学会や協会における教育研修講演、自治体や医療関係団体が主催する公開講座や研究会などにおける講演、医療行政に関する会議への参加、地域での医療支援活動などを幅広く行っている¹⁰⁾。

高校大学間（以下、「高大」）連携活動として、高校生を対象とする医療専門職の職業内容や専門分野などに関する講義を、高校への出張模擬講義や体験実習で実施している。模擬講義や体験実習の内容については、各学部が作成したテーマやプログラムをホームページ上で公表し、申し込みを受け付けている¹¹⁾。

以上のような活動を通じて、教育研究成果の情報を社会に向けて発信して還元を行うと同時に、大学相互の連携・交流の発展、自治体や産業界との協力による地域振興、将来の医療専門職者の担い手に対する進路支援および人材発掘などさまざまな形で、本学における教育研究の成果を社会に還元している。

〈学外組織との連携協力による教育研究の推進〉

開学初年度（平成 19 年度）に医薬・医療に関する最先端の研究開発を行い、その成果を疾病の治療及び予防に反映させることを目的として、医学及び薬学等の関連分野の研究推進を図るために、「兵庫医療大学医薬共同先端医療研究センター」（平成 21 年に先端医薬研究センターと改称）を設置した。本学薬学部と兵庫医科大学との間で 2 つの研究プロジェクト「大学発の抗認知症治療剤の創薬（新しい認知症治療薬の開発）」および「新世代ウイルスベクターの開発ならびにベクター大量生産基盤技術の開発（新しい細胞・遺伝子治療薬の開発）」を開始し、現在も継続している¹²⁾。

学外の研究機関などとの共同研究・受託研究の件数は、平成 19 年度 2 件から平成 22 年度 6 件と毎年増加している。

〈地域交流・国際交流事業への積極的参加〉

＜地域交流事業＞

①神戸ポートアイランド 4 大学連携事業

平成 20 年 1 月に神戸市ポートアイランドキャンパス地区内にある本学と神戸学院大学、神戸夙川学院大学、神戸女子大学（神戸女子短期大学を含む）の 4 大学は、大学間の教育・学術に関する連携協力並びに地域交流に貢献するために「神戸ポートアイランド・キャンパス 4 大学連携協定」を締結した。また、平成 20 年 10 月に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」として採択され、「神戸ポートアイランド 4 大学連携事業 - 安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として-」への活動を継続している¹³⁾。本事業では、統括組織である「ポアイ 4 大学連携推進センター」を設置し、その下で、主として神戸学院大学が防災推進プロジェクトを、本学は健康推進プロジェクトを担当している^{5) 13)}。

本学が行う健康推進プロジェクトにおいては、「ポアアイ健康・生活支援ステーション」を設置し、本学教員によって立案された企画書に基づき、神戸ポートアイランドに在住する方々のニーズに応じる形で市民密着型事業として健康推進活動を展開している⁵⁾。

このような活動は、ホームページで公開するだけでなく、毎日新聞朝刊において「ポアアイ4大学キャンパス通信」として公表されている（表8－1）。

表8－1 毎日新聞朝刊 ポアアイ4大学キャンパス通信

担当学部	日付	テーマ
看護学部	平成22年9月4日	母性看護学
	9月21日	認知症のケア
	10月5日	退院支援と退院調整
	10月19日	インターフェロン療法
	10月26日	がん看護学
薬学部	平成23年3月29日	独自の薬学研究
	4月5日	海から”くすり”を探す
	4月12日	見えない分子を見る！
	4月19日	薬を創る
	4月26日	ゲノム薬理学
リハビリ テーショ ン学部	平成23年9月13日	明日のリハビリテーション
	9月27日	地域リハビリテーション
	10月4日	精神科領域の作業療法
	10月18日	高次脳機能障害
	10月25日	運動器リハビリテーション

②地域連携実践センター

開学当初に開設した地域連携実践センターにおいて、兵庫医療大学地域連携推進委員会を中心に、各学部教員がそれぞれの専門分野に則して、地域住民の方々が参加しやすい公開講座や健康相談事業などを実施している。地域連携実践センターは、前述のポアアイ4大学連携推進センターと連動する実践活動とセンター独自の活動を行っている。

地域連携実践センターでは、「公開講座・健康相談」、「地域交流プロジェクト」、「講演会・ワークショップ」の3つのカテゴリで企画を実施している^{14) 15)}。

「公開講座」は、そのテーマに沿った参加者の健康相談を併せて行うもので、平成19年度より、4～5回/年の頻度で実施している。参加者も初年度の89名から平成22年度には318名と年々増加し、参加者の認知度が高まっている¹⁴⁾。「講演会・ワークショップ」は、平成21年度より、4～5回/年の開催頻度でおこなっている¹⁵⁾。

「地域交流プロジェクト」は、本学教員の専門領域に即したテーマについて、受講者を募集し、双方向での講義を実施するもので、平成20年度より実施している(表8－2)。

地域連携実践センターでは、公開講座や地域連携プロジェクトなどのイベント開催時以外にも地域住民に開放し、本学教員の教育研究活動成果のポスター、漢方薬処方や生薬標

本も展示して、医療に関するさまざまな情報を公開している。これまでに医療関係から子供の絵本に至る 164 冊の書籍を購入し、地域住民の方々が閲覧できるように図書を開架している。ホームページ上に蔵書リストを公開し¹⁶⁾、蔵書の貸出しやコピーサービスも行っている。この他、健康や医療などに関する情報検索ができるようにインターネットに接続した 2 台のパソコンや子供が自由に遊べるように玩具を備えた部屋なども設置している。

さらに本学は、地域社会との文化・学術交流等を目的とした教育研究システムとして、また、特色ある教育と研究に関する資源を社会に還元することを目的とする事業として、地域の活性化を目指す大学地域コンソーシアムへの加盟や医療に携わる進路選択に資するための高大連携（第 5 章学生の受け入れ参照）などにも積極的に取り組んでいる。

表 8-2 地域交流プロジェクト

回	実施期間	テーマ	担当部署
1	平成 20 年 6 月 27 日～平成 21 年 2 月 13 日	ボーアイ 65 歳大学 2008 ー介護予防・いきがいづくりを応援するー	リハビリテーション学部
2	平成 20 年 6 月 28 日～平成 21 年 1 月 17 日	高齢者を介護する人のための支援ーそのときあなたが困ったらー	看護学部
3	平成 21 年 4 月 10 日～平成 21 年 9 月 18 日	ボーアイ 65 歳大学 2009 ー介護予防・いきがいづくりを応援するー	リハビリテーション学部
4	平成 21 年 6 月 13 日～平成 21 年 12 月 19 日	健康・生活・安心サポートー健康生活を守るための介護予防・介護する人の支援ー	看護学部 共通教育センター
5	平成 21 年 8 月 21 日～平成 22 年 2 月 26 日	自由花倶楽部ーシニアライフのストレス緩和と能機能活性のためにー	リハビリテーション学部
6	平成 22 年 1 月 20 日～平成 22 年 1 月 28 日	知っておきたいがんの基礎知識 ーがんどう付き合うかー	薬学部
7	平成 22 年 5 月 6 日～平成 22 年 6 月 30 日	「禁煙キャンパス地区」を目指した禁煙支援活動	薬学部
8	平成 22 年 5 月 28 日～平成 23 年 2 月 25 日	花倶楽部ーシニアライフの魅力を見つけた い方、さらに健康になりたい方にー	リハビリテーション学部
9	平成 22 年 9 月 10 日～平成 22 年 11 月 19 日	からだのアンチエイジング ー健康みなおしプロジェクトー	リハビリテーション学部
10	平成 22 年 10 月 16 日～平成 23 年 3 月 12 日	健康・生活・安心サポートー健康生活を守るための介護予防・介護する人の支援ー	看護学部
11	平成 22 年 10 月 24 日～平成 23 年 2 月 27 日	ボーアイ 65 歳大学 2010 ー介護予防・いきがいづくりを応援するー	リハビリテーション学部
12	平成 23 年 1 月 23 日	がんサポートプログラム「語り合い・学び あい・支えあい」ーがんとともに生きるー	看護学部

<国際交流事業>

国際交流活動は兵庫医療大学国際交流委員会を中心に展開している。平成 22 年度には、本学が加入している「ひょうご大学連携推進協議会」の主催する 2010 年夏海外派遣プログラム（平成 22 年度医療系フィールドワーク計画）に薬学部の 2 名の学生が参加した。米国ハーバード大学などを中心に、ボストンの医療施設にて薬学研修を行うプログラムであり、学生における国際交流が行われた¹⁷⁾。

薬学部では、平成 23 年 6 月に、フィンランドのトゥルク大学と学術交流に関する国際協定を締結した。

看護学部では平成 20 年度から日欧学院（デンマーク語名：Nordfyns Folkehøjskole、英語名：Danish Japanese Culture College）を受け入れ先とするデンマークでの医療・福祉・教育の 10 日間研修（兵庫医療大学欧州研修）を実施してきた（各年参加学生数 4～17 名/年）。看護学部教員の随行により、主に、看護学部学生が参加していたが、平成 23 年度には看護学部学生にリハビリテーション学部学生が加わり、学部横断的な国際交流活動に発展している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<教育研究についての貢献>

● 教員の教育研究に関する成果は、それぞれの教員が所属する専門学会や専門雑誌に発表しており、十分に高いものと判断できる。これら教員の教育研究成果は、その大部分を各種媒体により公表するほか、各種講演会、プロジェクトを通して積極的に社会へ還元していることは極めて高く評価できる。

また、他大学・機関との連携・協力という視点からも、4 大学連携事業、地域連携実践センター、先端医薬研究センターなどで大きな成果を挙げている。

<地域貢献>

● 地域連携実践センターおよびポアアイ健康・生活支援ステーションによって地域住民の健康の推進・維持のための公開講座や地域交流プロジェクトなどを計画的に開催し、参加者数は毎年増加している。また、地域の薬剤師、医師会、看護師協会、理学療法士協会、作業療法士協会などの団体や自治体との連携を図り、医療専門職者の生涯教育や地域住民の医療の発展に努めている。

● 高大連携は開学以来、教育交流協定を結ぶ高校が増加しており、高校に応じたテーマの出張講義も充実してきており、高校生が大学教育への関心を深め、進路選択することに役立っている。

このように、本学は医療大学として総合的に、地域貢献を十分に果たしていると判断する。

<国際交流>

● 国際交流委員会を中核とする本学の国際交流活動がスタートした段階であり、トゥルク大学（フィンランド）との学術交流に関する国際協定締結や看護学部の欧州研修（デンマーク）などは、具体の成果と評価できる。

②改善すべき事項

＜地域交流＞

- 講演会や公開講座の参加者は増えているものの、その効果についての検証をより進めていく。また、図書を含めた施設の利用について可能性を探る。

＜国際交流＞

- 海外の大学や医療機関との連携をより推進する方策を立てる。
- 教職員や学生の海外研修を行う体制が未整備である。
- 留学生の受け入れ態勢は未整備である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 教員の研究や教育に関する成果は、それぞれの教員が所属する専門学会や専門雑誌に発表し、その記録は本学ホームページや冊子体により、社会に公表している。今後もより効果のある社会への情報発信を進める。
- 地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し、これら教員の教育成果をもとに地域社会との交流を活発に行う体制は十分に機能しており、より発展を目指す。
- 国際交流委員会を中心に、本学学生や教員の海外研修・留学を推進できるようなシステムを構築する。それにより、教員のキャリアアップも図ることを目指す。

②改善すべき事項

- 平成 23 年度に開設した看護学研究科と医療科学研究科の教育研究成果が得られるに伴い、社会貢献活動においても、大学院研究科としての視点からの貢献をどのように展開するかを考える。
- 学生や教職員の海外研修・留学に関するニーズを把握するため、全学アンケートなどを実施し、海外研修・留学を行う体制づくりを整備する。
- 海外の大学と協定を結び、国際交流を通じて研究・教育を活性化していく必要がある。

4. 根拠資料

- 1) 兵庫医療大学学則第 1 条（使命、目的及び目標）【1-①】（再掲）
- 2) 兵庫医療大学設置申請書 15-17 ページ【2-9】（再掲）
- 3) 兵庫医療大学寄付講座規程【8-3】
- 4) 兵庫医療大学地域連携推進委員会規程【8-4】
- 5) 兵庫医療大学ホームページ「地域連携実践センター」【8-5】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/region.html>
- 6) 兵庫医療大学国際交流委員会規程【8-6】
- 7) 兵庫医療大学ホームページ「English」【8-7】
<http://www.huhs.ac.jp/english/>
- 8) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」の公開一覧【1-15】（再掲）
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information.html>
- 9) 兵庫医療大学年報（平成 19 年度）【1-16】-1（再掲）
兵庫医療大学年報（平成 20・21 年度）【1-16】-2（再掲）
- 10) 社会における活動一覧表【8-10】

- 11) 兵庫医療大学ホームページ「高大連携」【8-11)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/collaboration.html>
- 12) 兵庫医療大学ホームページ「先端医薬研究センター」【8-12)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/institution-info/research-institution/2008-11-07-10-37-28.html>
- 13) 文部科学省 平成 20 年度「戦略的大学連携支援事業」【8-13)】
ポーアイ 4 大学による連携事業ホームページ
<http://www.kobegakuin.ac.jp/~kp4uc/>
- 14) 兵庫医療大学ホームページ「公開講座・個別健康相談」【8-14)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/extension-lecture/list-lecture.html>
- 15) 兵庫医療大学ホームページ「講演会・ワークショップ」【8-15)】
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/extension-lecture/list-special-lecture.html>
- 16) 兵庫医療大学ホームページ「地域連携実践センター蔵書リスト」【8-16)】
http://www.huhs.ac.jp/images/pdf/kouza/book_2011.pdf
- 17) ひょうご大学連携推進協議会「2010 年度夏 海外派遣プログラム」パンフレット
【8-17)】

第9章 管理運営・財務

本章「管理運営・財務」の各項目は、法人及び大学全体としての取組みについて述べ、学部などに関する特記事項は、その中に包括した形で記述する。

「管理運営」

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1) 中長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学では、設置計画の履行を基準として開学年の平成 19 年度から平成 24 年度を期間とする中期事業計画¹⁾を定め、大学の管理運営に関する基本的指針として推進してきた。本事業計画では、実行主体となる部門及び委員会等の役割分担を明確にし、その進捗状況を管理する担当事務部署を設定して実行してきている。また、各事業項目について年度ごとに達成度を実行部署が自己評価し、大学協議会で中期事業計画進捗状況調査票²⁾に取り纏め、常務会での達成度評価ヒアリングを受け、その評価結果が理事会に報告されている。これらの評価が実行部署にフィードバックされ、次年度の事業推進に反映している。

また、中期事業計画を踏まえ、年次進行に応じた重点事業について年度別事業計画³⁾を定めて、年度ごとの予算編成に反映し、大学管理運営の中核として計画事業を実行してきている。

2) 意思決定プロセスの明確化

本学は、同一キャンパスに3学部及び大学院2研究科を擁し、連携・協働・共有をコンセプトとするボーダレスな教育研究環境の創出をめざしている。このため各学部・研究科の独自性と全学的融合性が両立する管理運営を実践してきた。意思決定関連図⁴⁾に示す通り、最高議決機関として大学協議会⁵⁾を置き、全学的な意思決定と調整機能を有している。また、各学部教授会と研究科委員会は、それぞれの教学に関する事項について意思決定し執行している。

なお、各学部・研究科の横断的事項については、学内各種委員会⁶⁾等において意見を調整・検討した上で、大学協議会に付議し意思決定の後、全学的に執行している。

3) 大学と法人組織の権限と責任の明確化

本学の管理運営上の重要事項である①組織の設置・改廃、②学則及び諸規程等の制定と改廃、③役職人事及び教員人事、④財務計画（予算・決算等）、⑤事業計画、⑥施設・設備計画等に関する意思決定は、本学の大学協議会の議を経て、本法人の理事会⁷⁾（隔月定例開催）が行っている。また、付議事項によっては常勤理事による常務会⁸⁾（月2回定例開催）で意思決定がなされている。理事会には、本学の学長（寄付行為⁹⁾第6条第1項第1号）及び副学長（寄付行為第24条第1項第3号、第6条第1項第2号）が理事として参画している。常務会には学長（常務会規程第3条第1項）が構成理事として参画している。また、評議員会においては本学の学長（寄付行為第24条第1項第2号）、副学長及び各学部長（寄付行為第24条第1項第3号）が評議員として参画している。し

たがって、本法人と本学の管理運営については、十分な意思疎通と連携の上に成り立ち、機能している。

また、同一法人内に兵庫医科大学と兵庫医療大学を有する利点を活かし、教育・研究における連携を図り、総合医療大学としての使命を果たすため、学校法人兵庫医科大学連携協議会¹⁰⁾を設置している。本連携協議会では、両大学の教育・研究の連携のための基本方針、組織の有り方、その他重要事項について協議し、両大学間の課題解決にあたっている。

なおかつ両大学の教学の連携を促進するために医療人育成センター¹¹⁾を設置し、両大学間の教育上の調整を行っている。

4) 教授会等の権限と責任の明確化

本学の学則¹²⁾ 第11条3項には、次のとおり教授会審議事項が定められ、各学部がそれぞれ独自の教学に関する権限と責任をもって運営している。

第11条③ 学部教授会は、次の事項を審議する。

- 1 学部教員の人事に関する事項
- 2 入学、休学、復学、退学、除籍等、学部学生の身分に関する事項
- 3 学部学生の進級及び卒業に関する事項
- 4 学部学生の教育に関する事項
- 5 学部教員の研究に関する事項
- 6 学部学生の厚生補導に関する事項
- 7 大学協議会において教授会で審議されることとされた事項
- 8 その他学部の運営に関する重要事項

また、基礎分野（教養教育）及び専門基礎分野を担当する共通教育センター教授会¹³⁾は、その授業科目による教育と学部横断の教育について権限と責任を以って運営している。

本学大学院においては、大学院学則¹⁴⁾第9条に各研究科に研究科委員会を置くことを定め、その4項にその審議事項を定め、各研究科がそれぞれ独自の教学に関する権限と責任を以って運営している。

第9条④ 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 1 大学院学則その他諸規程の制定、改廃に関する事
- 2 学生の教育に関する事
- 3 研究に関する事
- 4 学生の入学、休学、退学等身分に関する事
- 5 学位論文に関する事
- 6 大学院担当教員の人事に関する事
- 7 その他研究科の運営に関する重要な事項

なお、学部における全学に係る又は全学で調整すべき教学に関することは、教育委員会¹⁵⁾、学生委員会¹⁶⁾等で協議され、大学院における全学に係る又は全学で調整すべき教学に関

することは、大学院運営委員会¹⁷⁾で協議され、それぞれ大学協議会の議を経て執行している。

大学全般の重要事項を協議する大学協議会は、学則第10条3項に定められた事項を協議し、本学の最高議決機関の機能を以って意思決定し、各学部教授会¹⁸⁾等を通して執行している。

第10条③ 大学協議会は次の事項を協議する。

- 1 学則その他学内重要規則の制定及び改廃に関する事項
- 2 教員人事の基準に関する事項
- 3 予算の方針に関する事項
- 4 学内重要施設、組織の設置及び廃止に関する事項
- 5 全学的教育研究計画に関する重要な事項
- 6 教員の学外研修に関する事項
- 7 学生の生活及び身分に関する重要な事項
- 8 全学的行事に関する事項
- 9 その他大学の運営に関する事項

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本学は、学校法人兵庫医科大学の2番目の大学として設置されている。開学に当たっては、大学運営に係る関連法案等を遵守し、本法人の寄付行為の変更を始め、学校法人として制定すべき既諸規程を本学にも適合する規程に改正するとともに、新大学として単独で制定すべき学則、大学協議会規程、教授会規程、就業規則、給与規程等の基本的規程を制定し、大学の運営をスタートしている。その後、学年次進行による管理運営の必要に応じ、学内諸規程を学校法人兵庫医科大学規程集¹⁹⁾のとおり整備してきた。本学の管理運営は、これら諸規程を遵守し、適切に遂行している。

2) 学長、学部長・研究科長及び理事(学務担当)等の権限と責任の明確化

学長は大学協議会規程第4条により、大学全般の重要事項を協議する大学協議会の議長となること。また、学部教授会規程第3条により、各学部教授会の議長となることが規定され、学長は本学を代表する最高責任者である。副学長²⁰⁾は学長の特命事項を担当し、学長を補佐する。薬学部長・看護学部長・リハビリテーション学部長は、学則第10条及び学部教授会規程第2条により学部教授会の主要構成員であり、並びに学則第9条第2項及び大学協議会規程第2条により、大学協議会の構成員となっている。一方、大学院看護学研究科長と医療科学研究科長は大学院学則第8条により各研究科の学事を統括することと定めている。

また、本法人理事会には学務担当理事を置かず学長が理事としてその任に当たっている。加えて副学長も理事として参画し、法人運営と教学運営の整合性を図っている。

本法人の理事長、理事、監事及び評議員の選任については、寄付行為の定めによって施行されている。

3) 学長選出及び学部長・研究科長等の選出方法の適切性

本学の学長・副学長並びに各学部長の任免に当たっては、「学長選考規程」²¹⁾「副学長に関する規程」²⁰⁾「学部長選考規程」²²⁾及び「学長選考委員会規程」²³⁾に基づき執り行うこととなっている。完成年次を迎えた看護学部長及びリハビリテーション学部長については、任期満了による改選を平成 22 年度に行い、平成 23 年 4 月 1 日付で新学部長が就任している。薬学部の完成年次が平成 24 年度であり、大学が完成年次を迎えるまでは「学長及び学部長の任期並びに主要役職者の選考に関する暫定規程」²⁴⁾により、学長及び薬学部長は平成 24 年度にその任期満了を迎えることとなっている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

1) 事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織は、開学時よりボーダレスな教育環境に適合するため、3 学部横断の事務機能を持つ神戸キャンパスオフィスを設置した。神戸キャンパスオフィスは、多種多様な状況の変化に柔軟に対応するために、従来の縦割り組織（部課係制）を廃し、学部事務制を採らずに中央事務組織として、類似性のある業務を包括的に捉え、課題毎に問題解決できるグループ制の組織形態を取り入れて現在に至っている。

なお、教学に関わる教務部、学生部、図書館、保健管理センター、入試センター、情報センター、キャリアデザインセンターなどには教員の部長・センター長を配置し、事務組織には業務を統括するゼネラルマネージャーを配置し、教学組織との調整や施策立案において連携をとりながら、合理的・機動的に運営できる仕組みとしている。同時に事務組織は、合議による決定や調整を行うために大学協議会、教授会、委員会等の事務局の役割を務めている。

また、学部完成年次に向けた学年進行に伴う業務分掌の拡大と業務量が増大する中で、経年的に組織再編成を繰り返し、平成 22 年度には神戸キャンパスオフィス組織再編成図（第 3 期）²⁵⁾のとおり、6 グループの事務組織となっている。

人員配置については、各業務グループ間での協働を前提に、専任職員の配置は管理職・監督職を含めて最小限に留め、業務の繁閑に応じて派遣職員や嘱託職員等によるスタッフを加える体制とした。補完的に計画された派遣職員の業務は、繁忙の中で専任職員と同等の責任ある業務を分担する状況にある。これらの状況を踏まえ、人員配置及び業務分掌の改善を推進しているところである。

2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

神戸キャンパスオフィスは、開学からの学年進行に伴う業務分掌の拡大と業務量の増大に対応するために、神戸キャンパスオフィス組織再編成図²⁵⁾のとおり事務機能の改善を進め、業務内容が多様化する状況に適応する事務組織に改組してきた。

開学時の平成 19 年度は、管理・運営グループ、教育・学生支援グループ、入試・就職グループ、図書館・情報グループの 4 事務機能でスタートした。

平成 20 年度には 2 学年次を迎え、キャリアデザイン教育を開始するため、入試・就職グループを分離し、キャリア支援は学内外オープンで活動的な業務であることから学生支援業務の一環とした。一方、入試企画・入試実施業務は厳正な機密性と確実性が不可欠な業務であることから入試グループを単独グループとした。

また、図書館・情報グループの図書館業務と情報システム管理業務とでは、スタッフに求められるキャリアが大幅に異なり、専門的、機能的にもグループを分離し図書館業務を単独グループに改編した。

なおかつ、学内外オープンな入試広報（学生募集活動）業務を入試グループから分離し、大学広報と入試広報を連動し、また広報業務と情報業務はコンセプトメーク、メディア構築・運営、情報サービス・発信等の業務マインドが一致することから、これらの機能を一括した広報・情報グループを新設した。

平成21年度は3学年次となり、就職支援業務が本格化する中「キャリアデザインセンター」を設置し、教育・学生支援グループの学生支援スタッフを配置した。本学の3学部は、いずれも国家試験合格を課せられており、低学年からキャリア形成することを教育の特色としている。その拠点として就職支援体制の整備を図った。学生への就職支援は、日常的な学生支援の延長上にあり、生活指導・課外活動・奨学・福利厚生支援等との密接な連携のもとに行うことで、学生各個人の育成・支援が一貫してできる体制を作った。

また、本学の着任予定教員も出揃い、科研費等の学外研究費の獲得や研究の活性化が求められ、研究支援が急務となることから、研究支援グループを新設した。動物実験センター、RI 実験センター、共同機器室等が稼働することになり、管理体制を明確にすることが求められる。なお、将来を見通し大学院運営に関する業務も包含し、研究活動全体を担当できるグループへと組織化し現在に至っている。

3) 職員の採用・昇格に関する規程の整備とその適切な運用

本学の人事は、法人の人事部が事務職員の採用・昇格・異動等を統括し、法人全体を企画調整して執り行われている。人事異動の原則は、毎年度4月1日及び8月1日を発令日とし計画的に進められている。本学の神戸キャンパスオフィスは、年度初め又は下半期初めを目途に、業務分析及び機能分析を行い組織・人員計画を立案し、人事部に要望書を提出して事務職員の採用及び異動による人員配置を実施している。

事務職員の昇格については、毎年度、人事考課及び勤怠状況等を基に昇格試験受験対象者を選定し、「事務局職員昇格試験要項」²⁶⁾のとおり実施している。この試験結果と「役職位に関する規程」²⁷⁾に基づき、役職位職能基準に照らし人事協議会の審査結果の答申を受けて、理事長が発令する仕組みとなっている。なお、管理職位においては理事会の議を経て、理事長が発令する。

嘱託職員の採用は正職員の採用に準じて行われ、実務経験年数に応じて正職員への登用試験を実施して将来への可能性を保持している。

事務職員として多様な経験とキャリアを積み重ね、新たな成長を獲得する人材育成に取り組み、効果的かつ合理的な異動ルールや人事政策を確立し、事務職員のキャリア形成を促進することになっている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本法人は、人事考課制度を平成18年度に導入し、人事考課マニュアル²⁸⁾を制定し、学校法人兵庫医科大学人事考課規程²⁹⁾に基づき全学的に実施している。本学も開学年次

からこの人事考課制度を採用している。年度ごとの神戸キャンパスオフィス業務目標、各グループ業務目標³⁰⁾を策定して、その達成のプロセスの中で、各事務職員の業務目標の達成度による成果考課と行動考課を行っている。この考課結果は各事務職員にフィードバックされ、達成の満足度と次年度への課題意識を涵養し、キャリアの育成及び業務意欲の喚起に資している。なおかつ前述のとおり人事考課結果は昇格試験の判定の重要な基準として用いている。また、全法人の職員を対象に「人事考課結果フィードバック（理事長通知）」³¹⁾のとおり、賞与による褒賞も実施している。

管理職者においては、「事務局管理職任期制度に関する暫定内規」³²⁾に基づき、人事考課結果が任期更新の可否における判定基準ともなっている。

2) SD 活動の実施状況と有効性

平成 20 年度より、マネージャー・リーダー、スタッフ、派遣職員の職階別ミーティング³³⁾を通して SD 活動を始動し、オフィス SD 研修会及び業務課題別プロジェクトによる OJT 研修を実施した。これらの SD 活動の成果として神戸キャンパスオフィス業務目標を制定した。さらに、その業務目標を具現化するためのグループ毎の業務目標を定め、PDCA サイクルを意識した業務遂行を実践している。一方で人事考課制度による上長とスタッフの目標設定面談及び評価面談を活用し、職場コミュニケーションと問題意識の共有化を図った。同時に職場のモラルを高めるために「神戸キャンパスオフィスモットー」³⁴⁾を定め、日常の職場風土づくりを行っている。

また、全学 FD 活動の記載（第 3 章（4））にも見られるとおり、教員と一体となって FD 活動にも積極的に参加し、教職協働の促進を図っている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- 本学は設置計画の高い水準での履行をめざすために中期事業計画を策定し、同時に年次進行に応じた重点事業については年度別事業計画を定めて管理運営上の指針とし、本学の経営を推進してきた。事業計画の進捗については、年度ごとに達成度を実行部署が自己評価し、大学協議会で取り纏め、常務会での達成度評価ヒアリングを経て、その評価結果が理事会に報告されている。これらの評価が実行部署にフィードバックされ、次年度の事業推進に反映する PDCA サイクルによる管理運営が実践できている。
- 本学は、同一キャンパスに 3 学部及び大学院 2 研究科を擁し、連携・協働・共有をコンセプトとするボーダレスな教育研究環境をめざし各学部・研究科の独自性と全学的融合性が両立する管理運営を実践してきた。この結果、医療をトータルに捉える教育研究環境が具現化され、学生の「チーム医療」教育に資している。
- 事務部門においても、ボーダレスな教育環境に適合するため、3 学部横断の事務機能を持つ神戸キャンパスオフィスを設置し、多種多様な状況の変化に柔軟に対応するために、従来の縦割り組織（部課係制）を廃し、学部事務制を採らずに中央事務組織として、類似性のある業務を包括的に捉え、課題毎に問題解決できるグループ制の組織形態を取り入れて、教学支援を遂行してきた。

(2) 改善すべき事項

- 3 学部を融合したボーダレスな教育研究環境の堅持を前提に、大学協議会の全学的管理運営上の意思決定機能を保ちながら、各学部の独自性を担保するために、各学部教授会の権限と責務をより明確にするとともに、学部長が当該学部独自の管理運営事項を統括する体制に改善する必要がある。
- 設置計画履行状況（AC）において指摘された設置計画を超えて実施した施設整備の事前相談・届出の不備を重く受け止め、法人事務と大学事務の設置申請業務及び設置計画履行業務等の連携を強化するために「大学・大学院設置に係る業務チーム」を設け改善にあたっている。
- 本学が平成 24 年度で完成年を迎えるにあたって、総合医療大学としてのメリットを活かすために、法人内の医科大学と医療大学との連携の在り方を検証し、抜本的な見直しによる組織と機能の改革が求められる。
- 本学の事務組織は学部事務制を採らずに中央事務組織として機能してきたが、各学部の完成を迎え、各学部の特殊性に基づく独自業務に対応するために、全学共通業務の機能と学部事務機能を併せ持つ事務体制への改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 前述した中期事業計画の実績を踏まえ、現在、平成 25 年度から平成 29 年度（5 か年）を期間とする次期中期事業計画について、法人経営企画協議会のもと中期計画委員会を設置し策定作業を行うこととしている。学校法人兵庫医科大学が新たなビジョンを掲げる中、兵庫医療大学においても創立期を検証し、次期発展期に向けた将来構想を盛り込む中期事業計画の策定を行う。

(2) 改善すべき事項

- 学校法人兵庫医科大学は創設以来、単科の医科大学として 40 年の歴史を刻み発展してきた。新大学として兵庫医療大学を併設し、新たな経営管理が求められ、管理運営上の様々な施策・機能の変革を成し遂げてきている。しかしながら未だ単科大学時代からの慣習が残り、管理運営上さらに意識改革すべき課題として、①法人本部機能と医科大学機能の意識的分化、②法人本部と医科大学における附属病院群の管理運営体制の明確化、③法人本部機能と医療大学機能の明確化、④医科大学と医療大学の教育研究における連携の有り方等が挙げられる。

4. 根拠資料

- 1) 学校法人兵庫医科大学中期事業計画【9A-1】
- 2) 兵庫医療大学中期事業計画進捗状況調査票【9A-2】
- 3) 平成 19～22 年度兵庫医療大学事業計画【9A-3】
- 4) 兵庫医療大学意思決定関連図【9A-4】
- 5) 兵庫医療大学大学協議会規程【9A-5】
- 6) 平成 22 年度兵庫医療大学各種委員会一覧【9A-6】

- 7) 学校法人兵庫医科大学理事会規則【9A-7)】
- 8) 学校法人兵庫医科大学常務会規程【9A-8)】
- 9) 学校法人兵庫医科大学寄付行為【9-⑧】(再掲)
- 10) 学校法人兵庫医科大学連携協議会規程【1-20)】(再掲)
- 11) 学校法人兵庫医科大学医療人育成センター規程【9A-11)】
- 12) 兵庫医療大学学則【1-①】(再掲)
- 13) 兵庫医療大学共通教育センター教授会規程【3-③】(再掲)
- 14) 兵庫医療大学大学院学則【1-②】(再掲)
- 15) 兵庫医療大学教育委員会規程【9A-15)】
- 16) 兵庫医療大学学生委員会規程【9A-16)】
- 17) 兵庫医療大学大学院運営委員会規程【3-④】(再掲)
- 18) 兵庫医療大学学部教授会規程【3-②】(再掲)
- 19) 学校法人兵庫医科大学規程集
- 20) 兵庫医療大学副学長に関する規程【3-⑧】(再掲)
- 21) 兵庫医療大学学長選考規程【3-⑤】(再掲)
- 22) 兵庫医療大学学部長選考規程【3-⑥】(再掲)
- 23) 兵庫医療大学学長選考委員会規程【9A-23)】
- 24) 兵庫医療大学学長及び学部長の任期並びに主要役職者の選考に関する暫定規程【9A-24)】
- 25) 神戸キャンパスオフィス組織再編図【9A-25)】
- 26) 事務局職員昇格試験要項【9A-26)】
- 27) 役職位に関する規程【9A-27)】
- 28) 人事考課マニュアル【9A-28)】
- 29) 学校法人兵庫医科大学人事考課規程【9A-29)】
- 30) 平成 22 年度神戸キャンパスオフィス業務目標・各グループ業務目標【9A-30)】
- 31) 人事考課結果フィードバック(理事長通知)【9A-31)】
- 32) 事務局管理職任期制度に関する暫定内規【9A-32)】
- 33) 平成 20 年度神戸キャンパスオフィススタッフミーティング開催要領【9A-33)】
- 34) 神戸キャンパスオフィスモットー【9A-34)】

「財務」

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1) 中・長期的な財政計画の立案

平成 18 年度策定の「学校法人兵庫医科大学中期事業計画（2006 年度～2012 年度）」¹⁾において、財務面の骨子となる目標として、①財政基盤の安定強化に向けた数値目標・経費削減目標の設定、②病院の入院単価上昇・平均在院日数短縮等の生産性向上とコストダウンの実施、③私立大学等経常費補助金の特別補助、寄付金、事業収入等の学納金以外の収入増加策の実施、④外部資金獲得戦略の策定の 4 点を掲げた。

財政基盤の安定を図る為には限られた予算の有効な運用が求められる。その指標として「中期事業計画」に基づいた適切な予算編成と管理を行う必要があるが、大学の置かれた現状によって若干の変動を生じることは致し方ないと考える。特に附属病院を擁する学校法人においては医療政策上の国家戦略や現実の医療情勢の影響を即時的かつ直接的に受ける事態が多々生じるが、医科大学・医療大学のビジョン・使命の実現・確立に向けて様々な観点から検証を重ねつつ、財務基盤の安定化に向けて着実に努力して行く必要がある。

医療情勢を取り巻く厳しい状況が続き、「中期事業計画」の実施に当たっては様々な阻害要因が起り得る現状である。しかし、こうした状況下でも学校法人としては財政面において大学の教育研究活動を永続的に支えねばならない。その為には将来構想の実現化に向けて中期事業計画に示した具体的な数値目標を達成する必要があり、その手段として経営に資する財務指標等のデータを理事会等に迅速に提供できるシステムと機動力が不可欠である。また、大規模病院を擁する学校法人においては、単年度の予算編成方針²⁾と中期事業計画を確実に周知し遵守することが予算統制の基本であるが、それに基づく予算管理は可視化されたシステムで対応すべきであり、本学事務組織を挙げてより一層その充実を目指している現状である。

経営に関する執行部の迅速な意思決定を支援する為の組織として平成 19 年度に「経営企画室」³⁾を新設した。当室は理事長直轄の組織として「中期事業計画」を見据えた上で財務面も含めて大所高所の視点から様々な提言、企画・立案等を行っているが、当室と財務担当部署との有機的連携を欠かせない状況にある。

予算の厳格な管理・運営を行うべく、予算編成・執行・管理部署として財務部内に「財務課」⁴⁾を平成 21 年度に新設した。担当部署を従来の総務部から財務部へ変更し、予算から決算までの一連の流れを集約化することで、予算統制を機能させ、経営層に財務的な提言・立案を早期に行える体制を整えた。

<兵庫医療大学の財政状況>

平成 18～22 年度における学校法人全体の消費収支推移表⁵⁾と兵庫医療大学単独の消費収支推移表⁶⁾により説明する。

● 学校法人全体の財政の動き⁵⁾では、平成 18 年度から 3 年連続で帰属収入から消費支出合計を差し引く「基本金組入前収支」(帰属収支差額)がマイナスとなった。そのマイナス金額は、平成 18 年度△3.7 億円、平成 19 年度△9.0 億円、平成 20 年度△2 億円である。平成 18 年度は主に兵庫医療大学開学準備の為に諸経費(特に人件費)増加や学生納付金の後年度負担への切り替え、平成 19～20 年度は同大学が完成年度に至っていない為に大学単体で赤字を余儀なくされていることが大きな要因と見ることが出来る。但し、その後財政基盤改善計画を実施し経費の圧縮を図ったことと、兵庫医療大学の収支が学年進行と共に改善してきた事もあり、平成 21 年度 27.9 億円、平成 22 年度 26.5 億円と黒字に転化した。また、平成 22 年度は消費収支差額も 6 年ぶりのプラスと財政基盤充実への一歩を踏み出した。

法人全体の収支に目を転じると、収入源として大きな割合(70%前後)を占める医療収入は、平成 20 年度下期に院外薬局化を実施したものの順調に増加し、平成 22 年度には 312 億円に達しており平成 18 年度 298 億円の 1.05 倍となった。平成 22 年度に診療報酬改定の追い風はあったものの、厳しく医療費削減の方針が出されている医療行政下、大学の維持・発展の為に普段から医療収入の増加を目指している教職員の努力の賜物といえる。一方、平成 22 年度における医療経費支出は平成 18 年度に比べ 0.88 倍で、医療収入が伸びているにもかかわらず医療経費は大幅に減少しており、経費節減・合理化に向けた努力が伺える。

● 兵庫医療大学単体の収支⁶⁾については、定員確保と安定した受験者数を維持することで学生納付金等が順調に増加している。人件費・教育研究経費等についても、完成年度までの学年進捗に伴う増加額は想定範囲内であり、消費収支差額のマイナスは段階的に減少している。その中で、教育研究経費は平成 22 年度には 14 億円に達しており平成 19 年度 9 億円の 1.6 倍である。管理経費がこの間横ばいの水準であることから見ても、教育研究面への資金投下を増大し、活性化を図っていると見ることができる。経常費補助金の交付が見込まれる平成 23 年度には同大学単体の収支(基本金組入前収支)においてプラスが見込まれ、当初設置申請時の計画に沿った運営がなされている。

● 「中期事業計画」で掲げた財務面での目標を実現する為には、次項で述べる外部資金の積極的な導入は欠かすことの出来ないものであり、教職員挙げてその施策に積極的に取り組むことが求められる。

2) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金等の受け入れ状況

本学は、開学時から「兵庫医療大学中期事業計画」に「研究機能の強化」として、その第 4 項に掲げた「科学研究費補助金等の競争的資金に対する申請促進」⁷⁾策を積極的に実践してきた。学年次進行とともに設置計画に従い、着任する教員が増え、研究活動が活性化するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金を、別表「平成 19 年度～平成 22 年度学外資金内訳表」⁸⁾のとおり獲得することができ、新設大学としては高水準で推移している。

その支援活動として、毎年度「科学研究費補助金公募要領等説明会」「科学研究費補助金執行に関する説明会」⁹⁾を開催し、公募促進と研究費の適正執行をサポートしている。その他の競争的資金についても、研究支援体制を確立しながら教員への情報提供を進め、下記のとおり教員の積極的な外部資金獲得による研究を促進している。

● 科学研究費補助金（厚労科研を含む）の実績

開学初年度の平成 19 年度科学研究費補助金は、14 件が採択され総額 29,160 千円の交付を受けることができた。その以降、学年進行とともに増加傾向で安定し、平成 20 年度には 45 件が採択され総額 68,069 千円、平成 21 年度は 40 件が採択され総額 68,145 千円、平成 22 年度は 56 件が採択され総額 68,628 千円の交付を受けることができた。

● 受託研究費と共同研究費

政府機関及び企業等からの受託研究費・共同研究費は、平成 19 年度は 2 件で 1,400 千円、平成 20 年度は 6 件で 16,367 千円、平成 21 年度は 12 件で 47,677 千円、平成 22 年度は 9 件で 42,483 千円となっている。

● その他研究助成金等の外部資金

その他財団法人及び企業等からの研究助成金・奨学寄付金等は、平成 19 年度は 9 件で 13,797 千円、平成 20 年度は 20 件で 21,435 千円、平成 21 年度は 18 件で 14,840 千円、平成 22 年度は 16 件で 18,110 千円となっている。

以上の学外資金による研究費獲得の総額は、平成 19 年度は 25 件で 44,357 千円、平成 20 年度は 71 件で 105,871 千円、平成 21 年度は 70 件で 130,662 千円、平成 22 年度は 81 件で 129,222 千円、4 年間総計 247 件で 410,112 千円に達している。

また、新大学開学時からの受配者指定寄付金及び特定公益増進法人の寄付金合計額は 990,000 千円に達している。これらの財源は、本学の教育研究に資され、大きな原動力となっている。

3) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

財務比率については、平成 18～22 年度における学校法人全体の「消費収支計算書関係比率」と「貸借対照表関係比率」を基に次のとおり説明する。

● 消費収支計算書関係比率¹⁰⁾について

「兵庫医療大学」の開学（平成 19 年 4 月）に向けて平成 17～18 年度に自己資金による固定資産を取得、多額の資金投下を行った。設置の準備もあり、消費収支計算上、人件費比率の増加が見られる。

消費収支比率（消費支出の消費収入に対する割合）は、設備投資が多く、又、基本金組入れの多い医科大学特有の事象もあり 100%超過が恒常的となっていたが、経費圧縮策等の経営努力により平成 22 年度に 6 年振りに黒字化（100%未満、即ち消費支出よりも消費収入の方が多い）した。引続き、資金蓄積を図る努力が必要である。

● 貸借対照表関係比率¹¹⁾について

①自己資金構成比率は平成 18～22 年度において 70%前後で推移しているが、この比率が高いほど、財政的に安定しているという観点から判断すると良好とは言えない。流動比率は 200%程度が好ましいとされているが、150～160%程度の年度もあり、より高い値を目指すべきである。

②総負債比率については、平成 18 年度の 30%強から平成 21～22 年度は 27%台に低下している。自己資金ではない負債、いわゆる他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率であり絶えず着目する必要があるが、決して満足できる数値とは言えない。

③退職給与引当金預金率は高い方が好ましいが、平成 18 年度以降、7%程度に留まっており早急な積み増しが望まれる。

④貸借対照表関係比率には表示されていないが、学校法人全体の資産構造を考えると、減価償却資産、退職給与引当特定資産（預金）等の要積立額に対する積立額の充足率が悪化しており、この点に関しては今後法人挙げて改善に向け取り組むべき重要課題である。

（２）予算編成および予算執行は適切に行っているか

１）予算編成の適切性と執行ルールの特長

● 年度予算の編成に当っては、理事長から示される予算編成方針に基づき経常的に必要な予算と法人、大学、病院など各部署の中期事業計画に基づく、年度別事業計画¹²⁾に盛り込まれている実施項目の遂行に必要な予算を予算案に反映させている。これらの過程においては関連事務部門が各部署、講座・研究室、委員会等から予算案の提出を受け、それらを財務部が最終的取りまとめと総括を行い、実施予定項目と収入・支出額を付き合わせて、各事務部門と折衝・調整を行った後に最終的な次年度予算案を審議機関である常務会、評議員会、理事会に付議している。これらの会議体において予算案が予算編成方針や事業計画と照らし合わせて妥当かどうか、又、収支の達成が可能かどうかも含め審議・決定し、次年度予算として示達している。

● 配分された予算の執行に当たっては、事業計画を踏まえた上で事務部門が調整役となり執行時期、費用等について関連委員会や関連部署と協議・調整している。発注の際は、本法人の経理規則・経理細則¹³⁾、固定資産及び物品調達規程¹⁴⁾に則り、発注伝票等を調達担当課に提出する。その後、調達担当課では競争見積り等による適正な価格での購入について発注何いの稟議を行い、決裁を得た上で発注業務を履行している。原則として、管理職位にある者を調達責任者とし、又、決裁権限範囲については、課長が20万円未満、部長が300万円未満等それぞれの役職に応じて定めており、3社以上の指名競争入札や一般競争入札制度等の細部に亘る内容を調達関連規程により定めている。その他の経常的な経費の使用に当たっても各講座・研究室、事務局各部共に調達関連規程に則った発注権限等に従い支出している。

以上の如く、本学における予算の編成過程及び執行ルール共に明確であり透明性が高く又、チェック機能も働いており適切であると考ええる。

２）財務監査における監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

平成20年4月に、理事長直轄組織として「内部監査室」¹⁵⁾を設置した。また、平成23年4月より常勤監事を選任した。監事監査、外部監査法人、内部監査室のいわゆる三様監査により監査の有効性が高められるようになった。財務面の監査だけでなく、理事の業務執行を含め、改正私立学校法(平成17年度施行)に従った監査規程¹⁵⁾¹⁶⁾を遵守し行っている。上記三者によるミーティングを年数回開催し、監査報告書¹⁷⁾を纏め、常務会、評議員会、理事会に提出している。社会的責任を果たす為に学校法人が備えるべきガバナンスの仕組みを構築している。

３）予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

「予算」は当該年度あるいは中・長期的に大学が歩むべき方向の財政的裏付けであり、予算決定以後は、その道に従って種々の経営方策が実施される。一方、年度末及び半期に決算を行うが、これはあくまでも「決算」であって予算と対比した計算書類が作成出来た

としてもこれだけでは「予算執行」の検証にはならない。決算後、各予算管理部署もしくは予算取りまとめ部署である財務部から、理事長、学長、財務担当理事等へ予算執行の具体的な効果・成果を必ず報告しなければならない。平成 21 年度に「財務課」が組織化され、本学でも標記の予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みが漸く導入され、四半期実績報告・前年度実績報告が実施されている。システム化が一部未対応のため期中の分析が不十分な面があり、現在計画中のシステム更新等改善方策を早急に実行する必要がある。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- 平成 18 年度より中期事業計画を策定し、それに基づく中期財政計画、年度予算編成方針、年度事業計画による経営管理、予算管理を実施したこと。更に執行部の迅速な意思決定を支援する組織として、平成 19 年度に理事長直轄の「経営企画室」を新設し、また、予算編成と予算統制の厳格化を目指し、財務部内に「財務課」を設置し、「経営企画室」と「財務課」との有機的連携により予算統制を徹底したことが、帰属収支差額がマイナスとなった平成 18 年度～20 年度の 3 ヶ年を脱出し、平成 21 年度より黒字に転化する大きな原動力となった。
- 兵庫医療大学においては、定員確保と安定した受験者数を維持することで学生納付金等が順調に増加している。また、新大学として教育力の向上を第一とし、管理経費を抑え、教育研究経費への資金投下を重視する方針を貫くことができている。
- 兵庫医療大学の研究活動においては、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得を前提とし、学内予算による個人研究費を抑制し、尚且つ研究アクティビティを活性化させるために、研究推進委員会¹⁸⁾を中心とした研究支援活動を積極的に展開することにより、高水準の外部資金及び一般寄付金を獲得しながら教育研究活動を促進することができている。

(2) 改善すべき事項

- 法人全体としての財政状況は改善しつつあるとはいえ、消費収支比率を 100%未満に保ち資金蓄積を図ること。自己資金構成比率、流動比率を高めること及び総負債比率を是正し安定化させる必要がある。引き続き法人挙げて改善に取り組むべき重要課題である。
- 兵庫医療大学の財政は、法人全体の財政管理に負ってきたが、完成年次を迎え大学独自の指針と管理機能を強化し、将来に資することが現状の課題である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 現在、次期中期事業計画（平成 25 年度～30 年度）の策定に着手している。法人全体と兵庫医療大学が連動した将来構想を纏め、それを中期事業計画と財政計画に落とし込み、PDCA サイクルを回しながら実践することとしている。
- 兵庫医療大学の研究活動をより活性化し、引き続き競争的資金等の外部資金の獲得を目指す。

(2) 改善すべき事項

- 財務比率の内、特に消費収支比率及び自己資金構成比率の改善と大規模事業推進下の総負債比率悪化抑制を図るため、次期中期事業計画に基づく、中期財政計画を明確にして安定した財政基盤を構築する。
- 兵庫医療大学が完成年を迎え、経常費補助金の交付を契機に、大学単独の収支が黒字転換することから、資金蓄積を図り、大学の将来構想実現に資することが重要課題である。

4. 根拠資料

- 1) 学校法人兵庫医科大学中期事業計画（2006年度-2012年度）【9A-1】（再掲）
- 2) 学校法人兵庫医科大学年度別予算方針【9B-2】
- 3) 経営企画室規程【9B-3】
- 4) 学校法人兵庫医科大学事務組織規程・別表2事務分掌【9B-4】
- 5) 消費収支推移表（学校法人兵庫医科大学全体）（平成18-22年度）【9B-5】
- 6) 兵庫医療大学単独消費収支推移表【9B-6】
- 7) 学校法人兵庫医科大学中期事業計画の内、兵庫医療大学中期事業計画（24-37ページ）の37ページ「期間別事業計画表」【9A-1】（再掲）
- 8) 平成19年度～平成22年度学外資金内訳表【9B-8】
- 9) 兵庫医療大学科学研究費補助金公募要領及び補助金執行に関する説明会開催一覧【9B-9】
- 10) 消費収支計算書関係比率（平成18-22年度）【9B-10】
- 11) 貸借対照表関係比率（平成18-22年度）【9B-11】
- 12) 平成19～22年度兵庫医療大学事業計画【9A-3】（再掲）
- 13) 学校法人兵庫医科大学経理規則・経理細則【9B-13】
- 14) 学校法人兵庫医科大学固定資産及び物品調達規程【9B-14】
- 15) 学校法人兵庫医科大学内部監査規程【9B-15】
- 16) 学校法人兵庫医科大学監事監査規程【9B-16】
- 17) 学校法人兵庫医科大学監査報告書【9-⑤】（再掲）
- 18) 兵庫医療大学研究推進委員会規程【7-23】（再掲）

第10章 内部質保証

本章「内部質保証」については、大学全体の視点から記述し、必要に応じて学部・研究科レベルでの言及を加える。

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1) 大学全体

● 大学の諸活動の自己点検・評価とその結果の公表

自己点検・評価（学則第2条1項）¹⁾

・本学はその教育研究水準の向上を図り、本学の使命、目的、目標を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

情報開示（学則第3条）¹⁾

・本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報開示するものとする。

本学は、学則第2条1項において「自己点検・評価」及び、その結果の公表については、同条第2項において、その取り組みを定めている。ともに、学長を委員長とする自己点検・評価委員会²⁾がその中核の会議体として、本学における自己点検から改善に至るPDCAサイクルの実質化を図っている。併せて、積極的な「情報開示」についても学則第3条に定めている。

● 自己点検・評価委員会による自己点検の実施

開学初年度から、自己点検・評価体制について検討を始め、ほぼ一年で全体の委員会体制と今後の実施体制を定めた。委員会は、学長を委員長、副学長を副委員長とし、学部など全部局からの委員により構成する管理・運営、教育、研究、社会貢献の4部会を設置している。これら部会は必要に応じ、複数回/年の頻度で開催し、所掌する教学事項について検討している。教育目的・目標に沿った基盤的な教学事業の推進方策を検討するほか、授業評価（教育部会）、地域連携事業（社会貢献部会）、教員教育研究業績データベース³⁾の整備（研究部会）など、各々、特記的事項も実施している。

これら4つの部会での検討事項は、大学協議会を頂点とする本学の内部質保証システム（評価項目(2)に後掲）の中で、具体の対応へと繋いでいる。以下、代表的事例を記載する。

①開学4年を迎えるにあたっての「自己点検・評価に関する全学教員アンケート」の実施

平成22年12月に、看護学部、リハビリテーション学部の完成年度に合わせ、開学4年間における教学活動の多項目について、その進捗状況を把握するため、「自己点検・評価に関する全学教員アンケート」を実施し、その結果を学内に公開している^{4) 5)}。

アンケート集計結果のうち、大学のミッション、教育目標の適切性・達成度の評価結果を表10-1に示す。本学のミッションの適切性、同達成度についての教員評価は極めて高

く、また、4つの教育目標についても、教育目標4「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」を除いて高い評価を示している。教育目標4の評価が他に比べて低いことについては、「国際性の涵養」が、大学設置後間もないこともあり、実績が得られていないことによる。

表 10-1 自己点検・評価に関する全学教員アンケート結果（一部抜粋）

評価項目	ミッション	同達成度	教育目標 1	教育目標 2	教育目標 3	教育目標 4
評価値 ※	93%	81%	84%	90%	84%	51%

※5段階評価の3から5までの合計%(5が最高)

②「授業アンケート」の実施

自己点検・評価委員会教育部会において、平成21年の本学における授業評価について、その目的、実施科目、実施内容などの詳細を定めた実施要項を策定し、平成21年度後期より、本学専任教員が授業科目責任者である全授業科目を対象に実施した。さらに、その実施結果をもとに、授業評価の結果を改善へ繋ぐための「教員授業評価振り返り表」方式を新たに導入するなど、いくつかの改善点を加えた兵庫医療大学授業評価実施要項を平成22年に策定した⁶⁾。これに基づき、本学専任教員を授業科目責任者とする全授業科目について、前・後期にそれぞれ実施している。

平成22年度前・後期の各学部授業評価の集計結果⁷⁾から、学生の自学自習時間が極めて少ない、との結果が明らかになった。これら授業評価の集計結果を、学部長、各教員に配布し、学部毎にそれらの結果を今後の授業改善、カリキュラム改善へ活かす体制を敷いている⁷⁾。

③認証評価への対応

平成20年度より、自己点検・評価委員会の各部会における評価項目について現況調査を行い、平成22年度に自己点検・評価委員会の中に、認証評価対応委員会(委員長は副学長)を設置し、管理・運営、教育、研究、社会貢献の4部門の現況分析を始めるとともに、抽出された未着手及び改善すべき課題について、自己点検・評価委員会で審議後、大学協議会に諮り、対応している。

④学部自己点検・評価の実施

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では、学部自己点検・評価委員会を設置し、全学自己点検・評価委員会のもとで学部独自の対応を図っている(図10-1)。薬学部については、薬学教育評価機構が実施する「自己評価22」に則り、自己点検・評価を実施し、自己評価書を平成23年5月に公開している⁸⁾。

●自己点検・評価結果の公表、情報公開

本学の建学の精神、教育理念、学事、組織、教育研究活動、管理運営活動など、大学の基盤的事項に加え、財務に関すること、設置認可申請、同計画履行状況報告書なども、本学ホームページの「情報の公表」⁹⁾で開示している。また、大学の基盤的事項に加えて、教員の研究業績を収載した刊行物「兵庫医療大学年報」¹⁰⁾を開学以来、他大学など関連機関に配布し(配布数約2,000部)、広く本学の教学活動及びその成果を社会に対して開示している。

本学教員の教育研究業績については、「情報の公表」⁹⁾の項目3. “教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること”で、集約したデータとして公表している。さらに、平成23年11月から教員個人レベルでの教育研究業績データベース「研究業績プロ」³⁾について本学ホームページに掲載した¹¹⁾。

● 情報公開請求

情報公開請求については、学校法人兵庫医科大学情報公開規程¹²⁾に基づき対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

● 本学における内部質保証システム

① 自己点検・評価委員会

本学の内部質保証システムの中核は、自己点検・評価委員会であり、図10-1に示す関連会議体との連携によりPDCAサイクルの体系化を図っている。改善に結びつけるシステムとしては、設定した各部会目標、自己点検・評価に関する全学教員アンケート（前掲）、あるいは、全学FD委員会からの提言¹³⁾などをもとに、委員長である学長のリーダーシップのもとに各部会、学部などに対応を指示し、併せて、大学の最高議決機関である大学協議会で担保することにより、改善に結びつける体制を構築している。

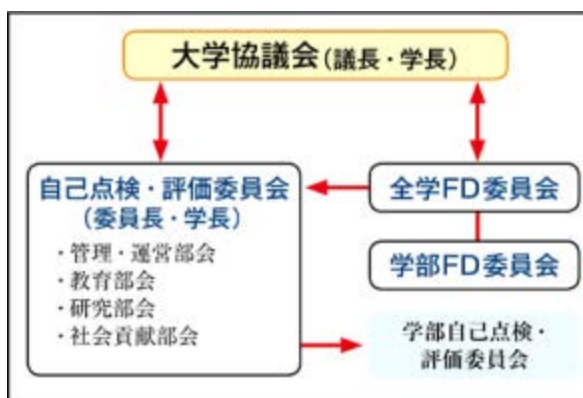


図10-1 兵庫医療大学内部質保証システム

② 学部等自己点検・評価委員会

学部ごとに設置した自己点検・評価委員会により、全学自己点検・評価委員会の審議を受けて、学部単位での対応を図るほか、学部固有の自己点検を実施することとしている。

③ 全学FD委員会

全学FD委員会が、本学におけるFD活動に係る基本指針¹⁴⁾を策定し、平成20年度から、全学FDワークショップを毎年度開催し、FD活動の実質化を促進してきた。

④ 学部等FD委員会

3学部それぞれFD委員会（薬学部FD委員会、看護学部FD委員会、リハビリテーション学部FD委員会）を設置し、学部特有の課題についてFD活動を各年度実施している。看護学研究科、医療科学研究科においては、委員会は未設置であるが、該当学部FD委員会に含む形でFD活動を行っている。

● 構成員のコンプライアンス意識の徹底

本学設置法人である学校法人兵庫医科大学の内部監査室¹⁵⁾が、本学を含む法人全体でのコンプライアンスの推進に係る業務を統括し行っている。特に、公的研究費（科学研究費・受託研究費等）の公正な執行に関しては、各年度、法人内部監査室も参画する形で、教員への説明会を実施し、参加者のアンケートを集計、学内に公表するなどにより、教職員のコンプライアンスの徹底を図っている。

（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。

● 自己点検・評価委員会を中核とする本学の内部質保証システム(図 10-1)は、前項に記述した通り、本委員会委員長である学長のリーダーシップの下に、本学教学活動の点検と方策の策定において十分機能していると判断している。前項に記述した以外の特筆すべき取り組みとして、本学では年 2 回（年度初めの 4 月と年度末の 1 月）開催する全学教員集会において、学長が各時点で大学の教学に関する課題について、大学の対応とその方策を説明し、教職員にその取り組みを促すことで、全学レベルで共通認識の徹底を図り、進捗状況の確認を行っている。

● 教育研究活動のデータベース化

本学では平成 19 年度より、専任教員の研究業績データベース化推進のため、研究者情報をはじめ研究業績などを含む教員基礎データ管理システム「研究業績プロ」を導入している³⁾。研究業績などの公開可能なデータについては、平成 23 年 11 月よりホームページからの閲覧を可能にしている¹¹⁾。

● 学外者の意見の反映

以下の 2 つの会議体により、外部意見を取り入れる体制を構築している。

① 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会¹⁶⁾

兵庫医科大学及び同病院の役職者と本学の役職者が定期的に会合を持ち、本学における教学事項の実施状況について審議し¹⁷⁾、相互の連携体制の強化を図るもので、これまでに 5 回実施している。

② 学校法人兵庫医科大学連携病院の会¹⁸⁾

本学法人が運営母体となっている学校法人兵庫医科大学連携病院の会(兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、関西地区約 120 の医療機関で構成)において、本学の教育研究の実施状況を説明し、併せて、兵庫医科大学及び関連の地域医療現場からの意見も取り入れる機会として、これまでに 3 回実施している。

● 設置計画履行状況調査に対する指摘事項の対応状況

本学の設置認可時（平成18年11月30日）および同大学院研究科認可時（平成22年12月）における留意事項に対しては誠実に履行し、履行状況報告書として提出している。その抜粋を根拠資料¹⁹⁾ ²⁰⁾ に示す。

2. 点検・評価

① 成果が上がっている事項

● 自己点検・評価委員会を中核とした内部質保証システムの実施体制（図 10-1）が、学長のリーダーシップの下に、全学レベルの決定事項に即応するシステムとして機能している。

● 全学 FD 委員会の活動を通して、全学教員に FD 活動への認識度を高め、そこから抽出された課題を自己点検・評価委員会にリンクさせることにより、改善につなげるシステムとなっている。併せて、学部到自己点検評価及び FD について、その実施を担う会議体を設置し、ボトムアップ形式としての内部質保証も可能にしている。その成果として、本学教育研究業績データベース「研究業績プロ」の整備³⁾と公開（平成 23 年 11 月より）¹¹⁾、未整備であった学部の FD 委員会、自己点検・評価委員会の設置や学位授与方針の策定（平成 23 年 9 月に公表）に繋がった。

● 全学の授業評価システムを整備し、全科目について実施することで、教学上の具体の課題抽出と教員、学生の意識向上に繋ぐことが可能になった。

● 本学のホームページおよび刊行物を通して、大学の基本情報、教育研究活動を積極的に公表することにより、大学の教学活動の公的側面に対する教員意識の向上が図られた。

● 医療人の育成という本学の社会的使命に鑑み、学外者の意見を取り入れる仕組みの重要性を認識し、学校法人兵庫医科大学大学連携協議会と学校法人兵庫医科大学連携病院の会の2つの外部機関との会議体を設けている。前者は医療総合大学の視点、後者は社会の医療機関から本学に対する教学活動への意見、評価を取り入れ、それらを反映させた教学活動を実施している。

②改善すべき事項

● 授業評価システムについて、浮かび上がった課題に対する具体の対応を図ることが、十分なされているとは言えない。例として、学生の自学自習時間が極端に不足している、とのアンケート結果に対して、それを改善するカリキュラムの検討及び講義の仕方などの方策が充分には図られていない。

● 看護学研究科、医療科学研究科は、開設後間もないこともあり、全学の内部質保証システムの中で、学部には包括された形で改善に向けた取り組みを実施しているが、今後、研究科内の独自の内部質保証システムを整備する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

● 本学の内部質保証システムについて、より効率的に機能するよう改良を加え、自己点検・評価委員会の部会ごとの課題を遂行する。併せて、現在の学部レベルまでの自己点検・評価システムでの PDCA サイクルを教職員レベルで機能化できる方策を検討する。

● 設置履行状況調査における留意事項について、薬学部、看護学研究科、医療科学研究科ともに、誠実に履行し設置目的を果たす。

②改善すべき事項

● 授業評価アンケート等の内部質保証システムにおいて抽出された課題に対して、即応する仕組みを構築すること、また、教職員個人レベルで PDCA サイクルを通して具体の改善に繋がる仕組みを構築する必要がある。

● 看護学研究科と医療科学研究科については、完成年度までに学部と同じ内部質保証システムを構築する。

4. 根拠資料

1) 兵庫医療大学学則【1-①】(再掲)

2) 兵庫医療大学自己点検・評価委員会規程【10-②】(再掲)

3) 研究業績プロ入力要領【10-3】

4) 自己点検・評価に関する全学教員アンケート項目一覧【10-4】

5) 自己点検・評価に関する全学教員アンケート集計結果【1-19】(再掲)

6) 兵庫医療大学授業評価実施要項(平成 22 年度版)、兵庫医療大学授業評価、同自己評価(教員用)、教員授業評価振り返り表【10-6】

- 7) 平成 22 年度度兵庫医療大学授業評価集計結果【10-7)】
- 8) 兵庫医療大学薬学部自己評価書【1-23)】(再掲)
- 9) 兵庫医療大学ホームページ「情報の公表」の公開一覧【1-15)】(再掲)
<http://www.huhs.ac.jp/index.php/school-info/public-information.html>
- 10) 兵庫医療大学年報(平成 19 年度)【1-16) -1】(再掲)
兵庫医療大学年報平成(20・21 年度)【1-16) -2】(再掲)
- 11) 兵庫医療大学ホームページ「教員研究・業績検索」【10-11)】
<http://ofcach.ofc.huhs.ac.jp/hhshp/KgApp>
- 12) 学校法人兵庫医科大学情報公開規程【10-12)】
- 13) FD 委員会からの提言(平成 23 年 3 月 31 日)【1-19)】(再掲)
- 14) 兵庫医療大学ファカルティ・デベロップメント活動に係る基本方針(平成 21 年 7 月 7 日)【10-14)】
- 15) 学校法人兵庫医科大学法人内部監査規程【9-12)】(再掲)
- 16) 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会規程【1-20)】(再掲)
- 17) 学校法人兵庫医科大学大学連携協議会議事要旨(第 4 回、平成 21 年 11 月 16 日)【1-21)】
(再掲)
- 18) 学校法人兵庫医科大学連携病院の会(平成 22 年度開催パンフレット)、兵庫医療大学
年報(平成 20・21 年度) 105 ページ【1-22)】(再掲)
- 19) 兵庫医療大学[認可]設置に係る設置計画履行状況報告書(平成 23 年 5 月 1 日)(26-27
ページ抜粋) 【10-19)】
- 20) 兵庫医療大学大学院看護学研究科、医療科学研究科[認可]設置に係る設置計画履行状況
報告書(平成 23 年 5 月 1 日)(25 ページ抜粋)【10-20)】

終章

1. 本章の要約

(1) 理念・目的

設置者である学校法人兵庫医科大学の建学の精神をもとに開学した本学の理念・目的は、構成する薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、大学院看護学研究科および、同医療科学研究科において、各々の理念・目的・目標として具体化され、それに基づき教学活動を推進している。学部・研究科の独自のカリキュラムに加え、姉妹校である兵庫医科大学医学部とも連携した学部横断型カリキュラムにより、医療人育成を目指す方針は、本学の教育の大きな特徴である。

これら大学、学部・研究科の理念・教育目標などは、学生、教職員、並びに、社会に周知を図ると共に、学内外の会議体による定期的な検証により、具体の活動へ繋ぐ体制を整えている。

開学以来、学生募集、定員充足なども順調に推移する他、完成年度を迎えた看護学部、リハビリテーション学部では、国家試験合格率、就職率などに見られる教育成果には著しいものがあつた。

また大学院研究科についても、同様に順調に推移している。このように、本学の理念・教育目標は、その成果を見ても充分達成されていると判断する。

(2) 教育研究組織

本学の教育研究組織は、学部や専門職間の壁をなくした「ボーダレス」な教育研究環境の下で「チーム医療」を担う医療人を育成することを主眼として編成しており、その設置の趣旨に沿った教員組織を構築してきた。本学は、開学5年目であり、各年度、大学設置審議会による設置計画履行状況に対する実地・面接調査を受け、その中で法人組織との関係を含めて組織の適切性についても評価・検証され、開設後の留意事項もなく、より改善すべき点は全て対応し、承認されている。

平成23年4月に開設した大学院看護学研究科と同医療科学研究科についても、設置の趣旨に沿った教員組織のもとに、教育研究を開始している。

(3) 教員・教員組織

本学設置計画にある「教員組織の編成の考え方及び特色」の方針に基づいて、医療専門職者養成大学としての特徴に鑑み、各学部及び共通教育センターに教員を適切に配置している。また新規教員の募集・採用・昇格についても基本手続きを整備している。開学5年目を迎え、各学部においては教員組織が整備された結果、大学設置基準に定められた専任教員数及び構成の基準を質・量ともに十分に満たした状態となっている。また医療専門職者を育成する大学の理念から、医師を含めた実務経験者を中心とした教員構成がなされている。

大学院各研究科も開学1年目であるが、学部教員構成を基盤として専門分野ごとに適切に教員を配置しており、新規募集の場合は学内人事規則に従い、適切に審査し採用することを決定している。

教員の資質向上を目的としたFD活動等の種々の取り組みも、大学全体と学部レベルにおいても実施され、教職員間での意識向上に繋がっている。

教員・教員組織について、大学の方針に則った活動が充分に行われていると判断する。

（４）教育内容・方法・成果

学部、研究科の「教育目標」「学位授与方針」および「教育課程編成・実施方針」を整備し、ホームページに公表している。現在、医療の基本となる「チーム医療」教育を推進する意味合いも含めたボーダレスな教育体制の一環として「医療科学概論」を始めとした学部横断科目が各学年に設定されている。さらに学期毎に授業評価アンケートを実施し、よりよい教育成果につながるシステムが構築されている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、策定・公表が平成 23 年 9 月と遅れたことから、学生及び教員への周知とそれらに準拠した教育活動の徹底に課題が残る。

（５）学生の受け入れ

本学の教育理念に基づき、学部・大学院研究科ごとの教育理念、教育目的及び教育目標、アドミッションポリシーを明確に示している。全学的に、ホームページや入学者募集要項への掲載、オープンキャンパス、高校訪問および入試説明会など種々の広報活動を行ってきた結果、受験者数も増加傾向にあり、いずれの学部・研究科においても、入学者数は入学定員を充足している。開学以来、入学定員に対する在籍総数の超過率は、0.99～1.26の範囲であり、学科によっては1.1倍を超過する年度もあったが、その都度是正と教育的対応を図ってきた。経年的にはバラつきがあるもののほぼ適正であると判断する。

一方、入学してからの学習意欲の低下や成績不良などに陥る学生への対応が課題となっている。本学を受験する高校生対象に、医療専門職の仕事内容や大学での授業内容などをわかりやすく具体的に周知させる広報活動も必要である。現在、高校と連携し、出張授業や体験授業、進路指導教員への説明会などを行っているが、これらの活動の充実に努める。

過年度に出題ミス及び合否判定資料の作成ミスが発生するなど入試運営上に問題点があったことに対して、チェック体制を強化した経緯があり、引き続き入学試験の適切かつ厳正な実施に向けた取り組みを行う。

（６）学生支援

本学では、「学生が修学に専念し、健康で楽しく、充実した学生生活を送るために様々なサポートをする」ことを掲げ、修学支援や奨学金制度、健康管理、課外活動支援、キャリア教育、就職支援について、大学全体と学部レベルの双方から取り組んでいる。

学生委員会がこれら支援活動を全学的視点から所掌し、学部・研究科単位で実施する体制をとっている。修学支援では、学部教員が担任制の下で、成績不良学生の早期発見・早期対応を行う体制を整備し、機能している。また、一般の奨学金の他に、成績優秀者を対象にした兵庫医療大学給付型奨学金制度を導入することにより、優秀な人材を確保すると同時に学生の勉学意欲の向上につなげている。

生活支援の点でも、厚生施設の充実、保健管理センター（保健室と学生相談室）、種々の奨学金制度の運用、課外活動の支援など十分な支援が出来ていると判断する。

進路支援はキャリアデザインセンターを大学の中核組織とし、学部と協働する中で種々の取り組みを実施し、十分な成果に繋がっている。

（７）教育研究等環境

年度ごとの事業計画に則り、大学全体、学部・研究科での施設・設備の整備は順調に推移している。これら施設・設備の整備・更新などについての大学の方針は、その所掌する会議体を含め、明確に規定されている。学生の教育、教員の教育研究活動において、図書館・学術情報サービス機能は役割を果たしている。

本学は医療系大学としての教学上の特性から、教員の研究活動、実務活動に基づく教育の実践を重要なものと位置付け、これら教員の活動を奨励している。その結果として、専任教員の研究活動への研究支援は、専任教員の外部資金の獲得と相まって、多くの研究成果（著書数、論文数、学会発表数）に結実している。また、研究倫理の遵守に必要な措置も講じられており、研究活動のコンプライアンスが保たれている。

教育研究等環境については、方針に基づいた活動が実施され、具体の成果に繋がっていると判断する。課題としては、専任教員の研究活動、実務活動をさらに促進するための業務内容の再整理が挙げられる。

（８）社会連携・社会貢献

本学の教育目標の達成には、社会連携・社会貢献は重要な位置を占めるものであり、学則、教育目標に定めている。本学の地域連携活動の主体として「地域連携実践センター」を設置し、大学の方針のもとに、本学の立地の特色を活かして、神戸ポートアイランド内を中心とした地域住民の健康増進・維持のために、種々の活動を行い、成果を挙げている。

特筆すべき事業としては、平成20年10月に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」として採択された「神戸ポートアイランド・キャンパス4大学連携協定」に基づく「神戸ポートアイランド4大学連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－」が挙げられる。この中で、本学は健康推進プロジェクトとして様々な活動を行っている。

このような大学としての取り組みのほか、医療職者である本学教員の個別の社会貢献も加え、本学における社会貢献・社会連携は、極めて大きな成果を挙げていると判断する。

国際交流については、国際交流委員会を中心に、その取り組みを始めている。海外の大学と学術交流に関する国際協定締結や欧州研修などの一部の成果が得られつつあるが、より広範な活動が今後の課題である。

（９）管理運営・財務

管理運営については、ボーダレスな教育研究環境の構築を目指し、各学部・研究科の独自性と全学的融合性が両立する管理運営を実践してきた。設置計画の高い水準での履行をめざすために中期事業計画を策定し、同時に年度別事業計画を定めて管理運営上の指針としている。年度ごとにその達成度を実行部署が自己評価し、大学協議会で取り纏め、常務会での達成度評価ヒアリングを経て、評価結果が理事会に報告されている。その評価結果を次年度の事業課題に反映するPDCA サイクルによる管理運営が実践できている。なお、学校法人兵庫医科大学が新たなビジョンを掲げる中、兵庫医療大学においても創立期を検証し、次期発展に向けた将来構想を盛り込む中期事業計画の策定を行うこととしている。事務組織においては開学からの学年進行に伴う業務分掌の拡大と業務量の増大に対応するために、組織・機能の改組を行うとともに、スタッフの業務能力向上のためのSD活動を展開してきた。また、1法人2大学の事務機能の在り方について検証し、事務組織・機能

の改善を進めている。加えて、設置計画履行状況調査（ＡＣ）において指摘された設置計画を超えて実施した施設整備の事前相談・届出の不備を反省し、法人事務と大学事務の連携を強化するために「大学・大学院設置に係る業務チーム」を設け、業務の適正化を図っている。

財務については、法人全体としての財政状況は改善しつつあるとはいえ、消費収支比率を100%未満に保ち資金蓄積を図るとともに、自己資金構成比率、流動比率を高め、総負債比率を是正し安定化させる必要がある。引き続き法人全体で改善に取り組むべき重要課題である。

また、科学研究費補助金等の外部研究資金及び新大学のための一般寄付金は、本学の教育研究に資され、大きな原動力となっている。

なお、兵庫医療大学が完成年を迎え、経常費補助金の交付を契機に、大学単独の収支が黒字転換することから、基本金への繰り入れによる資金蓄積を図り、大学の将来構想実現に資することが重要課題である。

（１０）内部質保証

学則に「自己点検・評価」と「情報開示」を定め、本学の情報を積極的に開示するとともに、学内外の複数の会議体による自己点検評価体制を機能させることで、本学の教学活動の基盤を構築してきた。自己点検・評価委員会を中核とする本学の内部質保証システムは、点検・評価結果を改革・改善に結びつけることにおいて、学部レベルまでのシステムが整った状況にある。特に、今回の認証評価受審に向けた自己点検・評価により、改善すべき課題が抽出され、そのいくつかの具体の対応が図られたことは大きな成果である。今後は、内部質保証システムが、教職員レベルにおいても有効に機能するような方策を立てると共に、現有する学外者による検証システムの実質化に向けた取り組みが課題である。

２．全体的な目標の達成状況

＜理念・目的・教育目標の達成状況と「方針」に基づいた活動の検証＞

（１）「１．理念・目的」、「２．教育研究組織」、「３．教員・教員組織」、「４．教育内容・方法・成果」、「６．学生支援」、「７．教育研究環境」、「８．社会連携・社会貢献」については、方針に基づいた活動が行われ、本学の理念・目的・教育目標も達成されている。

（２）「５．学生の受け入れ」、「９．管理運営・財務」、「１０．内部質保証」については、概ね方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されているが、一部課題を残す。

３．優先的に取り組むべき課題

（１）理念・目的

アドミッションポリシー、教育課程編成方針、学位授与方針の大学内外での周知、理解の向上を各種の広報媒体及び、教職員FD活動、学生ガイダンスなどで図る。

大学の教育目標の一つである「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」にかかわる「国際性の涵養」について、国際交流委員会の活動の中核にした取り組みを強化する。

（２）教育研究組織

全学部・研究科の完成年度に合わせ、それまでの教学活動の実績をもとに、教員に係る種々の教学業務、管理運営業務の在り方について検証し、現在の教育研究組織の中で、より機能的な運営を目指す。

（３）教員・教員組織

学部などの教員配置は適切になされているが、共通教育センターの担当分野は多岐にわたるため、非常勤講師の活用とともに、将来的には専任教員を主力として対応できる教員組織を構築する。また、薬学部の完成年次には、定年退職を迎える教員も多いことから、現有の教員選考規定に準拠しつつ、教員の適合性に則った新規採用方針を整備する。

（４）教育内容・方法・成果

＜教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針＞

それぞれが整備されホームページに公表されている。その中で、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を、教学活動への反映へと実質化することが課題である。また、その内容を教育委員会や自己点検評価委員会で定期的に検証していく。

＜教育課程・教育内容＞

薬学部の完成年次後の平成 25 年度から、より質の高い教育成果を得るため教育課程の見直しを行う。特に共通教育センターを中心とした医療専門職者育成に特化した教養教育課程の改編を予定している。

＜教育方法＞

英語科目については入学時 TOEIC 試験を実施し、習熟度別クラス編成により教育効果を高める取り組みがなされているが、能力別教育方法の内容を検証していく。また授業評価アンケートは現在のところ専任教員担当科目についてのみ実施されているが、非常勤講師担当科目についても適用していく必要がある。

＜成果＞

教育成果を評価するための新たな指標の開発に努める。特に大学院研究科ではその教育成果の測定方策を確立する必要がある。また学士教育の目標ではないが、各学部の国家試験対策も併せて整備していく。

（５）学生の受け入れ

過年度に出題ミス及び合否判定資料の作成にミスがあり、再発を防止するための入学試験実施体制を改善した。今後も、絶えず万全な入学試験の実施体制の確立に向けて取り組む。

入学後の学習意欲の低下や成績不良などに陥る学生への対応に関しては、本学を志望する高校生に、医療専門職の仕事内容や大学での授業内容などを十分理解させる取り組みが必要である。現在、高校と連携する中で、出張授業や体験授業、進路指導教員への説明会などを行っているが、これらの取り組みを充実させ、上記の課題への対応を図る必要がある。

（６）学生支援

＜修学支援＞

学生の入学後早期での退学や休学については、抜本的な解決策は見当たらないが、入学前のオープンキャンパスや職業体験イベント、大学祭などを通じ、大学生活や希望する志望学部について事前の理解を高めるほか、入学後の医療科学概論など特徴あるカリキュラムを通して、医療人教育への認識とその社会的使命への共感をより高める。加えて、保護者懇談会も含めた現在の支援体制を強化する。入学後に成績不振に陥ち入る学生に対して、補習・補充教育に関する支援体制の利用、担任制度の活用、少人数グループでの実習、オフィスアワーの活用などにより、早期に対応する。

＜生活支援＞

学生相談室、保健管理センター、さらには学部担任教員などが連携して、学生の生活支援の方策をさらに検討する。

＜進路支援＞

現在の支援体制を強化するほか、新たな病院や施設などとの連携を広く強化していく。

また、本学の専門性につながる研究機関や施設などの新たな活躍の分野を積極的に開拓する。

卒業生の生涯学習および生涯キャリアデザイン支援という視点から、卒業生に対する卒業後の進路支援を新たな方策として検討する。

（７）教育研究等環境

現状を維持し、大学を取り巻く環境や医療情勢の変化を捉えながら教育研究に関する施設・設備・管理運営体制の改善に向けて対応できるように準備する。

教員の研究支援のための教員配置、業務分担、事務組織による支援の在り方を検証し、教員の研究活動、実務活動が円滑に推進するよう見直す。

（８）社会連携・社会貢献

平成23年度に開設した大学院看護学研究科と同医療科学研究科の教育研究成果が得られるに伴い、大学院研究科の視点から社会貢献活動をどのように展開するかを検討する。また、地域貢献においては、これまでの活動を定常化し、より地域住民に資するものとして継続していく。

国際交流については、海外の大学と学術交流に関する国際協定締結や欧州研修などを行ってきた。今後、教職員や学生の海外研修を行う体制や留学生の受け入れ体制を整備し、国際交流を通じた教育研究の活性化を図る。

（９）管理運営・財務

学校法人兵庫医科大学は、新大学として兵庫医療大学を設置し、管理運営上の様々な施策・機能の変革を成し遂げてきている。管理運営上さらに意識改革すべき課題として、①法人本部機能と医科大学機能の意識的分化、②法人及び医科大学との附属病院群の管理運営体制の明確化、③法人本部機能と医療大学機能の明確化、④医科大学と医療大学の教育研究における連携の有り方等が挙げられる。これらの課題に対して、法人事務と大学事務の連携を強化するために「大学・大学院設置に係る業務チーム」を設け、業務の適正化を

図る。

(10) 内部質保証

授業評価アンケートなどの内部質保証システムにより抽出された課題に対して、即応しうる仕組みを構築し、また PDCA サイクルが教職員個人レベルで具体の改善に繋がるシステムを策定していく。

看護学研究科と医療科学研究科については、完成年度までに学部と同じ内部質保証システムを設置する。

4. 今後の展望

本学は、開学 5 年目に当たり、構成する 3 学部・2 大学院研究科のうち、2 学部のみが完成年度に達している状況にある。本学の設置趣旨を確実に履行し、学部・研究科ごとの教育目標とともに本学の理念・目的を確実に達成することが何よりも優先すべきことである。本認証評価に向けた自己点検・評価により抽出された課題について、今後具体の改善を行うとともに、その優れた点をさらに大きく伸ばしていきたい。

教育研究組織としての今後の展望については、薬学部の完成年度に合わせ、大学院薬学研究科博士課程の申請を準備している。また、大学全体の視点からの展望としては、学校法人兵庫医科大学を構成する大学として、兵庫医科大学、同病院との密接な教育研究連携体制を確固としたものとし、兵庫医科大学を含めた医療総合大学としての人材育成などの社会的責務を果たしていく。